

令和 7 年度
島根県原子力防災訓練の記録

令和 8 年 3 月
島 根 県

目 次

◇ 訓練状況の写真	写真 1
I 訓練実施要領等	
1 令和 7 年度島根県原子力防災訓練の概要	1
2 訓練実施要領	
(1) 島根県作成分	3
(2) 松江市作成分	13
(3) 出雲市作成分	17
(4) 安来市作成分	19
(5) 雲南市作成分	23
II 訓練資料等	
1 初動対応訓練イベントリスト	29
2 各種帳票等	30
III 訓練評価報告書	
1 島根県作成分	51
2 第三者機関作成分	63
IV 参考資料	
1 学習会資料	147
2 島根県における原子力防災訓練の実施状況	165

訓練状況の写真

初動対応訓練等

初動対応訓練(12月24日実施)

島根県



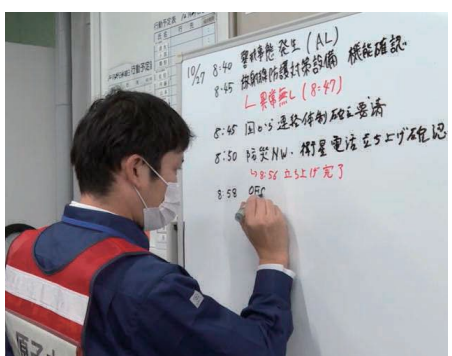
通報受信



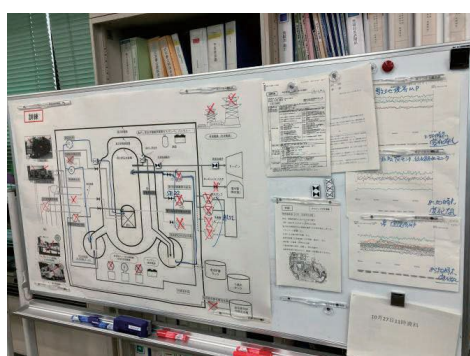
要員への指示



情報収集



情報整理(1)



情報整理(2)



関係機関との情報共有



本部長への報告(1)



本部長への報告(2)



避難退域時検査に向けた準備



住民避難に向けた準備



災害対策本部会議(1)



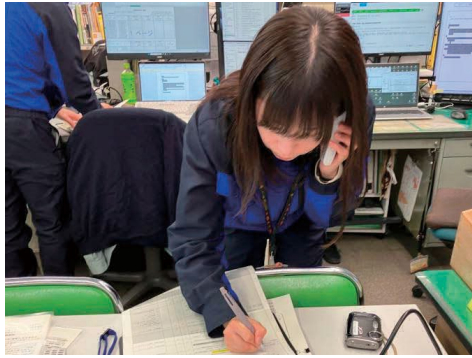
災害対策本部会議(2)

初動対応訓練(12月24日実施)

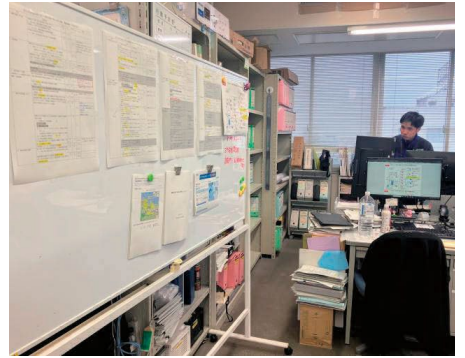
松江市



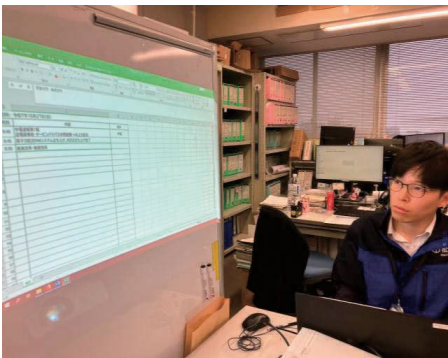
通報受信



情報収集



情報整理(1)



情報整理(2)



情報共有・報告



災害対策本部会議

出雲市



通報受信報告(1)



通報受信報告(2)



情報収集



情報整理



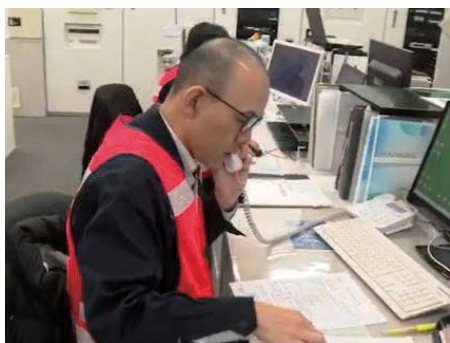
情報伝達の確認



災害対策本部会議

初動対応訓練(12月24日実施)

安来市



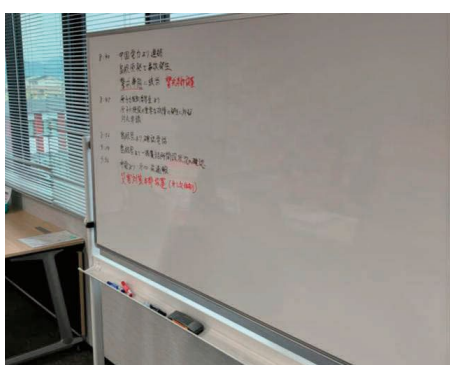
通報受信



情報収集(1)



情報収集(2)



情報整理



災害対策本部会議(1)

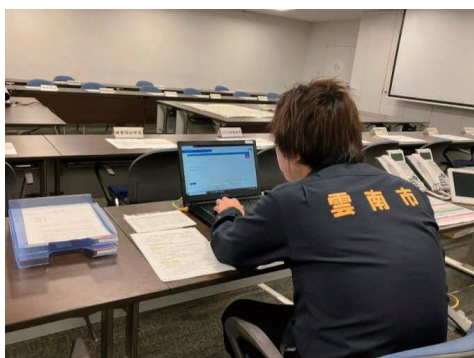


災害対策本部会議(2)

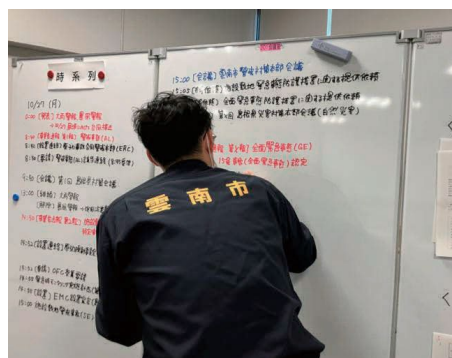
雲南市



通報受信



情報収集



情報整理



市長等への報告



情報共有・指示



災害対策本部会議

初動対応訓練(12月24日実施)

2県6市テレビ会議



原子力災害合同対策協議会(1)



原子力災害合同対策協議会(2)



原子力災害合同対策協議会(3)

緊急時モニタリング訓練(10月27日実施)



要員参集



可搬型モニタリングポスト設置



放射性物質放出後の屋外活動準備



試料の採取



放射能測定の前処理作業



放射能測定の実作業

避難措置等訓練

在宅の要支援者避難誘導等訓練(11月1日実施)

鹿島複合施設



支援内容等の確認(1)



福祉車両への乗車

御津交流館



支援内容等の確認(2)

住民の避難措置等訓練(11月9日実施)

出雲市(避難退域時検査以外)



バス避難者の受付



避難経由所



航空機モニタリング訓練



防災展示(ドローン)



避難所設営訓練(段ボールベッド)



原子力防災学習会

住民の避難措置等訓練(11月9日実施)

安来市(岡山県奈義町への広域避難、避難退域時検査以外)



バス避難者の受付



避難経由所



避難所での受付



避難所(1)



避難所(2)



避難所運営協議

雲南市(避難退域時検査以外)



バス避難者の受付



安定ヨウ素剤に関する説明



安定ヨウ素剤の配布



バス乗車



原子力防災学習会(1)



原子力防災学習会(2)

住民の避難措置等訓練(11月29日実施)

松江市(広島県尾道市への広域避難、避難退域時検査以外)



地区現地災害対策本部会議



バス避難者受付



避難経由所



避難所での受付



避難所運営協議



炊き出し訓練

避難退域時検査訓練(11月9、29日実施)

佐田行政センター(11/9)



車両の指定箇所検査



車両の確認検査



車両の簡易除染



住民の指定箇所検査



住民の確認検査



検査済証交付

伯太庁舎(11/9)



ゲート型モニタを用いた検査

たたらば壱番地(11/9)



車両の指定箇所検査

たたらば壱番地(11/29)



検査済証交付

住民広報訓練(11月9、29日実施)

緊急速報
エリアメールの着信音が鳴ります!
令和7年度
島根県・鳥取県
原子力防災訓練

11/9日
配信時間 午前8時00分頃
配信範囲 安来市

11/29土
配信時間 午前8時00分頃
配信範囲 松江市

配信時間 午前8時05分頃
配信範囲 米子市

配信時間 午前8時30分頃
配信範囲 出雲市、雲南市、境港市

配信内容 原子力災害を想定した屋内退避・避難指示

ポスター掲示による広報

緊急速報メール

【訓練Test】一時移転指示
【これは訓練です。】This is a Test.
出雲市災害対策本部からお知らせします。
島根原子力発電所の事故により、放射性物質の放出が確認されました。
次の地区の皆さんは、避難してください。
対象地区：大津地区、塩冶地区、上津地区、出西地区、阿宮地区、伊波野地区
バスで避難される方は、各地区の一時集結所に集合してください。
火の元や戸締りなどに気を付けて、マスクや帽子を着用し、持ち物は貴重品や着替えなど最小限にしてお集まりください。
【これは訓練です。】
(出雲市)

OK

緊急エリアメールによる広報

【事前予告】原子力防災訓練の実施について (お知らせ)
更新: 2025/11/28(金) 18:00

松江市からお知らせします。

○11月29日(土)に「原子力防災訓練」を実施します。

○島根原子力発電所2号機から放射性物質が放出する原子力災害が発生し、一部地区において環境中の放射線量が基準値を超えたため、1週間程度内での一時移転が指示されたという想定のもと、古志原地区を対象に、バスで避難先自治体(広島県尾道市)へ避難する訓練を行います。

○また、訓練にあわせて、29日午前8時00分頃には緊急速報(エリア)メールを配信します。(※日本語版、英語版の計2通)

○屋外スピーカー、広報車や防災メールなどを使用した住民広報訓練も行いますので、実際の災害とお間違いになりませんよう、ご注意ください。

○皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

【地区別避難計画パンフレットについて(松江市)】
地区毎の避難計画を記した「地区別避難計画パンフレット」を作成しています。
この機会にご自分のお住まいの地区の避難計画をご確認ください。
https://www.city.matsue.lg.jp/kurashi_tetsuzuki/anzen_anshin/genshiryoku/4/hinankeikaku/17603.html

【避難ルートマップについて(島根県)】
<https://shimane-hinan-map.jp/>

共有 情報提供: 松江市

Yahoo!防災速報による事前広報

島根県・鳥取県原子力防災訓練広報

民放及びケーブルテレビによる広報

日時:2025年11月09日 08時31分	日時:2025年11月29日 08時01分
タイトル:【訓練】避難指示	タイトル:【訓練】避難指示
本文: 【これは訓練です。参加者以外は実際に行動する必要はありません。This is a Drill】 島根原発2号機事故が拡大し、国から以下の地区に避難・安定ヨウ素剤服用の指示がありました。 対象:出雲市大津、塩冶、上津、出西、阿宮、伊波野地区、安来市安田地区、雲南市三刀屋地区 その他の地区は屋内退避を継続してください。 【これは訓練メールです。配信を終了します。】	本文: 【これは訓練です。参加者以外は実際に行動する必要はありません。This is a Drill】 島根原発2号機事故が拡大し、国から以下の地区に避難・安定ヨウ素剤服用の指示がありました。 対象:松江市古志原地区 その他の地区は屋内退避を継続してください。 【これは訓練メールです。配信を終了します。】
○原子力安全対策課 TEL 0852-22-5668	○原子力安全対策課 TEL 0852-22-5668

しまね防災メールによる広報

島根県さんの投稿

島根県
2025年10月30日

[周知] 11月29日 緊急速報メールの配信のお知らせ
令和7年度島根県・鳥取県原子力防災訓練において、次の日時、場所にある携帯電話、スマートフォンなどに緊急速報メールが配信されます。
11月29日(土) 8時00分頃、松江市
大きな着信音が鳴りますので、ご注意ください。松江市市場の方も配信を受信する場合があります。鳴動により不都合がある場合は電源をお切りください(マナーモード設定でも着信音が鳴ります)。なお、実際の避難等の行動は必要ありません。
また、同時刻頃、しまね防災メールでも訓練配信を行います。
○原子力安全対策課 TEL 0852-22-5668

いいね! コメントする

SNSによる広報(画像はFacebook)

社会福祉施設の避難措置等訓練(PAZ、11月20日実施)

指定障害者支援施設 四ツ葉園



初動対応の指示



屋内退避の準備(1)



屋内退避の準備(2)



情報収集・整理



模擬入所者の避難(1)



模擬入所者の避難(2)

社会福祉施設の避難措置等訓練(UPZ、11月26日実施)

特別養護老人ホーム 笑寿苑



初動対応の指示



情報収集・整理



屋内退避の実施



模擬入所者の一時移転準備



模擬入所者の一時移転



意見交換会

病院の避難措置等訓練(12月17日実施)

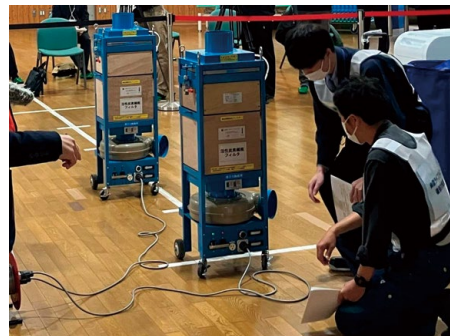
東部島根医療福祉センター



初動対応の指示



情報収集・整理



屋内退避準備(1)



屋内退避準備(2)



収集した情報の報告



模擬入院患者の避難

I 訓練実施要領等

令和7年度島根県原子力防災訓練実施要領

1. 目的

- (1) 緊急時における防災関係機関相互の連携による防災対策の確立及び防災業務関係者の防災技術の習熟を図る。
- (2) 住民・学校等の参加により、原子力災害発生時の避難対応力の向上を図るとともに、原子力防災に対する理解の向上を図る。
- (3) 訓練を通じて、「島根地域の緊急時対応」の避難対策を確認するとともに、得られた成果や教訓事項をもとに改善を図ることで、防災対策の実効性を高める。

2. 実施日

- (1) 避難措置等訓練
令和7年11月9日（日）、29日（土）
- (2) 初動対応訓練
令和7年12月24日（水）

3. 参加機関（順不同）

島根県、島根県警察本部、鳥取県、鳥取県警察本部、松江市、出雲市、安来市、雲南市、米子市、境港市、国、自衛隊、中国電力 他

4. 訓練対象施設

中国電力（株）島根原子力発電所

5. 実施場所

島根県庁、松江市役所、出雲市役所、安来市役所、雲南市役所、島根県原子力環境センター、鳥取県庁、米子市役所、境港市役所、鳥取県衛生環境研究所、その他関係機関、島根原子力発電所及び同周辺地域

6. 重点項目

- (1) 避難行動要支援者の避難手順の確認
- (2) 緊急時モニタリングの多様な実施方法の確認

7. 訓練評価等

訓練の評価を第三者機関等に委託して実施する。
また、訓練参加者（住民を含む）に対するアンケートを実施する。

8. 訓練の中止

災害の発生又は発生のおそれがある場合は、状況により訓練を中止する。

令和7年度 原子力防災訓練の各訓練項目

■令和7年11月9日（日）、29日（土） 住民の避難措置等訓練

8:00	緊急速報（エリア）メール（松江市、安来市）			
8:30	緊急速報（エリア）メール（出雲市、雲南市）			
避難退城時 検査	[松江市] 古志原地区	[出雲市] 大津、塩冶、上津、出西、 阿宮、伊波野地区	[安来市] 安田地区	[雲南市] 三刀屋地区
	バス避難	バス避難	自家用車・バス避難	バス避難
	道の駅たたらば老番地	出雲市佐田行政センター	安来市伯太庁舎	道の駅たたらば老番地
避難先	広島県尾道市	出雲市	岡山県奈義町	雲南市

■令和7年12月24日（水） 初動対応訓練

	（台風が接近する予報⇒災害対策本部設置） ※訓練前
8:35	島根原発2号機で警戒事態該当事象（プラント）発生
8:40	初動対応訓練〔県庁、市役所ほか〕 ○発電所から通報受信 ○関係機関への連絡
	事象スキップ（約6時間経過）
9:45	島根原発2号機で施設敷地緊急事態該当事象発生
	○発電所から通報受信 ○関係機関への連絡
	事象スキップ（約2日経過）
13:00	島根原発2号機で全面緊急事態該当事象発生
14:00	原子力緊急事態宣言
	○合同対策協議会（TV会議） ○県災害対策本部会議
14:40	

■その他個別訓練

- 令和7年10月27日（月）
 - ・病院、社会福祉施設・学校・保育所等の通信連絡訓練
 - ・緊急時モニタリング訓練（原子力環境センター）
- 令和7年11月1日（土）
 - ・在宅の避難行動要支援者避難措置訓練
- 令和7年11月9日（日）
 - ・緊急時モニタリング訓練（航空機モニタリング訓練）
- 令和7年11月9日（日）、29日（土）
 - ・避難誘導、交通規制等措置訓練
- 令和7年11月20日（木）、26日（水）
 - ・社会福祉施設の避難措置訓練
- 令和7年12月17日（水）
 - ・病院の避難措置訓練
- 令和8年3月25日（水）
 - ・原子力災害医療訓練

緊急速報（エリア）メール等による広報訓練実施要領

（令和7年度島根県原子力防災訓練）

1. 目的

原子力災害時における避難指示等を地域住民に迅速かつ正確に伝達することを目的として、緊急速報（エリア）メール等各種住民への広報手段を活用した情報提供手段の手順確認を実施する。

2. 訓練日時

令和7年11月9日（日）、29日（土）

12月24日（水）

※緊急速報（エリア）メールは11月9日、29日に発信

3. 緊急速報（エリア）メール配信地域

松江市、出雲市、安来市、雲南市の市内全域

4. 訓練内容

事態進展に応じて、手順の確認や訓練広報を実施

	広報手段
島根県	テレビ、ラジオ、島根県避難ルートマップ、防災メール、県ホームページ、SNS 等
松江市	防災行政無線、松江市行政情報住民告知システム（おしらせ君）、防災メール、ケーブルテレビ、SNS、防災アプリ（Yahoo!防災速報）、広報車 等
出雲市	いずれも防災メール、防災行政無線、ケーブルテレビL字放送、SNS、防災アプリ（Yahoo!防災アプリ） 等
安来市	行政告知放送、ケーブルテレビテロップ放送、SNS、防災アプリ（Yahoo!防災アプリ） 等
雲南市	安全安心メール、防災無線（屋外スピーカー、戸別受信機）、SNS、ケーブルテレビ 等

住民の避難措置等訓練、避難退域時検査訓練実施要領 (令和7年度島根県原子力防災訓練)

1. 目的

原子力災害発生時におけるO I L判断に基づく住民避難及び避難所等の設置運営等の円滑な実施を図る。

また、UPZ住民の避難時に実施する避難退域時検査について、実施機関の習熟を図るとともに、住民参加により避難の流れについての理解向上を図る。

2. 訓練日時

令和7年11月9日(日)、29日(土)

3. 参加機関

島根県、松江市、出雲市、安来市、雲南市、一般社団法人島根県診療放射線技師会、中国電力(株) 他

4. 訓練内容

(1) 住民の避難措置等訓練

	避難訓練実施地区	避難退域時検査場所	避難先自治体
松江市	古志原	道の駅たたらば壺番地	広島県尾道市
出雲市	大津、塩冶、上津、出西、阿宮、伊波野	出雲市佐田行政センター	
安来市	安田	安来市伯太庁舎	岡山県奈義町
雲南市	三刀屋	道の駅たたらば壺番地	

(2) 避難退域時検査訓練

佐田行政センターにおいて避難退域時検査場所を開設し、住民避難訓練に合わせて、以下の検査を実施する。

- ・ 車両検査及び簡易除染
- ・ 住民等に対する検査及び簡易除染
- ・ 検査済証の交付

また、動員する県職員に対して島根県原子力災害業務継続計画に基づき、理解の向上を図ることを目的として事前研修を実施する。

5. その他

避難先会場等において原子力防災学習会等を実施

初動対応訓練実施要領

(令和7年度島根県原子力防災訓練)

1. 目的

島根県地域防災計画に盛り込んだ原子力災害発生時における防護措置の実施にあたり、防災関係機関相互の連携による防災対策の確立及び防災業務関係者の防災技術の習熟を図る。

2. 訓練日

令和7年12月24日(水)

3. 訓練場所

島根県庁、松江市役所、出雲市役所、安来市役所、雲南市役所、鳥取県庁、米子市役所、境港市役所、中国電力(株)島根原子力発電所、その他関係機関

4. 参加機関(順不同)

島根県、松江市、出雲市、安来市、雲南市、鳥取県、米子市、境港市、自衛隊、中国電力(株)島根原子力発電所 他

5. 訓練内容

(1) 緊急時通信連絡等

複合災害時における国及び自治体等関係機関が連携した初動対応手順について確認するとともに、併せて通信連絡訓練を行う。

(2) 県・市災害対策本部の活動

県、市において災害対策本部を設置するとともに、事態の進展に応じた活動を行う。

学校等の避難措置等訓練実施要領

(令和7年度島根県原子力防災訓練)

1. 目的

原子力災害時における児童生徒の避難措置等が円滑に行われるよう、対応手順の確認を行う。

2. 訓練日

令和7年10月27日(月)

3. 訓練内容

(1) 県立学校

【PAZ(5km圏内)、UPZ(30km圏内)に立地している県立学校】

- ① 県教委から訓練通報の受理
- ② 各学校のマニュアルに基づき、児童生徒の所在確認、下校手順の確認、保護者への通信手段の確認
- ③ 県教委へ対応状況報告書を提出

【上記以外に立地している県立学校】

- ① 県教委から訓練通報の受理
- ② 児童生徒の所在確認(30km圏内活動中)、30km圏内に居住する児童生徒の下校手順の確認
- ③ 県教委へ対応状況報告書を提出

(2) 関係4市教育委員会

松江市教育委員会、出雲市教育委員会、安来市教育委員会、雲南市教育委員会に対して情報伝達訓練を実施する。

保育所等の避難措置等訓練実施要領

(令和7年度島根県原子力防災訓練)

1. 目的

原子力災害時における児童の避難措置等が円滑に行われるよう、対応手順の確認を行う。

2. 訓練日

令和7年10月27日(月)

3. 訓練内容

(1) 私立幼稚園(UPZ内)、認可外保育施設(UPZ内(松江市除く))

- ① 各施設は県からの訓練通報を受理
- ② 各施設はマニュアルに基づき、手順の確認等を実施
- ③ 各施設は県へ対応状況報告書を提出

(2) 関係4市保育担当課

松江市、出雲市、安来市、雲南市の保育担当課に対して情報伝達訓練を実施する。

避難行動要支援者の避難措置等訓練実施要領

(令和7年度島根県原子力防災訓練)

1. 目的

病院及び社会福祉施設等における、原子力災害時の通信連絡手順、避難手順（屋内退避含む）等を確認し、入所者避難の円滑な実施を図る。

また、在宅の避難行動要支援者の避難手順等を確認し、避難の円滑な実施を図る。

2. 訓練日

(1) 社会福祉施設避難措置等訓練

- ① 通信連絡訓練 令和7年10月27日（月）
- ② 避難措置訓練 令和7年11月20日（木）、26日（水）

(2) 病院避難措置等訓練

- ① 通信連絡訓練 令和7年10月27日（月）
- ② 避難措置訓練 令和7年12月17日（水）

(3) 在宅の避難行動要支援者避難措置訓練 令和7年11月1日（土）

3. 訓練内容等

(1) 社会福祉施設避難措置等訓練

- ① 通信連絡訓練
 - 実施施設：県内の社会福祉施設
 - 訓練内容：県内社会福祉施設に対する情報連絡を実施
- ② 避難措置訓練
 - 実施施設：
 - 指定障害者支援施設 四ッ葉園（松江市古志町）11月20日実施
 - 特別養護老人ホーム 笑寿苑（雲南市加茂町）11月26日実施
 - 訓練内容：
 - ア 屋内退避訓練
 - 避難計画に基づく屋内退避の実施
 - イ 避難誘導訓練
 - 車両による避難・一時移転を想定した避難手順の確認
 - ウ 相互見学
 - 他の社会福祉施設からの見学者の受け入れ

(2) 病院避難措置等訓練

① 通信連絡訓練

- 実施施設：県内の関係医療機関等
- 訓練内容：県内の関係医療機関等に対する情報連絡を実施

② 避難措置訓練

- 実施施設：東部島根医療福祉センター（松江市東生馬町）
- 訓練内容：

ア 入院患者避難調整訓練

病院職員が入院患者情報を取りまとめ、県へ報告
入院患者の転院先調整手順の確認

イ 屋内退避訓練

放射線防護装置の稼働や屋内退避に必要な備蓄品の確保に向けた対策を実施

ウ 避難誘導訓練

患者を病室から安全に避難車両へ誘導

エ 相互見学

他の医療機関からの見学者の受け入れ

(3) 在宅の避難行動要支援者避難措置訓練

- 実施地区：松江市鹿島地区

- 訓練内容：

在宅の避難行動要支援者に関する情報把握、避難調整及び避難誘導等の手順の確認

原子力災害医療訓練実施要領

(令和7年度島根県原子力防災訓練)

1. 目的

原子力災害時に、原子力災害拠点病院による医療提供を円滑に実施するため、関係機関による対応等の訓練を実施する。

2. 訓練日

令和8年3月25日(水)

3. 実施場所

島根大学医学部附属病院

4. 訓練内容等

- (1) 施設・資機材の養生等、汚染傷病者の受入準備
- (2) 汚染傷病者の受入に係る連絡調整
- (3) 汚染傷病者の線量測定、汚染創傷部位の除染等

5. 参加機関

島根大学医学部附属病院、島根県立中央病院、島根県
広島大学放射線災害医療総合支援センター(訓練評価者)

緊急時モニタリング訓練実施要領

(令和7年度島根県原子力防災訓練)

1. 目的

原子力災害発生時の緊急時モニタリング体制が迅速に確立できるよう、異常事態発生から施設敷地緊急事態に至るまでの間の初動対応及び放射性物質放出後のモニタリング活動について、「島根県緊急時モニタリング計画」及び「島根県緊急時モニタリング実施要領」に定める手順の確認・習熟を図る。

また、新たなモニタリング方法による訓練を通して、複合災害時のモニタリング手段の多様化を図る。

2. 訓練日

初動対応訓練、モニタリング実動訓練 令和7年10月27日(月)
航空機モニタリング訓練 令和7年11月9日(日)

3. 参加機関

島根県、原子力規制庁、中国電力

4. 実施場所

初動対応訓練、モニタリング実動訓練 島根県原子力環境センター
航空機モニタリング訓練 旧乙立小学校周辺

5. 訓練内容

(1) 初動対応訓練

- ① モニタリング要員参集時手順確認
- ② 監視結果の報告手順確認
- ③ 緊急時モニタリングセンター立上げ準備

(2) モニタリング実動訓練

- ① モニタリング指示書の内容検討及び作成
- ② 要員の出勤、帰還、汚染検査、被ばく管理等の手順確認
- ③ 屋外モニタリング活動(ダスト・ヨウ素、土壌、葉菜等の試料採取)
- ④ 走行サーベイ
- ⑤ 環境試料放射能測定

(3) 航空機モニタリング訓練

- ① 無人航空機(無人ヘリ、ドローン)による放射線モニタリング

避難誘導、交通規制等措置訓練実施要領

(令和7年度島根県原子力防災訓練)

1. 目的

原子力災害時における住民の避難等を円滑に実施するため

2. 実施日程

(1) 出雲市、安来市、雲南市

令和7年11月9日(日)

(2) 松江市

令和7年11月29日(土)

3. 参加機関

島根県警察本部、松江警察署、出雲警察署、安来警察署、雲南警察署

4. 実施場所

避難訓練実施区域周辺、避難ルート、避難退域時検査会場等

5. 訓練内容

(1) 住民の避難措置等訓練に併せて実施する内容

ア 避難誘導及び流入警戒活動

避難ルート上の避難誘導ポイントに警察官を配置し、避難誘導等を行う。

イ 警戒員の配置

避難退域時検査会場等に警察官を配置し、警戒活動を行う。

(2) 独自に実施する内容

ア 避難・誘導システムの運用

避難誘導ポイント上の主要交差点において避難・誘導システムの動作確認を行う。

イ 停電時における信号機運用訓練

避難誘導ポイント上の停電時対策用電源箱が設置された信号機の稼働訓練等を行う。

ウ 交通情報板表示訓練

島根原子力発電所30km圏内に設置している交通情報板に「原子力防災訓練実施中」を表示する。

令和7年度松江市原子力防災訓練 実施要領

1 目的

松江市地域防災計画(原子力災害対策編)、松江市原子力災害広域避難計画等に基づき、原子力防災対策を円滑に実施できるよう、防災関係機関の連携、防災業務関係者の防災技術の向上を図るとともに、地域住民の防災意識の高揚や防災対策に関する理解促進を図る。

2 訓練概要

(1) 令和7年10月27日(月)実施訓練

島根原子力発電所で事故が発生したことを想定し、関係機関等に対する情報伝達訓練を実施する。

1) 実施場所

松江市役所本庁、消防本部、公民館、市立学校、幼稚園、保育所(園) 等

2) 参加機関(順不同)

市立学校、幼稚園、保育所(園)、松江市消防団、公民館、松江市町内会・自治会連合会、(一社)松江観光協会、松江市 等

3) 訓練項目及び内容

① 関係機関等への情報伝達訓練

市から市内全域の関係施設等へ、IP無線機、FAX、メール等を活用した情報伝達訓練を実施する。(一部の施設は別日程で実施予定)

- 学校(全市立学校)
- 幼保施設(全市立幼稚園他、全市立保育所(園)他)
- 松江市内公民館
- 松江市町内会・自治会連合会
- (一社)松江市観光協会、市所管観光施設、市所管スポーツ施設等
- 松江市消防団 ほか

(2) 令和7年11月29日(土) 実施訓練

UPZ(島根原子力発電所から概ね5~30km圏内)の一部地区を対象に、一時集結所の運営、地区住民の広域避難、避難経由所・避難所の運営訓練等を実施する。

1) 実施場所

松江市役所本庁、古志原公民館、広島県尾道市 等

2) 参加機関(順不同)

古志原地区自治会連合会、松江市消防団、山陰ケーブルビジョン(株)、島根県、広島県、尾道市、松江市 等

3) 訓練項目及び内容

① UPZ住民の広域避難訓練

島根原子力発電所から環境中へ大量の放射性物質が放出され、古志原地区でのOIL2超過を確認後、一時移転指示が出たことを想定し、古志原地区住民を対象に、広域避難訓練を行う。

避難者は、自宅から一時集結所へ参集し、安定ヨウ素剤の受領等の後、バスにより広島県尾道市へ広域避難する。

※避難退域時検査訓練(島根県主体)に参加

地区	参加予定 住民数	一時集結所	避難退域時 検査場所	避難先自治体
古志原	60名	松江工業 高等学校	道の駅 たたらば壺番地	広島県尾道市

古志原地区の住民、松江市消防団及び市職員の参加により、災害対策本部会議、住民への広報活動、一時集結所運営を行う。

② 広報活動訓練

市が持つ複数の広報媒体を活用し、避難指示等の実施時において、住民への迅速かつ的確な情報伝達を行う。

- ・防災行政無線(同報系)
- ・防災メール
- ・松江市防災情報X(旧Twitter)
- ・緊急速報(エリア)メール
- ・YouTube
- ・広報車
- ・松江市HP
- ・外国人向けFacebook
- ・特定技能所属機関向けメール
- ・Yahoo!防災速報
- ・松江市行政情報告知システム(おしらせ君)
- ・松江市公式LINE
- ・島根大学留学生向けメール
- ・ケーブルテレビ
- ・デジタルサイネージ

※事前広報については、上記広報手段のうち複数を用いて行う。

(3) 令和7年12月24日(水)実施訓練

2県6市の合同訓練として、原子力発電所での事故発生時における初動対応訓練や災害対策本部等設置運営訓練を実施する。

1) 実施場所

島根県庁、松江市役所本庁、支所、島根原子力発電所 等

2) 参加機関(順不同)

中国電力(株)、原子力規制委員会原子力規制庁島根原子力規制事務所、島根県、松江市 等

3) 訓練項目及び内容

① 初動対応訓練

原子力災害対策指針等に基づく連絡や、国からの警戒事態発生に伴う要請等を受け、関係箇所(市内部、国、県、島根原子力発電所等)への各段階に応じた通信連絡等を行う。

② 災害対策本部等設置運営訓練

本庁及び島根支所での災害対策本部の設置や、各段階においてとるべき措置等の検討を行う。

③ 広報活動訓練

市が持つ複数の広報媒体を活用し、原子力発電所事故発生時や事故の進展時において住民への迅速かつ的確な情報伝達を行う。

- ・松江市行政情報告知システム(おしらせ君)
- ・松江市公式 LINE
- ・島根大学留学生向けメール
- ・Yahoo!防災速報
- ・防災メール
- ・松江市防災情報 X(旧 Twitter)
- ・特定技能所属機関向けメール
- ・YouTube
- ・松江市 HP
- ・外国人向け Facebook
- ・ケーブルテレビ

※事前広報については、上記広報手段のうち複数を用いて行う。

(4) 令和7年11月1日(土)実施訓練【市独自】

鹿島地区を対象として、松江市原子力災害広域避難計画に基づく、避難行動要支援者の支援内容確認、避難誘導等の手順の確認・検証を実施する。

1) 実施場所

鹿島支所、御津交流館 等

2) 参加機関(順不同)

鹿島自治連合会、御津地区要配慮者支援会議、鹿島地区住民、鹿島公民館、松江市消防団、中国電力(株)、島根県、松江市 等

3) 訓練項目及び内容

島根原子力発電所で事故が発生し、P A Z内の地区に原子力事故対策会議立上げ指示(要請)が出されたとの想定により、支所原子力事故対策会議設置運営訓練並びに在宅避難行動要支援者の支援内容確認、避難手段確保及び避難誘導訓練を実施する。

○通信連絡訓練

○要員参集訓練

○支所原子力事故対策会議設置運営訓練

○在宅避難行動要支援者の支援内容確認訓練

○在宅避難行動要支援者の避難手段確保訓練

○在宅避難行動要支援者の避難誘導訓練

3 訓練の中止

災害の発生又は発生のおそれがある場合は、状況により訓練を中止する。

令和7年度 出雲市原子力防災訓練実施要領

1. 目的

出雲市地域防災計画（原子力災害対策編）、原子力災害に備えた出雲市広域避難計画等に基づき、原子力防災対策が円滑に実施できるよう、訓練を通して防災関係機関相互の連携強化及び職員の災害対応力の向上を図るとともに、原子力災害時の避難行動に対する市民の理解の向上を図ります。

2. 訓練内容等

①避難措置等訓練	
日 時	令和7年11月9日(日) 8:30～12:30
実施場所	訓練に参加する各地区のコミュニティセンター（一時集結所） 出雲市役所佐田行政センター（避難退域時検査場所） 佐田スポーツセンター（避難経由所） 旧乙立小学校体育館（避難所）
訓練内容	<p>(1)住民避難訓練</p> <p>島根原子力発電所で異常が発生。その後事態が進展し、原子力災害が発生。全面緊急事態となり、その後、UPZ（島根原子力発電所から概ね5～30km圏内）の一部地区に一時移転指示が出たとの想定で住民避難訓練を実施します。</p> <p>訓練では、一時集結所から避難退域時検査場所、避難経由所を経由し、避難所に至るまでの対応手順を確認するとともに、原子力防災学習会を開催し、市民の原子力防災に対する理解を促進します。</p> <p>《参加地区》 6地区（大津、塩冶、上津、伊波野、出西、阿宮）</p> <p>《参加者》 約70名</p> <p>《避難の流れ》 避難者は、一時移転指示の発生に伴い、避難用バスにより、広域避難を実施します。また、避難時には、避難退域時検査場所にて検査を受け、その後、避難経由所を経由し避難所へ向かいます。</p> <p>(2)広報活動訓練</p> <p>緊急速報（エリア）メール、いずれも防災メール、防災行政無線など複数の広報手段により一時移転指示に関する情報発信を行い、住民広報の手順を確認します。</p> <p>《広報手段》</p> <ul style="list-style-type: none">・緊急速報（エリア）メール・いずれも防災メール・防災行政無線

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出雲ケーブルビジョンL字放送 ・ ひらたCATV音声告知端末 ・ 市ホームページ（出雲市防災情報サイト） ・ SNS（フェイスブック（多言語含む）、X等） ・ Yahoo!防災アプリ <p>(3)安定ヨウ素剤緊急配布訓練 一時集結所にて安定ヨウ素剤緊急配布の手順を確認します。</p>
②初動対応等訓練	
日 時	令和7年12月24日(水) 8:30～15:00
実施場所	出雲市役所本庁舎
訓練内容	<p>(1)初動対応訓練 島根原子力発電所からの安全協定等に基づく連絡、国・県等からのFAX及び電話による情報連絡を受け、トラブル発生以降の対応手順の確認を行います。</p> <p>(2)関係機関等への情報伝達訓練 緊急時の通信連絡手順を確認するため、市から関係機関、観光施設等へ、FAX、メール等を活用した情報伝達訓練を実施します。また、出雲観光協会は協会各会員へ、出雲ホテル連絡協議会は協議会各会員へ、それぞれメールによる情報伝達訓練を実施します。FAX、メール等を活用した情報伝達訓練を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 出雲市消防本部 ○ 出雲警察署 ○ 地区災害対策本部(全43地区コミュニティセンター) ○ 市所管観光施設、出雲観光協会、出雲ホテル連絡協議会 <p>(3)災害対策本部設置運営訓練 事態の進展に伴い、市災害対策本部会議を開催し、災害関連情報の共有、市の対応を検討するなどの訓練を実施します。本部会議開催にあたっては、職員参集メールを活用し、要員参集訓練を実施します。</p> <p>(4)TV会議システムによる情報共有訓練 内閣府、原子力規制庁(ERC)、島根県、鳥取県、島根県原子力防災センター(島根オフサイトセンター)及び関係市とTV会議システムを使用した「原子力災害合同対策協議会」を開催し、情報共有訓練を実施します。</p>

令和7年度 安来市原子力防災訓練実施要領

1. 目的

安来市地域防災計画（原子力災害対策編）及び安来市広域避難計画等に基づく原子力防災対策を円滑に実施できるよう、防災関係機関の連携及び防災業務関係者の防災技術の習熟を図るとともに、原子力防災に対する地域住民の理解促進を図る。

また、訓練を通して得られた成果や教訓事項をもとに各種計画を見直し、避難のさらなる実効性向上を図る。

2. 実施日・訓練項目

	初動対応訓練	避難措置等訓練
実施日	令和7年12月24日（水）	令和7年11月9日（日）
実施場所	・安来市役所（市災害対策本部）	・安田交流センター（一時集結所） ・安来市役所伯太庁舎（避難退域時検査場） ・岡山県奈義町（避難経由所、避難所）
訓練項目	①初動対応訓練 ②災害対策本部設置運営訓練 ③関係機関等への情報伝達訓練	④広報活動訓練 ⑤住民避難訓練 ・一時集結所への参集 ・安定ヨウ素剤の緊急配布 ・避難退域時検査 ・奈義町の避難経由所及び避難所への広域避難

3. 参加機関

島根県、安来市、岡山県、岡山県奈義町、安来警察署、安来市消防本部、安来市消防団、中国電力(株)、安田地区自治会、安田地区自主防災組織 等

①初動対応訓練実施要領
②災害対策本部設置運営訓練実施要領
③関係機関等への情報伝達訓練
(令和7年度安来市原子力防災訓練)

1. 目的

原子力災害時における防護措置の実施にあたり、防災関係機関相互の連携による防災対策の確立及び防災業務関係者の防災技術の習熟を図る。

2. 訓練日

令和7年12月24日(水)

3. 訓練内容

(1) 初動対応訓練

安全協定に基づく島根原子力発電所からの情報連絡や、国、県等からのFAX、電話及び原子力防災ネットワークシステムによる情報連絡に基づく事態進展に応じた対応手順を確認するとともに、関係機関に対しての情報伝達訓練を実施する。

(2) 災害対策本部設置運営訓練

市災害対策本部会議を開催し、事態の進展に伴う市の対応を検討するとともに、災害関連情報の共有を図る。なお、会議の開催にあたっては、災害対策本部員のほか安来警察署、消防本部からも出席し、関係機関相互の情報共有を図る。

(3) 関係機関等への情報伝達訓練

学校、幼保施設、市所管観光施設、消防団などに対して、事態の進展に伴う情報伝達訓練を実施し、原子力災害時における児童、園児、一時滞在者などの安全確保を図る。

④広報活動訓練実施要領 (令和7年度安来市原子力防災訓練)

1. 目的

原子力災害時における屋内退避や一時移転等を地域住民に迅速かつ正確に伝達することを目的として、緊急速報（エリア）メール、行政告知放送、SNSなどの複数の媒体を活用した情報伝達手段の手順確認を実施する。

2. 訓練日

令和7年11月9日（日）8：00

3. 訓練内容

住民に対する一時移転指示等の訓練配信及び広報手段の手順確認

(1) 緊急速報（エリア）メールの配信

安来市内の住民、滞在者の携帯電話またはスマートフォンに緊急速報（エリア）メールを訓練配信する。

(2) 行政告知端末への放送

(3) 市ホームページへの掲載

(4) ケーブルテレビのテロップ放送

(5) Yahoo!防災アプリによる情報発信

(6) SNS（フェイスブック、X、LINE）による情報発信

⑤住民避難訓練実施要領 (令和7年度安来市原子力防災訓練)

1. 目的

島根原子力発電所から放射性物質が放出され、市内のUPZ地区に対して一時移転指示が出されたことを想定した住民参加による広域避難訓練を実施することで、一時集結所への参集から安定ヨウ素剤の緊急配布、避難退域時検査、避難経由所及び避難所における避難手順の確認を行う。

2. 訓練日時

令和7年11月9日(日) 8:00～17:00

3. 参加地区

安田地区(大型バス1台、自家用車2台程度) 約30名

4. 広域避難先

岡山県奈義町

5. 訓練内容

- (1) 一時集結所運営訓練(安田交流センター)
避難住民の受付や避難ルートの説明、バス避難者の名簿作成などの手順を確認する。
- (2) 安定ヨウ素剤緊急配布訓練(安田交流センター)
一時集結所における安定ヨウ素剤の配布手順を確認する。
- (3) 避難退域時検査訓練(安来市役所伯太庁舎)
避難ルート上に開設される退域時検査場所において、島根県が実施する避難退域時検査(車両検査等)に参加する。
- (4) 避難経由所訓練(奈義町)
奈義町に開設される避難経由所において、車両誘導や検査済証の確認、避難所の案内など、対応手順の確認を行う。
- (5) 避難所運営訓練(奈義町)
広域避難所として開設した施設における避難住民の受付手順確認や避難スペースの設置、避難所運営協議などを実施する。
- (6) 原子力防災学習会(奈義町)
原子力防災に関する学習会を開催する。

令和7年度 雲南市原子力防災訓練(初動対応訓練実施要領)

1. 目的

島根県及び雲南市地域防災計画(原子力災害対策編)に基づき、事故発生以降の国及び自治体等関係機関が連携した初動対応手順について確認するとともに、通信連絡訓練を行う。

2. 訓練日時

令和7年12月24日(水)8:30～16:30

3. 実施場所

雲南市役所(災害対策本部)

4. 訓練内容

(1)初動対応訓練(通信連絡訓練)

事故発生以降の国及び自治体等関係機関が連携した初動対応手順について確認するとともに、通信連絡訓練を行う。

(2)雲南市災害対策本部運営訓練

ア 災害対策本部の設置、情報伝達訓練

職員参集メールを活用した安否確認及び参集状況とりまとめ(想定)を行うとともに、災害対策本部を設置する。

イ 災害対策本部会議

事態の進展に伴い災害対策本部会議を開催し対応力の向上を図る。災害対策本部会議に、雲南警察署、雲南消防本部及び雲南市消防団も訓練参加する。

令和7年度 雲南市原子力防災訓練(広報活動訓練実施要領)

1. 目的

原子力災害時における屋内退避、一時移転等を地域住民に迅速かつ正確に伝達することを目的として、緊急速報(エリア)メール、デジタル防災無線(屋外スピーカー、戸別受信機)、安全安心メール、SNS、ケーブルテレビ等、多数の媒体を活用した広報訓練を実施する。

2. 訓練日時

令和7年11月9日(日) 8:30~9:00頃

3. 訓練内容

- (1) 緊急速報(エリア)メール、市登録制メール(雲南市安全安心メール)による広報訓練

雲南市内の住民、滞在者のうち携帯電話・スマートフォン利用者へ、緊急速報(エリア)メールを訓練配信する。

雲南市安全安心メール登録者に対し、同メールを訓練配信する。

- (2) 防災無線による広報訓練
防災無線(屋外スピーカー、戸別受信機)による広報活動訓練を行う。
- (3) その他の媒体による広報訓練
雲南市公式アプリ、ケーブルテレビ等による広報活動訓練を行う。

令和7年度 雲南市原子力防災訓練(住民避難措置等訓練実施要領)

1. 目的

島根原子力発電所で事故が発生し、大気中に放出された放射性物質の影響で三刀屋地区に広域(県外)避難の必要性が生じたという想定での模擬訓練及び原子力防護に関する座学研修を実施する。

2. 訓練日時

令和7年11月9日(日) 8:30~12:00

3. 訓練参加地区

雲南市三刀屋町三刀屋地区(大型バス1台)

4. 訓練内容

(1)住民への避難指示等伝達訓練

緊急速報(エリア)メール、雲南市安全安心メール、デジタル防災無線(三刀屋町内)等により、住民へ避難指示等の情報の伝達訓練を行う。

(2)避難所(一時集結所等)への集合及び安定ヨウ素剤緊急配布訓練

(1)の情報伝達に基づき、避難所(一時集結所等)への集合訓練及び安定ヨウ素剤緊急配布訓練及び説明会を実施し手順の確認を行う。

(3)避難退域時検査

30km圏外への避難ルート上に開設される避難退域時検査場所(道の駅たたらば壱番地)において、住民避難訓練に合わせて、島根県が実施する避難退域時検査(車両検査等)に参加する。

(4)原子力防災学習会

避難退域時検査場所における模擬訓練終了後、避難所において開催する。

II 訓練資料等

令和7年度島根県原子力防災訓練（初動対応訓練）イベントリスト

時刻	通報・会議等	イベント	場所
12月24日 8:40	警戒事態該当事象発生通報	課長より対応指示（状況確認等）	原子力安全対策課
8:45	部内対応方針協議	部長より対応指示（状況確認等）	604, 605会議室
9:00	気象状況の影響等の確認	台風による避難への影響等の確認	
9:30	施設敷地緊急事態における防護措置実施方針(案)の説明	施設敷地緊急事態要避難者避難の方針決定	
14:10	第1回原子力災害合同対策協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・避難及び防護措置の内容確認及び共有 ・各自治体の対応状況を報告 	※防災センター室よりTV会議で参加
14:25	第5回島根県災害対策本部会議（原子力）	<ul style="list-style-type: none"> ・原発の状況、避難等の実施状況を報告 ・各部署の対応状況を報告 ・災害対策本部長より対応指示 	防災センター室

2025年 10月 27日

原子力規制委員会
 島根県知事、松江市長、出雲市長、安来市長、雲南市長
 鳥取県知事、米子市長、境港市長 殿

警戒事態該当事象連絡

連絡者名 原子力防災管理者 阿川 一美
 連絡先 0852-82-3456

警戒事態該当事象の発生について、原子力災害対策指針に基づき連絡します。

原子力事業所の名称及び場所	中国電力株式会社 島根原子力発電所 島根県松江市鹿島町片匂654-1	
警戒事態該当事象の発生箇所	島根原子力発電所第 2 号機	
警戒事態該当事象の発生時刻	2025年 10月 27日 8時 35分 (24時間表示)	
発生した警戒事態該当事象の種類	<input type="checkbox"/> AL11 原子炉停止機能の異常又は異常のおそれ <input type="checkbox"/> AL21 原子炉冷却材の漏えい <input checked="" type="checkbox"/> AL22 原子炉給水機能の喪失 <input type="checkbox"/> AL23 原子炉除熱機能の一部喪失 <input type="checkbox"/> AL25 非常用交流高圧母線喪失又は喪失のおそれ <input type="checkbox"/> AL29 停止中の原子炉冷却機能の一部喪失 <input type="checkbox"/> AL30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ <input type="checkbox"/> AL42 単一障壁の喪失又は喪失のおそれ <input type="checkbox"/> AL51 原子炉制御室他の機能喪失のおそれ <input type="checkbox"/> AL52 所内外通信連絡機能の一部喪失 <input type="checkbox"/> AL53 重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ <input type="checkbox"/> 外的な事象による原子力施設への影響 (<input type="checkbox"/> 地震の発生、 <input type="checkbox"/> 大津波警報の発表、 <input type="checkbox"/> 設計基準を超える外部事象、 <input type="checkbox"/> その他委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合、 <input type="checkbox"/> オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等の発生)	
	想定される原因	故障、誤操作、漏えい、火災、爆発、地震、調査中、その他 ()
	検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況、主な施設・設備の状況等	原子炉の運転状態 発生前 (運転中)、起動操作中、停止操作中、停止中、廃止措置中、建設中) 発生後 (状態継続、停止操作中、停止、停止失敗) ECCSの作動状態 <input type="checkbox"/> 作動なし、作動あり (自動、手動)、作動失敗 排気筒モニタの指示値 確認中、変化無し、変化有り (s ⁻¹ → s ⁻¹) モニタリングポストの指示値 確認中、変化無し、変化有り (最大値: μGy/h → μGy/h, No.) その他
その他警戒事態該当事象の把握に参考となる情報	8時35分 ・送電線事故により外部電源喪失、タービンバイパス弁故障 (閉固着) により原子炉スクラム (所内単独運転失敗) ・所内単独運転失敗により常用の原子炉給水機能が喪失 ・非常用ディーゼル発電機 (A系、B系、高圧炉心スプレイ系) の自動起動により非常用電源確保 ・原子炉隔離時冷却系により原子炉への注水開始 ・緊急時警戒体制発令 (当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上 ^{*1} の地震が発生した場合) ^{*1} 当該警戒事態の発生に関連していると思われる場合は、震度によらず観測用地震計による観測地震加速度を記載する。 観測用地震計による観測地震加速度 ^{*2} [発生日時: 年 月 日 時 分 (24時間表示)] 確認中、検知なし、検知あり (水平方向: gal、鉛直方向 gal) ^{*2} 基礎マット上の最大加速度	

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

観測用地震計とは異なる原子炉保護用地震計により原子炉自動停止となる保安規定設定値は以下のとおり。

島根原子力発電所2号機 水平 (EL1.3m) : 140gal 以下、水平 (EL34.8m) : 350gal 以下、鉛直 (EL1.3m) : 70gal 以下

2025年 10月 27日

内閣総理大臣、原子力規制委員会
 島根県知事、松江市長、出雲市長、安来市長、雲南市長
 鳥取県知事、米子市長、境港市長 殿

通報者名 原子力防災管理者 阿川 一美
 連絡先 0852-82-3456

第10条通報

特定事象の発生について、原子力災害対策特別措置法第10条第1項の規定に基づき通報します。

原子力事業所の名称及び場所	中国電力株式会社 島根原子力発電所 島根県松江市鹿島町片匂654-1					
特定事象の発生箇所	島根原子力発電所 第 2 号機					
特定事象の発生時刻	2025年 10月 27日 14時 45分（24時間表示）					
発生した特定事象の概要	特定事象の種類	<table border="1"> <tr> <th>原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく基準</th> <th>原子力災害対策特別措置法第15条第1項に基づく基準</th> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> *□SE01 敷地境界付近の放射線量の上昇 *□SE04 火災爆発等による管理区域外での放射線の放出 *□SE05 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出 *□SE06 施設内(原子炉外)臨界事故のおそれ □SE21 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による一部注水不能 ■SE22 原子炉注水機能喪失のおそれ *□SE23 残留熱除去機能の喪失 □SE25 非常用交流高圧母線の30分以上喪失 □SE27 直流電源の部分喪失 □SE29 停止中の原子炉冷却機能の喪失 *□SE30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失 □SE41 格納容器健全性喪失のおそれ *□SE42 2つの障壁の喪失又は喪失のおそれ □SE43 原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用 *□SE51 原子炉制御室他の一部の機能喪失・警報喪失 □SE52 所内外通信連絡機能の全ての喪失 □SE53 火災・溢水による安全機能の一部喪失 *□SE55 防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> *□GE01 敷地境界付近の放射線量の上昇 *□GE02・SE02 通常放出経路での気体放射性物質の放出 *□GE03・SE03 通常放出経路での液体放射性物質の放出 *□GE04 火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出 *□GE05 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出 *□GE06 施設内(原子炉外)での臨界事故 *□GE11 全ての原子炉停止操作の失敗 *□GE21 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注水不能 *□GE22 原子炉注水機能の喪失 *□GE23 残留熱除去機能喪失後の圧力制御機能喪失 *□GE25 非常用交流高圧母線の1時間以上喪失 *□GE27 全直流電源の5分以上喪失 *□GE28 炉心損傷の検出 *□GE29 停止中の原子炉冷却機能の完全喪失 *□GE30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出 *□GE41 格納容器圧力の異常上昇 *□GE42 2つの障壁喪失及び1つの障壁の喪失又は喪失のおそれ *□GE51 原子炉制御室他の機能喪失・警報喪失 *□GE55 住民の避難を開始する必要がある事象発生 </td> </tr> </table>	原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく基準	原子力災害対策特別措置法第15条第1項に基づく基準	<ul style="list-style-type: none"> *□SE01 敷地境界付近の放射線量の上昇 *□SE04 火災爆発等による管理区域外での放射線の放出 *□SE05 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出 *□SE06 施設内(原子炉外)臨界事故のおそれ □SE21 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による一部注水不能 ■SE22 原子炉注水機能喪失のおそれ *□SE23 残留熱除去機能の喪失 □SE25 非常用交流高圧母線の30分以上喪失 □SE27 直流電源の部分喪失 □SE29 停止中の原子炉冷却機能の喪失 *□SE30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失 □SE41 格納容器健全性喪失のおそれ *□SE42 2つの障壁の喪失又は喪失のおそれ □SE43 原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用 *□SE51 原子炉制御室他の一部の機能喪失・警報喪失 □SE52 所内外通信連絡機能の全ての喪失 □SE53 火災・溢水による安全機能の一部喪失 *□SE55 防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生 	<ul style="list-style-type: none"> *□GE01 敷地境界付近の放射線量の上昇 *□GE02・SE02 通常放出経路での気体放射性物質の放出 *□GE03・SE03 通常放出経路での液体放射性物質の放出 *□GE04 火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出 *□GE05 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出 *□GE06 施設内(原子炉外)での臨界事故 *□GE11 全ての原子炉停止操作の失敗 *□GE21 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注水不能 *□GE22 原子炉注水機能の喪失 *□GE23 残留熱除去機能喪失後の圧力制御機能喪失 *□GE25 非常用交流高圧母線の1時間以上喪失 *□GE27 全直流電源の5分以上喪失 *□GE28 炉心損傷の検出 *□GE29 停止中の原子炉冷却機能の完全喪失 *□GE30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出 *□GE41 格納容器圧力の異常上昇 *□GE42 2つの障壁喪失及び1つの障壁の喪失又は喪失のおそれ *□GE51 原子炉制御室他の機能喪失・警報喪失 *□GE55 住民の避難を開始する必要がある事象発生
	原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく基準	原子力災害対策特別措置法第15条第1項に基づく基準				
<ul style="list-style-type: none"> *□SE01 敷地境界付近の放射線量の上昇 *□SE04 火災爆発等による管理区域外での放射線の放出 *□SE05 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出 *□SE06 施設内(原子炉外)臨界事故のおそれ □SE21 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による一部注水不能 ■SE22 原子炉注水機能喪失のおそれ *□SE23 残留熱除去機能の喪失 □SE25 非常用交流高圧母線の30分以上喪失 □SE27 直流電源の部分喪失 □SE29 停止中の原子炉冷却機能の喪失 *□SE30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失 □SE41 格納容器健全性喪失のおそれ *□SE42 2つの障壁の喪失又は喪失のおそれ □SE43 原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用 *□SE51 原子炉制御室他の一部の機能喪失・警報喪失 □SE52 所内外通信連絡機能の全ての喪失 □SE53 火災・溢水による安全機能の一部喪失 *□SE55 防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生 	<ul style="list-style-type: none"> *□GE01 敷地境界付近の放射線量の上昇 *□GE02・SE02 通常放出経路での気体放射性物質の放出 *□GE03・SE03 通常放出経路での液体放射性物質の放出 *□GE04 火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出 *□GE05 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出 *□GE06 施設内(原子炉外)での臨界事故 *□GE11 全ての原子炉停止操作の失敗 *□GE21 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注水不能 *□GE22 原子炉注水機能の喪失 *□GE23 残留熱除去機能喪失後の圧力制御機能喪失 *□GE25 非常用交流高圧母線の1時間以上喪失 *□GE27 全直流電源の5分以上喪失 *□GE28 炉心損傷の検出 *□GE29 停止中の原子炉冷却機能の完全喪失 *□GE30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出 *□GE41 格納容器圧力の異常上昇 *□GE42 2つの障壁喪失及び1つの障壁の喪失又は喪失のおそれ *□GE51 原子炉制御室他の機能喪失・警報喪失 *□GE55 住民の避難を開始する必要がある事象発生 					
想定される原因	故障、誤操作、漏えい、火災、爆発、地震、調査中、その他（_____）					
検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況、主な施設・設備の状態等	原子炉の運転状態 発生前（運転中、起動操作中、停止操作中、 停止中 、廃止措置中、建設中） 発生後（ 状態継続 、停止操作中、停止、停止失敗） ECCSの作動状態 作動なし、 作動あり （ 自動 、手動）、作動失敗 排気筒モニタの指示値 確認中、 変化無し 、変化有り（_____ s ⁻¹ → _____ s ⁻¹ ） モニタリングポストの指示値 確認中、 変化無し 、変化有り（最大値：_____ μGy/h → _____ μGy/h、No. _____） その他 _____ 原子炉急速減圧の後、低圧注水を実施予定					
その他特定事象の把握に参考となる情報	10時00分 原子炉隔離時冷却系故障停止、高圧原子炉代替注水系起動失敗 14時45分 ・高圧炉心スプレイ系停止（HPCSディーゼル発電機故障停止） ・非常用炉心冷却装置等のうち高圧系による注水機能の喪失 ・緊急時非常体制発令 （当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上 ^{*1} の地震が発生した場合） ^{*1} 当該警戒事態の発生に関連していると思われる場合は、震度によらず観測用地震計による観測地震加速度を記載する。 観測用地震計による観測地震加速度 ^{*2} [発生日時： _____年 _____月 _____日 _____時 _____分（24時間表示）] 確認中、検知なし、検知あり（水平方向： _____ gal、鉛直方向 _____ gal） ^{*2} 基礎マット上の最大加速度					

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
 観測用地震計とは異なる原子炉保護用地震計により原子炉自動停止となる保安規定値は以下のとおり。
 島根原子力発電所2号機 水平（EL1.3m）：140gal以下、水平（EL34.8m）：350gal以下、鉛直（EL1.3m）：70gal以下

2025年 10月 29日

内閣総理大臣、原子力規制委員会
 島根県知事、松江市長、出雲市長、安来市長、雲南市長
 鳥取県知事、米子市長、境港市長 殿

通報者名 原子力防災管理者 阿川 一美
 連絡先 0852-82-3456

第10条通報

特定事象の発生について、原子力災害対策特別措置法第10条第1項の規定に基づき通報します。

原子力事業所の名称及び場所	中国電力株式会社 島根原子力発電所 島根県松江市鹿島町片匂654-1					
特定事象の発生箇所	島根原子力発電所 第 2 号機					
特定事象の発生時刻	2025年 10月 29日 13時 00分（24時間表示）					
発生した特定事象の概要	特定事象の種類	<table border="1"> <tr> <th>原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく基準</th> <th>原子力災害対策特別措置法第15条第1項に基づく基準</th> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> *□SE01 敷地境界付近の放射線量の上昇 *□SE04 火災爆発等による管理区域外での放射線の放出 *□SE05 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出 *□SE06 施設内(原子炉外)臨界事故のおそれ □SE21 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による一部注水不能 □SE22 原子炉注水機能喪失のおそれ *□SE23 残留熱除去機能の喪失 □SE25 非常用交流高圧母線の30分以上喪失 □SE27 直流電源の部分喪失 □SE29 停止中の原子炉冷却機能の喪失 *□SE30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失 □SE41 格納容器健全性喪失のおそれ *□SE42 2つの障壁の喪失又は喪失のおそれ □SE43 原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用 *□SE51 原子炉制御室他の一部の機能喪失・警報喪失 □SE52 所内外通信連絡機能の全ての喪失 □SE53 火災・溢水による安全機能の一部喪失 *□SE55 防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> *□GE01 敷地境界付近の放射線量の上昇 *□GE02・SE02 通常放出経路での気体放射性物質の放出 *□GE03・SE03 通常放出経路での液体放射性物質の放出 *□GE04 火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出 *□GE05 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出 *□GE06 施設内(原子炉外)での臨界事故 *□GE11 全ての原子炉停止操作の失敗 *□GE21 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注水不能 *■GE22 原子炉注水機能の喪失 *□GE23 残留熱除去機能喪失後の圧力制御機能喪失 *□GE25 非常用交流高圧母線の1時間以上喪失 *□GE27 全直流電源の5分以上喪失 *□GE28 炉心損傷の検出 *□GE29 停止中の原子炉冷却機能の完全喪失 *□GE30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出 *□GE41 格納容器圧力の異常上昇 *□GE42 2つの障壁喪失及び1つの障壁の喪失又は喪失のおそれ *□GE51 原子炉制御室他の機能喪失・警報喪失 *□GE55 住民の避難を開始する必要がある事象発生 </td> </tr> </table>	原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく基準	原子力災害対策特別措置法第15条第1項に基づく基準	<ul style="list-style-type: none"> *□SE01 敷地境界付近の放射線量の上昇 *□SE04 火災爆発等による管理区域外での放射線の放出 *□SE05 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出 *□SE06 施設内(原子炉外)臨界事故のおそれ □SE21 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による一部注水不能 □SE22 原子炉注水機能喪失のおそれ *□SE23 残留熱除去機能の喪失 □SE25 非常用交流高圧母線の30分以上喪失 □SE27 直流電源の部分喪失 □SE29 停止中の原子炉冷却機能の喪失 *□SE30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失 □SE41 格納容器健全性喪失のおそれ *□SE42 2つの障壁の喪失又は喪失のおそれ □SE43 原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用 *□SE51 原子炉制御室他の一部の機能喪失・警報喪失 □SE52 所内外通信連絡機能の全ての喪失 □SE53 火災・溢水による安全機能の一部喪失 *□SE55 防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生 	<ul style="list-style-type: none"> *□GE01 敷地境界付近の放射線量の上昇 *□GE02・SE02 通常放出経路での気体放射性物質の放出 *□GE03・SE03 通常放出経路での液体放射性物質の放出 *□GE04 火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出 *□GE05 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出 *□GE06 施設内(原子炉外)での臨界事故 *□GE11 全ての原子炉停止操作の失敗 *□GE21 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注水不能 *■GE22 原子炉注水機能の喪失 *□GE23 残留熱除去機能喪失後の圧力制御機能喪失 *□GE25 非常用交流高圧母線の1時間以上喪失 *□GE27 全直流電源の5分以上喪失 *□GE28 炉心損傷の検出 *□GE29 停止中の原子炉冷却機能の完全喪失 *□GE30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出 *□GE41 格納容器圧力の異常上昇 *□GE42 2つの障壁喪失及び1つの障壁の喪失又は喪失のおそれ *□GE51 原子炉制御室他の機能喪失・警報喪失 *□GE55 住民の避難を開始する必要がある事象発生
	原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく基準	原子力災害対策特別措置法第15条第1項に基づく基準				
<ul style="list-style-type: none"> *□SE01 敷地境界付近の放射線量の上昇 *□SE04 火災爆発等による管理区域外での放射線の放出 *□SE05 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出 *□SE06 施設内(原子炉外)臨界事故のおそれ □SE21 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による一部注水不能 □SE22 原子炉注水機能喪失のおそれ *□SE23 残留熱除去機能の喪失 □SE25 非常用交流高圧母線の30分以上喪失 □SE27 直流電源の部分喪失 □SE29 停止中の原子炉冷却機能の喪失 *□SE30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失 □SE41 格納容器健全性喪失のおそれ *□SE42 2つの障壁の喪失又は喪失のおそれ □SE43 原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用 *□SE51 原子炉制御室他の一部の機能喪失・警報喪失 □SE52 所内外通信連絡機能の全ての喪失 □SE53 火災・溢水による安全機能の一部喪失 *□SE55 防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生 	<ul style="list-style-type: none"> *□GE01 敷地境界付近の放射線量の上昇 *□GE02・SE02 通常放出経路での気体放射性物質の放出 *□GE03・SE03 通常放出経路での液体放射性物質の放出 *□GE04 火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出 *□GE05 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出 *□GE06 施設内(原子炉外)での臨界事故 *□GE11 全ての原子炉停止操作の失敗 *□GE21 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注水不能 *■GE22 原子炉注水機能の喪失 *□GE23 残留熱除去機能喪失後の圧力制御機能喪失 *□GE25 非常用交流高圧母線の1時間以上喪失 *□GE27 全直流電源の5分以上喪失 *□GE28 炉心損傷の検出 *□GE29 停止中の原子炉冷却機能の完全喪失 *□GE30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出 *□GE41 格納容器圧力の異常上昇 *□GE42 2つの障壁喪失及び1つの障壁の喪失又は喪失のおそれ *□GE51 原子炉制御室他の機能喪失・警報喪失 *□GE55 住民の避難を開始する必要がある事象発生 					
想定される原因	故障、誤操作、漏えい、火災、爆発、地震、調査中、その他（_____）					
その他特定事象の把握に参考となる情報	原子炉の運転状態 発生前（運転中、起動操作中、停止操作中、 停止中 、廃止措置中、建設中） 発生後（ 状態継続 、停止操作中、停止、停止失敗） ECCSの作動状態 作動なし、作動あり（自動、手動）、 作動失敗 排気筒モニタの指示値 確認中、 変化無し 、変化有り（_____ s ⁻¹ → _____ s ⁻¹ ） モニタリングポストの指示値 確認中、 変化無し 、変化有り（最大値：_____ μGy/h → _____ μGy/h、No. _____） その他 アクセスルート復旧後、低圧原子炉代替注水系（可搬）による原子炉注水準備（大量送水車配置、ホース展張、接続）を実施予定					
	27日 10時00分 A-非常用ディーゼル発電機故障停止、ガスタービン発電機起動失敗 14時45分 非常用炉心冷却装置等のうち高圧系による注水機能の喪失（SE22） 29日 12時00分 B-残留熱除去系ポンプ故障停止により残留熱除去機能喪失（SE23） 13時00分 ・C-残留熱除去系ポンプ故障停止により原子炉注水機能喪失 ・緊急時特別非常体制発令 （当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上 ^{*1} の地震が発生した場合） ^{*1} 当該警戒事態の発生に関連していると思われる場合は、震度によらず観測用地震計による観測地震加速度を記載する。 観測用地震計による観測地震加速度 ^{*2} [発生日時： 年 月 日 時 分（24時間表示）] 確認中、検知なし、検知あり（水平方向： gal、鉛直方向 gal） ^{*2} 基礎マット上の最大加速度					

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
 観測用地震計とは異なる原子炉保護用地震計により原子炉自動停止となる保安規定値は以下のとおり。
 島根原子力発電所2号機 水平（EL1.3m）：140gal以下、水平（EL34.8m）：350gal以下、鉛直（EL1.3m）：70gal以下

訓 練

要 請

令和7年10月27日8時45分

島根県知事 殿
鳥取県知事 殿
松江市長 殿
出雲市長 殿
安来市長 殿
雲南市長 殿
米子市長 殿
境港市長 殿

原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部長

島根原子力発電所2号機において原子力災害対策指針に定める警戒事態に該当する原子力施設の重要な故障等が発生したことから、下記のとおり対応するよう要請する。

記

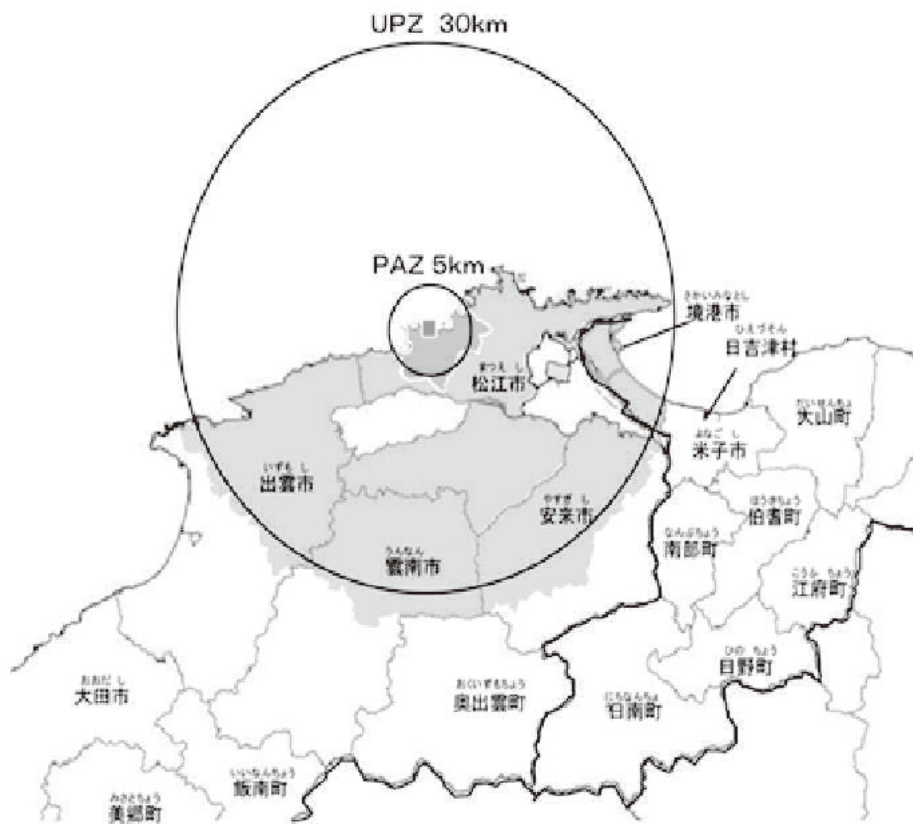
- ・中国電力株式会社島根原子力発電所のPAZ及びUPZに該当する関係地方公共団体は、連絡体制の確立等の必要な体制をとること。
- ・同発電所のPAZの施設敷地緊急事態要避難者（注）は、避難準備を始めること。ただし、避難の実施により健康リスクが高まる要配慮者は屋内退避の準備を始めること。
- ・同発電所のPAZの施設敷地緊急事態要避難者（注）に対する安定ヨウ素剤の配布の準備を始めること。
- ・島根県及び鳥取県は原子力規制庁による緊急時モニタリングセンターの立ち上げの準備に協力するとともに緊急時モニタリングの準備を始めること。
- ・同発電所のPAZ及びUPZの住民、一時滞在者その他公私の団体等は、防災行政無線、ラジオ、テレビ等による情報に注意すること。

(注) 施設敷地緊急事態要避難者

「施設敷地緊急事態要避難者」とは、P A Z内の住民等であって、施設敷地緊急事態の段階で避難等の予防的防護措置を実施すべき者として次に掲げる者をいう。

- イ 要配慮者（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第8条第2項第17号に規定する要配慮者をいう。）（ロ又はハに該当する者を除く。）のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかるもの
- ロ 妊婦、授乳婦、乳幼児及び乳幼児とともに避難する必要がある者
- ハ 安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断した者

参 考



区分	都道府県名	市町村名
PAZ	しまねけん 島根県	まつえし 松江市の一部 (①)
UPZ	しまねけん 島根県	まつえし 松江市の全域 (①を除く)
		いずもし 出雲市の一部
		やすぎし 安来市の一部
		うなんし 雲南市の一部
	とっとりけん 鳥取県	よなごし 米子市の一部
	さかいみなとし 境港市の一部	

訓 練

要 請

令和7年10月27日15時00分

島根県知事 殿
鳥取県知事 殿
松江市長 殿
出雲市長 殿
安来市長 殿
雲南市長 殿
米子市長 殿
境港市長 殿

原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部長

中国電力株式会社から島根原子力発電所2号機において原子力災害対策特別措置法第10条第1項に定める事象が発生したとの通報を受け、当該事象が原子力災害対策指針に定める施設敷地緊急事態に該当すると判断したことから、下記のとおり対応するよう要請する。

記

- ・中国電力株式会社島根原子力発電所のPAZの施設敷地緊急事態要避難者（注）は、安全な避難が可能となるまでの間は屋内退避し、避難手段の準備が整い安全な避難が可能となった段階で、安定ヨウ素剤の配布を受け避難すること。ただし、避難の実施により健康リスクが高まる要配慮者は、屋内退避すること。
- ・同発電所のPAZの一時滞在者であって自家用車等で帰宅できる者は、安全な避難が可能となった段階で、安定ヨウ素剤の配布を受け帰宅すること。
- ・同発電所のPAZの住民（施設敷地緊急事態要避難者（注）を除く）は、避難の準備を始めること。
- ・同発電所のPAZの住民（施設敷地緊急事態要避難者（注）を除く）に対する安

定ヨウ素剤の配布の準備を始めること。

- ・同発電所のUPZの住民は、屋内退避の準備を開始すること。当該地域の一時滞在者であって自家用車等で帰宅できる者は、避難手段の準備が整い安全な避難が可能となった段階で帰宅すること。
- ・同発電所のPAZ及びUPZの住民、一時滞在者その他公私の団体等は、防災行政無線、ラジオ、テレビ等による情報に注意すること。

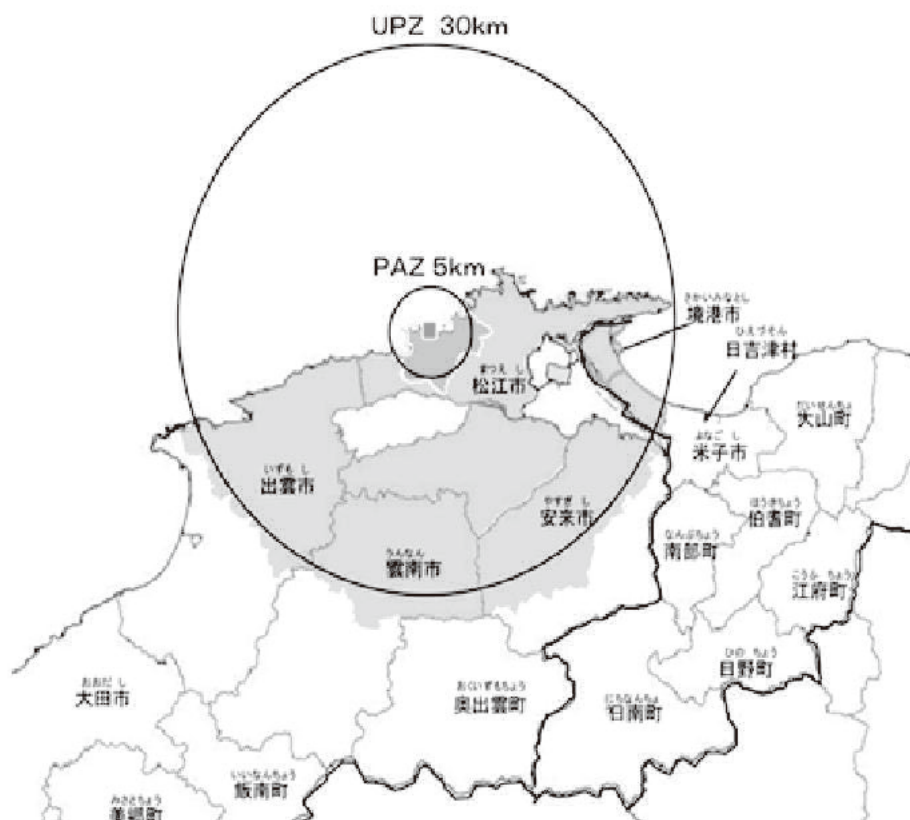
(注) 施設敷地緊急事態要避難者

「施設敷地緊急事態要避難者」とは、PAZの住民等であって、施設敷地緊急事態の段階で避難等の予防的防護措置を実施すべき者として次に掲げる者をいう。

イ 要配慮者（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第8条第2項第17号に規定する要配慮者をいう。）（ロ又はハに該当する者を除く。）のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかるもの

ロ 妊婦、授乳婦、乳幼児及び乳幼児とともに避難する必要のある者

ハ 安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断した者



区分	都道府県名	市町村名
PAZ	しまねけん 島根県	まつえし 松江市の一部 (①)
UPZ	しまねけん 島根県	まつえし 松江市の全域 (①を除く)
		いずもし 出雲市の一部
		やすぎし 安来市の一部
		うんなんし 雲南市の一部
	とっとりけん 鳥取県	よなごし 米子市の一部
	さかいみなとし 境港市の一部	

訓 練

令和7年中国電力株式会社島根原子力発電所事故に係る 原子力緊急事態宣言

令和7年10月29日14時00分

令和7年10月29日13時05分、島根原子力発電所において、原子力災害対策特別措置法第15条第1項に規定する事象（原子炉注水機能の喪失）が発生したとの通報を受けた。これを受け、原子力規制委員会は原子力緊急事態が発生したと認めた。

このため、原子力災害対策特別措置法第15条第2項の規定に基づき、原子力緊急事態宣言を発する。

現在、島根原子力発電所の敷地外への放射性物質の漏えいは認められない。

島根原子力発電所において、複数の対策を実施しており、炉心の損傷や格納容器の破損という事態に至らぬよう努めていく。

仮にこうした対策が有効に機能せず、ベント操作により少量の放射性希ガスを放出する事態に至る場合があるとしても、1日程度の時間的余裕が見込まれる。

こうした状況下で、国民の生命及び身体の安全の確保が最も重要との観点から、放射性物質放出前の現時点から、避難、屋内退避などの対策を実施する。

具体的には、島根原子力発電所から概ね5km圏内（PAZ）の住民等は、安全な避難が可能となるまでの間は屋内退避し、避難手段の準備が整い安全な避難が可能となった段階で、原則、安定ヨウ素剤を服用し、慌てることなく落ち着いて、避難すること。ただし、避難の実施により健康リスクが高まる要配慮者は、安全な形で避難できるよう準備を進めているので、その準備が整うまでの間、屋内退避を継続すること。

また、避難等を行う上記の地域を除く、島根原子力発電所から概ね5kmから30km圏内（UPZ）の住民等は、自治体の指示に従い、屋内退避すること。今後、状況を見て、屋内退避の解除や、必要な場合には、しっかりと準備を整えた上で、避難指示を行うので、それまでの間、落ち着いて屋内退避を続けること。

ただし、先日中国地方を縦断した台風により家屋の倒壊又はその恐れがあり自宅での屋内退避の実施が困難な場合には、安全な近隣の指定避難所等において屋内退避すること。

政府としては、直ちに原子力災害対策本部を官邸に、現地対策本部を島根県松江市のオフサイトセンターに設置し、関係府省庁・関係機関が一体となって、事態の早急な収束と、国民の皆様の安全確保を最優先に、全力で対処していく。

また、事態の推移や放射線モニタリングの結果の迅速な情報提供を行い、状況に応じ、更なる指示を発していく。

このため、避難や屋内退避の対象となる地域の皆様、国民の皆様におかれては、防災行政無線、ラジオ、テレビ等による情報に注意し、国や地方公共団体の指示に従って、落ち着いて行動していただきたい。

訓 練

指 示

令和7年10月29日14時00分

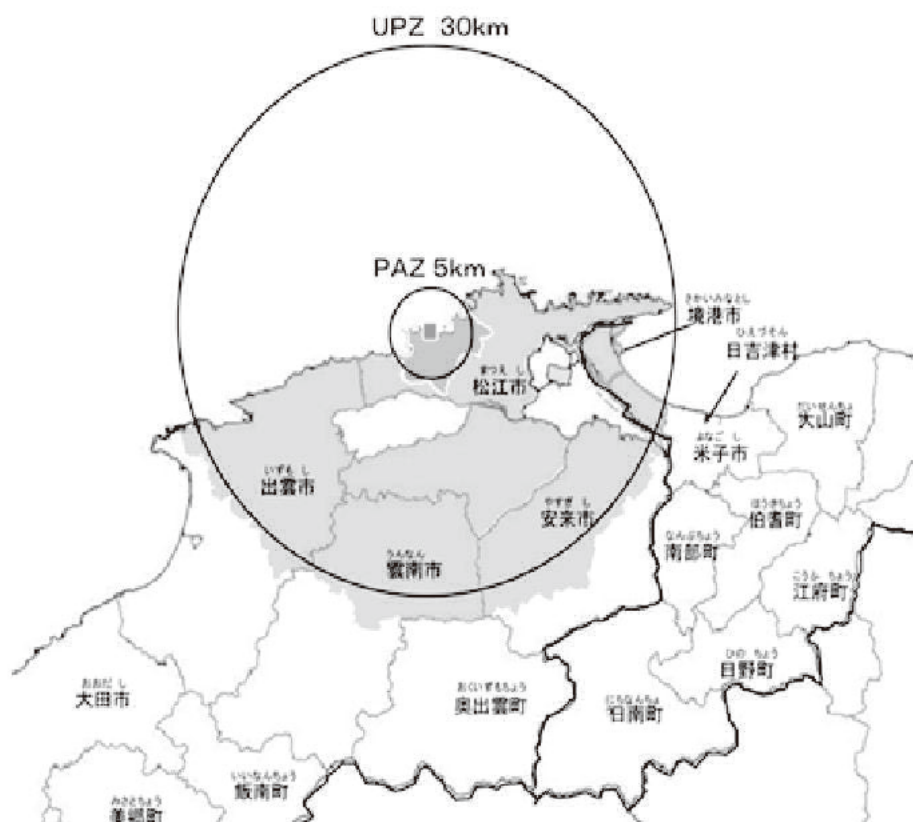
島根県知事 殿
松江市長 殿
出雲市長 殿
安来市長 殿
雲南市長 殿
鳥取県知事 殿
米子市長 殿
境港市長 殿

内閣総理大臣 高市 早苗

島根原子力発電所2号機で発生した事故に関し、原子力災害対策特別措置法第15条第3項の規定に基づき下記のとおり指示する。

記

- ・中国電力株式会社島根原子力発電所のP A Zの住民及びに一時滞在者は、安全な避難が可能となるまでの間は屋内退避し、避難手段の準備が整い安全な避難が可能となった段階で、安定ヨウ素剤の配布を受け服用し（別紙参照）、避難すること。また、避難の実施により健康リスクが高まる要配慮者は、引き続き屋内退避すること。
- ・同発電所のU P Zの住民及び一時滞在者は、屋内退避を実施すること。
- ・屋内退避にあたって、先日中国地方を縦断した台風により家屋の倒壊又はその恐れがあり自宅での屋内退避の実施が困難な場合には、安全な近隣の指定避難所等において屋内退避すること。
- ・同発電所のP A Z及びU P Zの住民、一時滞在者その他公私の団体等は、防災行政無線、ラジオ、テレビ等による情報に注意すること。



区分	都道府県名	市町村名
PAZ	しまねけん 島根県	まつえし 松江市の一部 (①)
UPZ	しまねけん 島根県	まつえし 松江市の全域 (①を除く)
		いずもし 出雲市の一部
		やすぎし 安来市の一部
		うなんし 雲南市の一部
	鳥取県	よなごし 米子市の一部
		さかいみなとし 境港市の一部

(別紙)

安定ヨウ素剤の服用に当たって

1. 服用対象者

一時滞在者等も含め、指示を受けた地域に所在する者は服用すること。
特に、以下の者は服用を優先すること。

- ・妊婦
- ・授乳婦
- ・未成年者（乳幼児を含む。）

2. 服用回数

1回を原則とする。

なお、2回目の服用を考慮しなければならない状況では、原子力規制委員会の判断に基づいた原子力災害対策本部又は地方公共団体の指示に従うこと。

3. 服用量及び服用方法

以下の表¹に示す。

¹ 安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって（令和6年12月23日 一部改正）

対象者	ヨウ素量(mg)	ヨウ化カリウム量(mg)	ヨウ化カリウム製剤
生後1か月未満	12.5	16.3	ゼリー剤(16.3mg) 1包
生後1か月以上3歳未満	25	32.5	ゼリー剤(16.3mg) 2包 又は ゼリー剤(32.5mg) 1包
3歳以上13歳未満	38	50	丸剤(50mg) 1丸※
13歳以上	76	100	丸剤(50mg) 2丸※

※丸剤の服用が困難な者は、ゼリー剤又は散剤を水等にて溶解した液体を用いることができる。

4. 副作用に対する対応

アナフィラキシーショックを含む急性のアレルギー反応は極めてまれではあるが、地方公共団体は、救護所等での体制整備や受入可能な医療機関との連携等に努め、適切な対応を行うこと。

甲状腺ホルモンの分泌異常による中長期的な健康影響は、単回服用で生じる可能性は極めて低いが、新生児が服用した場合の甲状腺機能低下症は経過観察する等の配慮を行うこと。

訓 練

公 示

1. 緊急事態応急対策を実施すべき区域	島根県松江市、出雲市、安来市、雲南市、鳥取県米子市、境港市
2. 原子力緊急事態の概要	緊急事態該当事象発生日時 令和7年10月29日13時00分
	発生場所 中国電力株式会社島根原子力発電所2号機
	発生場所の天候状況 晴
	放射線等の状況 排気筒モニタの値：異常なし モニタリングポストの値：異常なし
	被害状況： 令和7年10月27日14時45分 原子炉注水機能喪失のおそれ（10条事象） 令和7年10月29日13時00分 原子炉注水機能の喪失（15条事象）
その他の特記事項	
3. 1. の区域内の居住者等に対し周知させるべき事項	<ul style="list-style-type: none">中国電力株式会社島根発電所のPAZの住民及び一時滞在者は、安全な避難が可能となるまでの間は屋内退避し、避難手段の準備が整い安全な避難が可能となった段階で、安定ヨウ素剤の配布を受け服用し、避難すること。また、避難の実施により健康リスクが高まる要配慮者は、引き続き屋内退避すること。同発電所のUPZの住民及び一時滞在者は、屋内退避を実施すること。屋内退避にあたって、先日中国地方を縦断した台風により家屋の倒壊又はその恐れがあり自宅での屋内退避の実施が困難な場合には、安全な近隣の指定避難所等において屋内退避すること。同発電所のPAZ及びUPZの住民、一時滞在者その他公私の団体等は、防災行政無線、ラジオ、テレビ等による情報に注意すること。

令和7年10月29日14時00分

訓練

指 示

令和7年10月29日

別紙 あて

原子力災害対策本部長 高市 早苗

島根原子力発電所2号機で発生した事故が原子力緊急事態に至ったことから、原子力災害対策重点区域内の屋外で緊急事態応急対策を行う防災業務関係者（実動組織を含む。）の放射線防護について、原子力災害対策特別措置法第20条第2項に基づき、下記のとおり指示する。

記

1 防護装備類の携行

あらかじめ整備された防護装備類を装着できるよう、携行すること。

2 安定ヨウ素剤の服用

安定ヨウ素剤の初回服用を行うこと。複数回服用の開始時期は別途指示する。指示発出以降、複数回服用を行う機関は、業務のローテーションを組むなど服用回数を低減できるような体制をあらかじめ検討すること。

(別紙)

【各指定行政機関の長】

内閣総理大臣
国家公安委員会委員長
警察庁長官
金融庁長官
消費者庁長官
総務大臣
消防庁長官
法務大臣
外務大臣
財務大臣
文部科学大臣
文化庁長官
厚生労働大臣
農林水産大臣
経済産業大臣
資源エネルギー庁長官
中小企業庁長官
国土交通大臣
国土地理院長
気象庁長官
海上保安庁長官
環境大臣
原子力規制委員会委員長
防衛大臣

【関係自治体の長】

島根県知事
鳥取県知事
松江市長
出雲市長
安来市長
雲南市長
米子市長
境港市長

全面緊急事態(15条)における防護措置の調整状況(10月29日12時00分現在)

[防護措置の調整状況]

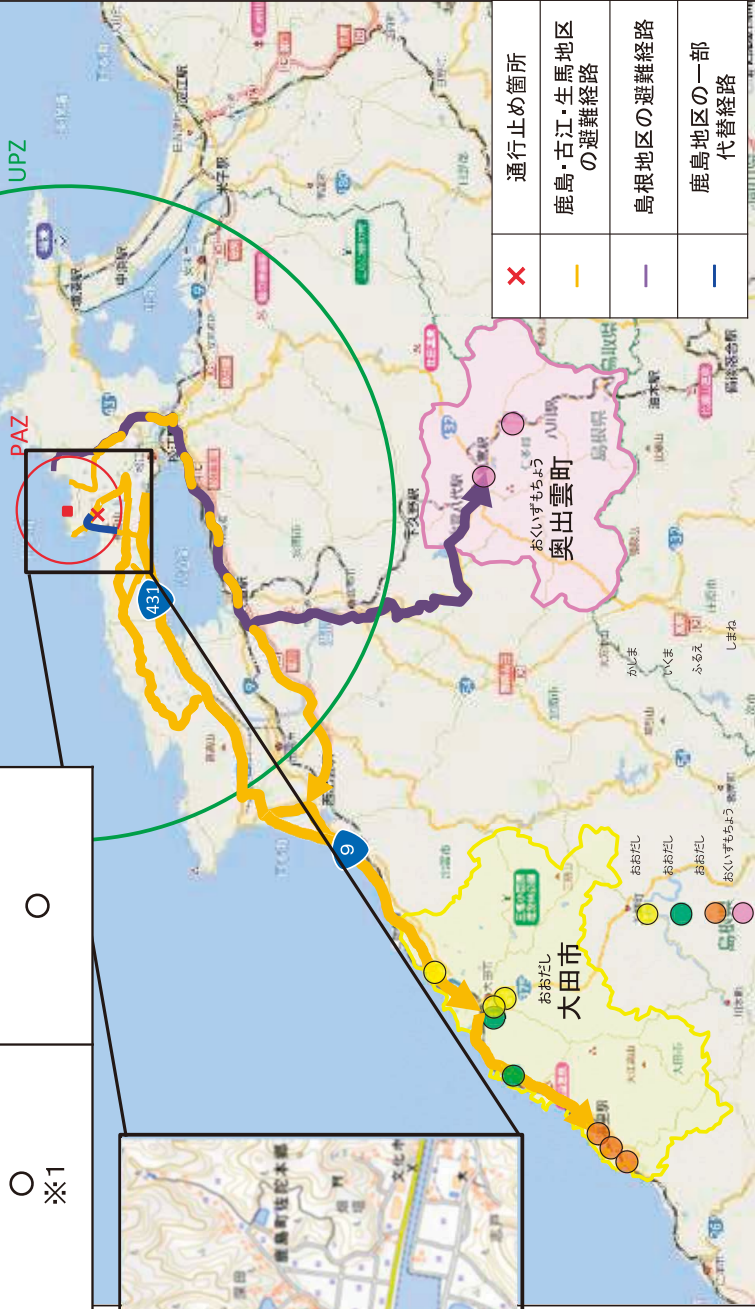
松江市 (PAZ)	自家用車以外の避難車両等の確保状況	避難先までの移動経路	避難先の受入態勢
○	○ ※1	○	○

訓練

円滑な避難を実施するため避難先市町は避難経由所を開設し、避難所の開設状況に応じて住民を避難所へ誘導



(凡例)避難経由所
 大田市避難経由所(鹿島地区)
 大田市避難経由所(生馬地区)
 大田市避難経由所(古江地区)
 奥出雲町避難経由所(島根地区)



通行止め箇所	
鹿島・古江・生馬地区の避難経路	×
島根地区の避難経路	—
鹿島地区の一部代替経路	—

➤ 調整が完了していることからPAZ内の住民は避難を実施。(いずれかの調整状況が未了の場合は、調整が整うまで屋内退避を実施)

※1 鹿島地区の一部(武代・昭栄)の住民は、迂回路(県道37号松江鹿島美保間線)等を利用して、予め定めた避難先へ避難。

➤ UPZ内の住民は屋内退避を実施。自然災害の影響により自宅での屋内退避の実施が困難な場合は、近隣の指定避難所等で屋内退避を実施

【基本的考え方】

全面緊急事態における避難等実施については、

1. PAZ内の住民は避難所に避難
2. UPZ内の住民は屋内退避を実施

なお、自然災害の影響により自宅での屋内退避の実施が困難な場合は、近隣の指定避難所等で屋内退避を実施。

〔全面緊急事態で避難等を実施する対象者数及び必要車両数〕

1. PAZ	
避難対象者数 (SE要避難者除く)	必要車両数
島根県 松江市	バス:21台

(凡例)避難経由所

- 大田市避難経由所(鹿島地区)
- 大田市避難経由所(生馬地区)
- 大田市避難経由所(古江地区)
- 奥出雲町避難経由所(島根地区)

—	鹿島・古江・生馬地区の避難経路
—	島根地区の避難経路



円滑な避難を実施するため避難先市町は避難経由所を開設し、避難所の開設状況に応じて住民を避難所へ誘導

2. UPZ(屋内退避対象者数)	
松江市	185,835人
出雲市	121,883人
安来市	30,693人
雲南市	28,173人
小計	366,584人
米子市	36,420人
境港市	32,461人
小計	68,881人
合計	435,465人

※令和6年12月末時点

Ⅲ 訓練評価報告書

令和 7 年度 島根県原子力防災訓練 実施結果の概要

島根県防災部原子力安全対策課
令和 8 年 3 月

令和 7 年度原子力防災訓練の概要

【訓練目的】

- (1) 緊急時における防災関係機関相互の連携による防災対策の確立及び防災業務関係者の防災技術の習熟を図る。
- (2) 住民・学校等の参加により、原子力災害発生時の避難対応力の向上を図るとともに、原子力防災に対する理解の向上を図る。
- (3) 訓練を通じて、「島根地域の緊急時対応」の避難対策を確認するとともに、得られた成果や教訓事項をもとに改善を図ることで、防災対策の実効性を高める。

【今年度の重点項目】

- (1) 避難行動要支援者の避難手順の確認
- (2) 緊急時モニタリングの多様な実施方法の確認

【参加機関・参加者数】計 158 機関 約 4,060 名 (うち住民約 200 名)

(主な参加機関)

島根県、島根県警察本部、鳥取県、鳥取県警察本部、松江市、出雲市、安来市、雲南市、米子市、境港市、国、自衛隊、中国電力(株) 他

【主な訓練項目】

実施日	参加機関・参加者	主な訓練項目
11/9 11/29	25機関・約460名	緊急速報(エリア)メール等による広報訓練 住民の避難措置等訓練、避難退域時検査訓練 航空機モニタリング訓練
12/24	103機関・約850名	初動対応訓練

11/20、26 社会福祉施設の避難措置等訓練(約220名) 12/17 病院の避難措置等訓練(約40名)

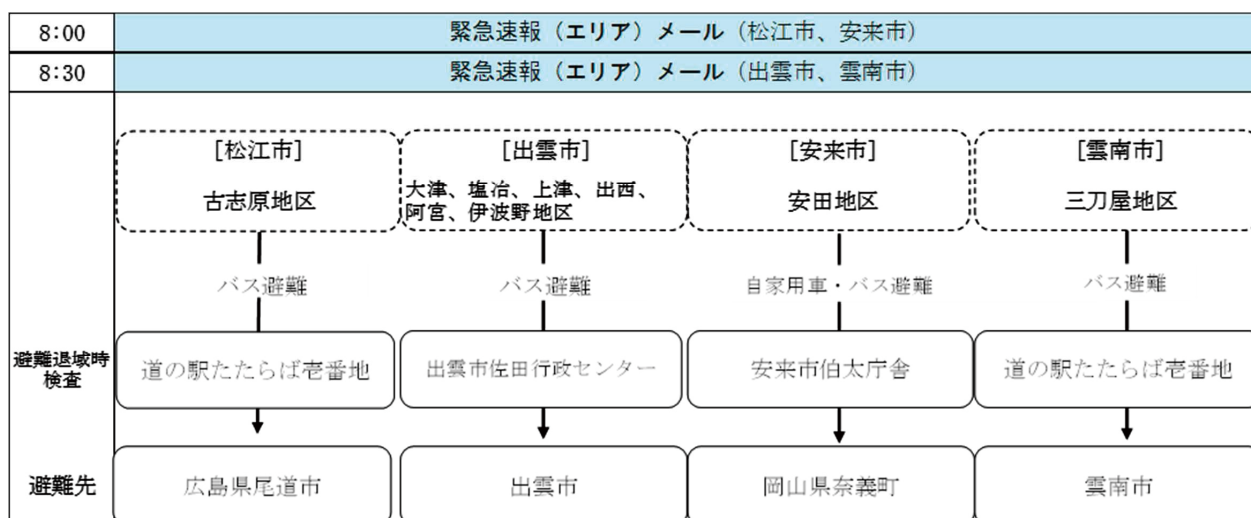
各訓練実施日一覧

訓練項目	11/9 (日) 11/29 (土)	12/24 (水)	備考
初動対応訓練		○	
緊急速報（エリア）メール等による広報訓練	○		
住民の避難措置等訓練	○		
避難退域時検査訓練	○		
緊急時モニタリング訓練			10/27 実施
航空機モニタリング訓練	○		
学校等の避難措置等訓練			10/27 実施
保育所等の避難措置等訓練			10/27 実施
避難誘導・交通規制等訓練	○		
社会福祉施設の避難措置等訓練			11/20, 26 実施
病院の避難措置等訓練			12/17 実施
在宅の避難行動要支援者避難措置等訓練			11/1 実施
原子力災害医療訓練			3/25 実施

住民避難訓練項目

11月9日（日）、29日（土）

※松江市のみ11月29日（土）に実施

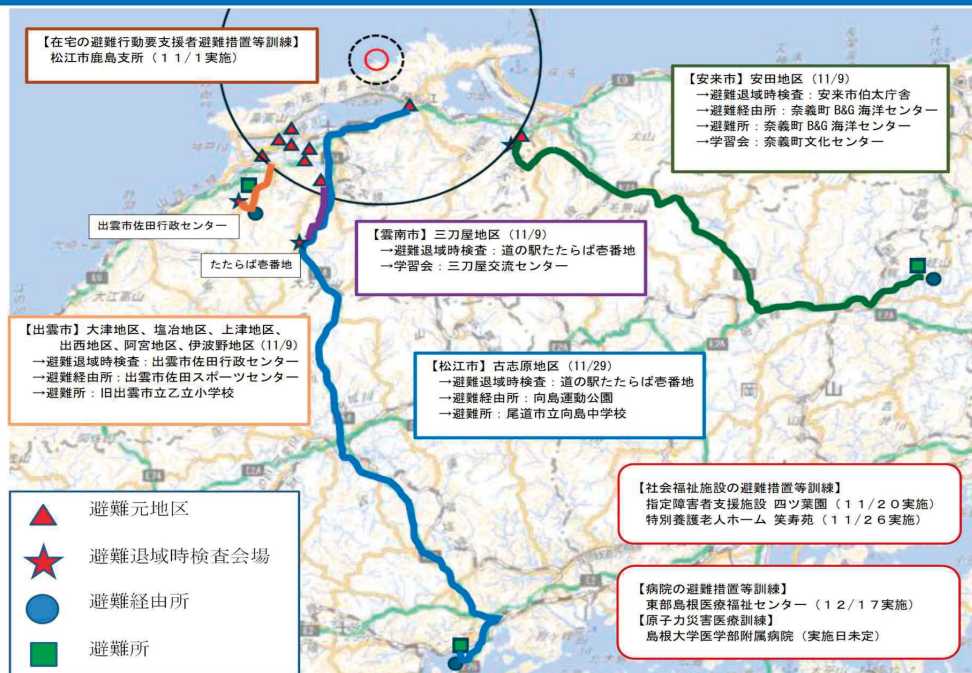


初動対応訓練項目

- (1) 緊急時通信連絡等
複合災害時における国及び自治体等関係機関が連携した初動対応手順について確認するとともに、併せて通信連絡訓練を行う。
- (2) 県・市災害対策本部の活動
県、市において災害対策本部を設置するとともに、事態の進展に応じた活動を行う。

	(台風が接近する予報⇒災害対策本部設置) ※訓練前
8:35	島根原発2号機で警戒事態該当事象(プラント)発生
8:40	初動対応訓練〔県庁、市役所ほか〕 ○発電所から通報受信 ○関係機関への連絡
	事象スキップ(約6時間経過)
9:45	島根原発2号機で施設敷地緊急事態該当事象発生
	○発電所から通報受信 ○関係機関への連絡
	事象スキップ(約2日経過)
13:00	島根原発2号機で全面緊急事態該当事象発生
14:00	原子力緊急事態宣言
	○合同対策協議会(TV会議) ○県災害対策本部会議
14:40	

訓練実施場所



令和7年度原子力防災訓練の様子



初動対応訓練 (12/24)



県災害対策本部会議 (12/24)



被害情報の収集 (12/24)



初動対応訓練 (12/24)



病院の避難措置等訓練 (12/17)



社会福祉施設の避難措置等訓練 (11/20)



社会福祉施設の避難措置等訓練 (11/26)



緊急時モニタリング訓練 (10/27)



航空機モニタリング訓練 (11/9)



避難退域時検査① (11/9)



避難退域時検査② (11/9)



避難退域時検査③ (11/9)

令和7年度原子力防災訓練の様子（各市実施分）



在宅の避難行動要支援者に係る情報収集等 (松江市訓練)



避難所運営会議 (松江市訓練)



避難所炊き出し (松江市訓練)



避難所運営 (出雲市訓練)



避難経由所 (出雲市訓練)



避難所運営会議 (安来市訓練)



避難所受付 (安来市訓練)



原子力防災学習会 (雲南市訓練)



安定ヨウ素剤配布 (雲南市訓練)

2. 各訓練項目の概要

令和7年度原子力防災訓練の重点項目

令和7年度は、以下2項目を重点項目として原子力防災訓練を実施

- (1) 避難行動要支援者の避難手順の確認
- (2) 緊急時モニタリングの多様な実施方法の確認

(1) 避難行動要支援者の避難手順の確認 ※本訓練についてはP.60にも記載	
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 松江市鹿島支所において、要員の参集や通信連絡、支所原子力事故対策会議の設置運営を行い、在宅の避難行動要支援者の支援内容及び避難手段の確認を行った。 また、支所の対応と並行し、御津交流館においても、在宅の避難行動要支援者の支援内容及び避難手段の確認を行い、確認結果を支所へ報告するまでの手順を確認した。 その結果を基に、県から電力事業者へ福祉車両の手配を要請し、電力事業者が在宅の避難行動要支援者の住宅（模擬）まで配車した上で、避難先まで移送する手順も確認した。
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難対象者の把握から支援内容の確認、避難手段である車両の要請、配車、避難に至るまでの一連の流れについて初めて訓練し、関係機関及び地域住民との間で確認することができた。
今後の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 参加した自治体職員、地域住民、電力事業者の意見を踏まえ、対応手順がより効率的になるよう検討を進めていく。 ・ 今回の訓練内容を周辺3市と共有するとともに、引き続き訓練等を通じて避難行動要支援者避難の実効性の向上に努めていく。

(2) 緊急時モニタリングの多様な実施方法の確認 ※本訓練についてはP.59(11)にも記載	
概要	<ul style="list-style-type: none"> 補完的な測定手段の一つとして、国が行うこととされている航空機モニタリングが島根地域でも必要となった場合に活用できるよう、原子力規制庁の協力のもとで、県内で初めて無人航空機を用いた航空機モニタリング訓練を実施した。(P.57(3) 住民避難訓練と併せて実施) また、訓練当日は雨のため、ドローンを用いた飛行や測定器による放射線量測定は中止したが、原子力規制庁や日本原子力研究開発機構が訓練に参加した住民等に対して、放射線モニタリングの概要や無人航空機を用いたモニタリングの活用方法等の説明会を行い、航空機モニタリングの理解が深まるよう説明を行った。
成果	<ul style="list-style-type: none"> 原子力規制庁が運用する無人ヘリを用いて、機体搬入、機体の離着陸エリアの設置、手動操作による離着陸、プログラミングされた飛行経路上の飛行、飛行経路や飛行映像のモニター確認等を行い、航空機モニタリングの一連の実施手順を確認できた。
今後の方針	<ul style="list-style-type: none"> 航空機モニタリングは、補完的な測定手段の一つではあるが、その他の手段として、持ち運びが可能な可搬型モニタリングポストや、測定器を搭載した車両などにおいて、モニタリングを行うことになっている。今後も、実災害時に採用可能な選択肢を増やし、多様なモニタリング体制がとれるよう、訓練で様々な測定手段の確認を行っていく。

各訓練項目別結果

(1) 緊急速報（エリア）メール等による広報訓練

概要	原子力災害時における避難指示等を住民に迅速かつ正確に伝達することを目的として、緊急速報（エリア）メールサービス等の広報手段を活用した広報訓練を実施した。
成果・今後の方針	<ul style="list-style-type: none"> 緊急速報（エリア）メールの配信手順の確認ができ、各市職員の習熟を図ることができた。 松江市においては、日本語と英語の2種類での発信手順の確認を行った。 また、テレビやラジオ、しまね防災メール、ホームページ、SNS等の他の手段も活用し、事前周知を行うことができた。

(2) 避難誘導、交通規制等措置訓練

概要	<ul style="list-style-type: none"> 住民の避難措置等訓練に合わせ、避難退域時検査会場及び交通混雑が予想される主要交差点に警察官を配置し、検査会場の混乱防止対策、避難車両・避難バスの誘導及び停電時における信号機運用訓練を実施した。 また、交通管制システムによる避難誘導システムの作動訓練及び交通情報板表示訓練を実施した。
成果・今後の方針	<ul style="list-style-type: none"> 本訓練において、避難誘導及び停電時における信号機の稼働手順を確認することができた。 また、避難誘導システムの作動訓練及び交通情報板表示訓練を行い、作動要領の確認及び避難誘導システム、交通情報板が正常に作動することを確認できた。 今後も住民を安全かつ円滑に避難させるための体制を確保するため、関係機関と連携し、訓練を繰り返し実施していく。

各訓練項目別結果

(3) 住民の避難措置等訓練・避難退域時検査訓練

概要

- O I L判断に基づく住民避難訓練を実施するとともに、U P Z住民の避難時に実施する避難退域時検査の訓練を実施した。
- 令和6年度に引き続き、住民実動による避難を実施し、避難先自治体の協力のもと、避難経由所・避難所運営訓練を実施した。また、参加住民の原子力防災に関する理解促進のため、原子力防災に関する学習会を実施した。

成果・
今後の方針

- 今年度は県境を越えた住民避難訓練を松江市及び安来市において実施した。
- 避難元自治体及び避難先自治体では、相互で受け入れ手順等について確認するとともに、避難先自治体には避難経由所・避難所の運営についての理解を深めていただくことができ、全体を通して4市とも円滑な住民避難訓練を実施することができた。
- 引き続き、県外を含めた広域避難訓練を実施することにより、避難先自治体の受け入れ体制・手順等を確認していただくとともに、岡山県及び広島県とも連携し、原子力災害が発生した際の受入の円滑化に取り組んでいく。
- 避難退域時検査は、出雲市佐田行政センターにおいて島根県、中国電力(株)、日本診療放射線技師会、島根県診療放射線技師会などから計39名が参加し、検査手順の確認を行った。
- 今回の訓練は、雨天での実施となり、検査済証等の書類の取扱に注意を要したが、検査会場におけるバスを含めた車両検査及び住民検査手順の確認を滞りなく実施できた。
- また、訓練参加住民の方に、避難時において受検が必要な避難退域時検査の一連の流れを見学、体験いただくことで、避難退域時検査について理解を深めていただくことができた。
- 引き続き、避難退域時検査訓練を実施することにより、検査要員の練度向上や関係機関との連携の深化、原子力防災及び県広域避難計画についての住民理解の促進に取り組んでいく。

各訓練項目別結果

(4) 学校等の避難措置等訓練

概要

原子力災害時における児童・生徒の避難措置等が円滑に行われるよう、各県立学校及び関係4市教育委員会等との間で情報伝達訓練を行うなど、緊急時の対応手順を確認した。

成果・
今後の方針

- 各県立学校及び関係4市教育委員会等から、おおむね想定時間内に対応状況の報告を受けることができ、毎年訓練を実施してきた効果が見られた。
- U P Z内の県立学校においては、昨年度に引き続き保護者への連絡訓練を実施し、対応手順の確認等を行った。
- また、訓練にあわせて、各校に配備している災害時優先携帯電話の通信確認も実施した。
- 学校現場では、人事異動等により新たに担当となる職員もいる中、各学校のマニュアル等で定める対応手順を再確認する機会となることから、今後も訓練を継続していく。

(5) 保育所等の避難措置等訓練

概要

原子力災害時における児童の避難措置等が円滑に行われるよう、関係4市保育担当課、私立幼稚園及び認可外保育施設(松江市内除く)との間で情報伝達訓練を行い、緊急時の対応手順を確認した。

成果・
今後の方針

- 指定した時間までに関係4市保育担当課、私立幼稚園及び認可外保育施設(松江市内除く)から報告があった。また、一部の認可外保育施設において保護者への連絡訓練を実施された。引き続き施設から保護者への連絡訓練を実施していただくなど、より実効性の向上に資する訓練を行う。

各訓練項目別結果

(6) 社会福祉施設の避難措置等訓練

概要	<ul style="list-style-type: none">・ 全面緊急事態を想定し、P A Z内の社会福祉施設1施設（指定障害者支援施設四ツ葉園※放射線防護対策施設）及びU P Z内の社会福祉施設1施設（特別養護老人ホーム笑寿苑）で避難手順などを確認する避難措置等の訓練を実施。令和5年度から他施設の見学者受け入れを実施しており、実際の訓練を見学していただくことで、見学者の施設においても円滑な避難等の対応ができるかを考えていただく機会とした。・ また、別途健康福祉部所管の県内社会福祉施設に対する通信連絡訓練を実施した。
成果・ 今後の方針	<ul style="list-style-type: none">➢ 避難措置等訓練では、施設の職員が各施設の避難計画に沿って屋内退避及び避難誘導等に取り組み、施設職員の原子力災害時における対応の確認を行うことができた。➢ また、訓練実施に併せて、訓練対象施設の避難計画の見直しを行った。➢ 訓練見学の成果としては、訓練参加者のみならず見学者にも訓練内容を共有できたこと、訓練参加者を含めた意見交換が実施できたことなどの効果があった。➢ 一方、人員や避難車両の確保等について不安を感じるといった意見もあったことから、引き続き社会福祉施設における訓練を実施し、原子力防災について知識を深め、避難計画の実効性を高める取り組みを行っていく。

各訓練項目別結果

(7) 病院の避難措置等訓練

概要	東部島根医療福祉センターにおいて、屋内退避訓練、入院患者の避難先調整訓練、避難誘導訓練を実施し、災害時における院内対策本部の各班の役割の確認、転院調整を想定した患者情報の集約、院内及び県との情報伝達、放射線防護設備の稼働手順の確認、模擬患者の避難誘導などを行った。
成果・ 今後の方針	<ul style="list-style-type: none">➢ 病院の避難計画に基づく対応について確認できたほか、中国電力と連携し、福祉車両を用いた患者搬送や物資供給に関する手順を確認することができた。➢ また、他施設からの見学者を受け入れ、訓練実施施設以外の職員と訓練内容を共有し、今後の訓練実施の参考にさせていただくことができた。➢ 一方で、訓練参加者からは人員の確保や災害時に落ち着いて対応できるか不安といった意見もあったことから、引き続き訓練を実施し、原子力防災について知識を深め、避難計画の実効性を高める取り組みを行っていく。

(8) 原子力災害医療訓練【実施予定】

概要	島根大学医学部附属病院において、被ばく傷病者の受入訓練を実施予定 ※1月14日に実施を予定していたが、1月6日に発生した地震の影響により延期
----	---

各訓練項目別結果

(9) 初動対応訓練

概要

原子力発電所において警戒事態該当事象（外部電源の喪失）が発生。その後、設備故障も重なり事態が進展。また、発電所で事故対応が続く中、予報されていた台風の接近により、天候が回復するまで（訓練想定では施設敷地緊急事態序盤まで）は、避難等が実施できない状況の下、警戒事態、施設敷地緊急事態、全面緊急事態（放射性物質放出前）までの各場面における対応手順の確認と通信連絡訓練を行った。

成果・
今後の方針

- 複合災害時における自治体等関係機関が連携した初動対応手順について、通信連絡を通じて確認できたほか、災害対策本部と国及び関係自治体との会議運営等の手順について事態の進展に応じた活動を行うことができた。
- 台風を想定した訓練は初めての実施であり、緊急時対応に規定される天候の回復を待った施設敷地緊急事態要避難者の避難手順の確認を行うことができた。
- 昨年度に引き続き、訓練の大部分において、要員へ事前に詳細なシナリオを開示しないブラインド形式の訓練を実施し、より実践的な対応を訓練することができた。
- 今後も様々な事象を想定した訓練を実施し、さらなる初動対応能力向上を図っていく。

各訓練項目別結果

(10) 緊急時モニタリング訓練

概要

地震発生後、警戒事態となり県モニタリング本部を立ち上げることになったとの想定の下、原子力環境センターにおいて、センター職員による初動対応から、本部要員の参集及び緊急時モニタリングの準備など緊急時モニタリングセンター（EMC）立ち上げまでの作業と、さらに全面緊急事態となり放射性物質の放出が停止して沈着後となった想定の下、EMCの島根県測定分析担当の各班による実動訓練を行った。

成果・
今後の方針

- 地震発生直後の原子力環境センター職員による平常時モニタリングの強化などの対応や、県モニタリング本部における参集要員の受付並びに車両及び機材の養生作業を確実に実施できた。なお、EMC立ち上げ前にモニタリングポストの欠測が判明した場合の可搬型モニタリングポストの代替設置についても、指示から現地作業、帰還までの手順を確認できた。
- また、EMCの島根県測定分析担当においては、総括連絡班による要員の出勤・帰還の管理、測定採取班による現場へ出動しての走行サーベイ及び環境試料の採取・回収並びに分析班による環境試料の前処理及び分析の実動を通じて、作業手順を確認できた。
- 今後、訓練を通じて得られた要員からの意見も踏まえ、資機材の更新、各種マニュアルの充実などを図っていく。

(11) 航空機モニタリング訓練

概要

原子力災害発生時における緊急時モニタリング体制の強化を目的として、原子力規制庁の協力のもとで、県内で初めて無人航空機を用いたモニタリング訓練を実施した。

成果・
今後の方針

- 無人ヘリを用いて、プログラミングされた飛行経路上を飛行し、航空機モニタリングの実施手順等を確認できた。（訓練当日は雨のため、ドローンを用いた飛行や測定器による放射線量測定は中止し、無人ヘリを用いた飛行のみ実施）
- 今後も、実災害時に採用可能な選択肢を増やし、多様なモニタリング体制がとれるよう、訓練で様々な測定手段の確認を行っていく。

各市の原子力防災訓練結果



松江市原子力防災訓練

概要

- 1 1月1日には、在宅避難行動要支援者の避難誘導訓練として、鹿島地区を対象に地区住民の協力のもと、在宅避難行動要支援者への支援内容確認及び避難誘導等を実施した。
- 2 県6市の合同訓練として、1 1月29日には、UPZの古志原地区を対象に地区住民のバスによる広島県尾道市への広域避難訓練、避難経由所・避難所の運営訓練等を実施、1 2月24日には原子力発電所での事故発生時における初動対応訓練や事故進展時における災害対策本部等設置運営訓練を実施した。
- また、1 1月29日及び1 2月24日は防災メール、緊急速報（エリア）メール、SNS、Yahoo! 防災速報などによる住民への広報活動訓練を実施した。
- 1 0月27日には、学校、保育施設、公民館、町内会・自治会連合会、消防団や市所管の観光施設・スポーツ施設等への情報伝達訓練を実施した（一部機関は別日程で実施）。

成果・今後の方針

- 在宅避難行動要支援者の避難誘導訓練においては、広域避難計画等に基づき、在宅の避難行動要支援者への電話による支援内容確認や、避難手段である福祉車両の要請・配車手順等を確認することが出来た。
- 訓練参加者からは、支援内容確認時の体制や使用する様式等について意見があったため、今後、改善や手順・手法の見直しを行い、原子力事故発生時の対応能力の向上を図っていく。
- 地区住民の広域避難訓練については、市本庁からの避難指示に基づいたバスによる避難を実施することで、避難元地区での地区現地災害対策本部、一時集結所の運営、避難先自治体での避難経由所・避難所の運営手順等、広域避難計画・避難先自治体受入マニュアルに定められた手順を確認することができた。また、訓練中のバス車中において、広域避難計画などに関する説明を実施することで、原子力防災対策への理解促進を図ることができた。
- 避難先自治体の尾道市においては、物資受援訓練として地元団体及び尾道市との災害応援協定締結企業による炊き出しが行われ、避難受入の際の安心につながった。
- 訓練参加者からは、訓練の継続、一時集結所の運営、原子力防災対策の周知等について、意見があったため、住民目線の課題の抽出とともに、継続的に広域避難訓練を行うことで、職員の対応力向上、避難先自治体との受入マニュアルに基づく連携及び住民への避難計画の周知を図っていく。
- 初動対応訓練、災害対策本部等設置運営訓練では、原子力発電所事故発生初期の警戒事態における対応手順及び原子力事故対策会議運営手順、全面緊急事態における対応や災害対策本部運営手順を確認できた。今後とも、実災害時を意識した、より実践的な訓練となるよう改善を図っていく。

各市の原子力防災訓練結果



出雲市原子力防災訓練

概要

- 1 1月9日には、6地区（大津・塩冶・上津・出西・阿宮・伊波野）を対象に、一時集結所から避難退域時検査会場、避難経由所を経由し、市内の避難所までをバスで避難する住民避難訓練を実施した。一時集結所では安定ヨウ素剤の緊急配布訓練、避難経由所では避難経由所運営訓練を実施した。
- 避難所では、段ボールベッド等の設営訓練を行い、その後、原子力防災学習会を実施した。また、避難所の敷地内で行われた航空機モニタリング訓練の見学も行った。
- 住民避難訓練にあわせ、緊急速報（エリア）メール、防災行政無線など複数の手段により避難広報を行う広報活動訓練も実施した。
- 1 2月24日には、災害発生時における初動対応訓練、災害対策本部設置運営訓練、各地区災害対策本部、消防、警察、観光施設など関係機関への情報伝達訓練を実施した。

成果・今後の方針

- 住民避難訓練では、一時集結所から避難所までの避難の流れを確認することができた。避難退域時検査では、訓練参加住民が住民検査や車両除染を経験することができ、検査の理解を深めることができた。安定ヨウ素剤の緊急配布訓練や避難経由所運営訓練では、配布手順や運営手順を確認でき、職員の対応力向上を図ることができた。
- また、原子力防災学習会を通して、原子力災害時の避難行動について理解向上を図ることができた。
- 一方で、訓練当日が雨天であったため、悪天候時の避難行動の留意点について整理しておくべきであると認識した。
- 実災害時の対応を不安視する意見も依然としてあるため、避難計画の更なる実効性向上に繋がるよう、引き続き実践的な訓練内容を検討していく。
- 初動対応等訓練では、各部署の業務分担、情報伝達手順等を確認することができた。
- 今後も、訓練を通して市職員の対応力向上、業務マニュアルの作成・改善を継続して図っていく。

各市の原子力防災訓練結果



安来市原子力防災訓練

概要

- 原子力発電所事故の発生後、事態進展により安田地区に一時移転指示が出たとの想定のもと、一時集結所運営訓練や安定ヨウ素剤緊急配布訓練、避難退域時検査訓練を行ったほか、岡山県奈義町への広域避難訓練（避難経由所運営訓練・避難所運営訓練）や原子力防災学習会を実施した。
- また、住民に対する情報伝達として、緊急速報（エリア）メール、行政告知放送、SNS、ホームページなど複数の手段による広報活動訓練を実施するとともに、一時集結所及び避難退域時検査場所周辺において、警察による避難者や避難車両の誘導訓練を実施した。
- 12月24日には、台風が過ぎた後の10月29日を想定した初動対応訓練として、原子力災害における関係機関との通信連絡訓練や災害対策本部訓練、学校や観光施設、消防団等に対する情報伝達訓練を実施した。
- 災害対策本部訓練では、中国電力(株)からプラント状況について説明を受けたほか、広域避難実施の可能性を見越した各部署の対応等についての検討・確認を行った。

成果・今後の方針

- 災害対策本部訓練では、全面緊急事態（放射性物質放出前）状況下の市の対応と、その後の事態進展により広域避難を見越した市の対応についての検討・確認を行い、市職員の対応力向上を図ることができた。今後も原子力災害に適切に対応するために、より実践的な訓練を繰り返し行う必要がある。
- 広域避難訓練では、本市として2度目の自家用車避難を実施し、避難計画や避難先自治体のマニュアルに基づく一時集結所や避難経由所などにおける車両誘導や受付手順の確認ができた。
- 参加した住民からは「訓練参加前よりも原子力災害時の行動についての理解が深まった」という意見や、訓練実施後に訓練参加できなかった方を含めて質問をとりまとめて提出されるなど、地区全体で積極的に理解を深めようとする活動があり、今回の訓練が有意義なものであったと感じた。一方で、原子力防災に対する住民の理解を進めることの難しさを実感した。
- 今後も引き続き、原子力防災に対する住民の理解促進を図るとともに、避難の実効性をより一層高めていく必要がある。

各市の原子力防災訓練結果



雲南市原子力防災訓練

概要

- 11月9日に、島根原子力発電所で事故が発生し、大気中に放出された放射性物質の影響で三刀屋地区に広域（県外）避難の必要性が生じたという想定での住民避難訓練を実施した。
- 当日は、緊急速報（エリア）メール、デジタル防災無線等により、住民へ避難指示等の情報の伝達訓練を行った後、一時集結所を想定した安定ヨウ素剤緊急配布訓練や避難退域時検査場所へ移動して避難退域時検査訓練を実施したほか、放射線防護や広域避難に関する座学研修を実施した。
- また12月24日には、事故発生以降の国及び自治体等関係機関と連携し、初動対応手順について確認するとともに、通信連絡訓練や災害対策本部の設置、運営訓練を実施した。

成果・今後の方針

- 住民避難訓練実施後のアンケートによると、原子力災害時の広域避難の流れや放射線防護への理解度が深まったとの声が多かったこともあり、地域住民の理解向上を図ることができた。
- 訓練参加者から、実際に県外避難先へ赴く内容を要望する意見もあったため、今後、広域避難計画に基づく避難先自治体への視察訓練等についても島根県と調整のうえ実施に向け検討したい。
- また、初動対応訓練については、原子力災害時の対応手順、情報伝達手段等を確認することができた。

令和 7 年度島根県原子力防災訓練 評価結果報告書

2026 年 3 月

MRI エム・アール・アイリサーチアソシエイツ
社会解析ソリューション部

はじめに

本書は、島根県殿等が共催された令和 7 年度島根県原子力防災訓練を対象に訓練評価を実施し、その結果を取りまとめたものである。

目次

1. 訓練評価の概要.....	1
1.1 訓練評価の対象、方法.....	1
2. 外部評価(第三者評価)結果.....	2
2.1 訓練方法の評価.....	2
2.2 訓練対象の評価(対象:緊急時モニタリング訓練).....	3
2.3 訓練対象の評価(対象:UPZ 住民の避難措置等訓練(一時集結所開設・運営、安定ヨウ素剤の緊急配布、バス等避難)).....	4
2.4 訓練対象の評価(対象:UPZ 住民の避難措置等訓練(避難退域時検査場所開設・運営)).....	5
2.5 訓練対象の評価(対象:UPZ 住民の避難措置等訓練(避難経由所開設・運営、避難所開設・運営)).....	7
2.6 訓練対象の評価(対象:初動対応訓練).....	8
3. 自己評価結果(訓練参加職員アンケート結果).....	10
3.1 訓練全体の評価結果.....	10
3.1.1 回答者の特徴.....	10
3.1.2 訓練全体の目的等に関する評価結果.....	13
3.2 訓練項目別の評価結果.....	17
3.2.1 UPZ 住民の避難措置等訓練(一時集結所開設・運営、安定ヨウ素剤の緊急配布、バス等避難).....	17
3.2.2 UPZ 住民の避難措置等訓練(避難退域時検査場所開設・運営).....	22
3.2.3 UPZ 住民の避難措置等訓練(避難経由所開設・運営、避難所開設・運営).....	26
3.2.4 在宅避難行動要支援者の避難誘導訓練.....	30
3.2.5 社会福祉施設の避難措置等訓練(PAZ).....	34
3.2.6 社会福祉施設の避難措置等訓練(UPZ).....	38
3.2.7 病院の避難措置等訓練.....	42
3.2.8 初動対応訓練.....	46
4. 自己評価結果(訓練参加住民アンケート結果).....	51
4.1 UPZ 住民の避難措置等訓練全体の評価結果.....	51
4.1.1 回答者の特徴.....	51
4.1.2 訓練全体の目的等に関する評価結果.....	58
4.2 UPZ 住民の避難措置等訓練項目別の評価結果.....	63
4.2.1 広報訓練.....	63
4.2.2 UPZ 住民の避難措置等訓練(一時集結所開設・運営、安定ヨウ素剤の緊急配布、	

バス等避難)	65
4.2.3 UPZ 住民の避難措置等訓練(避難退域時検査場所開設・運営)	69
4.2.4 UPZ 住民の避難措置等訓練(避難経由所開設・運営、避難所開設・運営)	70
4.2.5 在宅避難行動要支援者の避難誘導訓練.....	72

1. 訓練評価の概要

1.1 訓練評価の対象、方法

令和7年10月27日(月)から令和7年12月24日(水)にかけ、計8日間にわたり実施された訓練を対象に、原子力防災に関する最新の知見を有している者による外部評価(第三者評価)及び訓練参加者等によるアンケート調査票に基づく自己評価を行った。

訓練項目別の評価の実施有無及び評価方法を表1-1に示す。

表 1-1 評価の実施有無及び評価方法

訓練日	訓練名	外部評価 (第三者評価)	自己評価	
			訓練参加職員	訓練参加住民
10/27(月)	緊急時モニタリング訓練	○	○	—
	保育所等・学校等の避難措置等訓練	—	—	—
11/1(土)	在宅避難行動要支援者の避難誘導訓練	—	○	○
11/9(日)	広報訓練	—	—	○
	UPZ 住民の避難措置等訓練 (一時集結所開設・運営、安定ヨウ素剤 の緊急配布、バス等避難)	○	○	○
	UPZ 住民の避難措置等訓練 (避難退域時検査場所開設・運営)	○	○	○
	避難誘導、交通規制等措置訓練	—	—	—
11/20(木)	PAZ 社会福祉施設の避難措置等訓練	—	○	—
11/26(水)	UPZ 社会福祉施設の避難措置等訓練	—	○	—
11/29(土)	広報訓練	—	—	○
	UPZ 住民の避難措置等訓練 (一時集結所開設・運営、安定ヨウ素剤 の緊急配布、バス等避難)	○	○	○
	UPZ 住民の避難措置等訓練 (避難経由所開設・運営、避難所開設・ 運営)	○	○	○
	避難誘導、交通規制等措置訓練	—	—	—
12/17(水)	病院の避難措置等訓練	—	○	—
12/24(水)	初動対応訓練	○	○	—

【凡例】○:実施、—:未実施

2. 外部評価(第三者評価)結果

訓練方法及び訓練対象の評価結果を以下に示す。

2.1 訓練方法の評価

今年度訓練は、初動対応訓練と避難措置等訓練をそれぞれ別日に実施した。

初動対応訓練においては、主に以下に示す取組等が行われた。

- 午前:島根原発2号機でプラントに起因する警戒事態(AL)発生後から施設敷地緊急事態(SE)までの初動対応手順を確認
- 午後:島根原発2号機で全面緊急事態(GE)該当事象発生後(放射性物質放出前)の活動手順を確認 等

避難措置等訓練では、主に以下に示す取組等が行われた。

- 在宅避難行動要支援者の支援内容確認及び避難誘導までの一連の手順を確認(PAZ)
- 社会福祉施設や病院における屋内退避(放射線防護対策施設の稼働)及び避難誘導(一時移転)の手順を確認
- 住民の自家用車・バスによる一時移転手順を確認(UPZ)
- 上記の実施に係り、訓練広報の実施(UPZ) 等

初動対応訓練においては、警戒事態(AL)から施設敷地緊急事態(SE)までの初動対応手順、さらに全面緊急事態(GE)該当事象発生後(放射性物質放出前)までの事態の進展を想定し、時間帯を分けて活動手順を確認する構成となっていた。このことにより、事態の進展に応じた関係機関の対応や意思決定手順について体系的に確認できる訓練方法となっており、初動対応能力の向上に資するものであったと考える。

また、避難措置等訓練においては、多様な住民避難を想定した訓練内容が設定されており、防護措置の手順について、実務的な観点から確認できる訓練方法であった。加えて、訓練広報を実施することで、住民への情報伝達の手順や関係機関との連携手順についても確認されており、住民への広報対応の実行力の向上に資する訓練方法であったと考える。

2.2 訓練対象の評価(対象:緊急時モニタリング訓練)

(1) 訓練の主な特徴

- ① 「島根県緊急時モニタリング計画」(平成31年1月)及び「島根県緊急時モニタリング実施要領」(令和4年3月)に基づき、異常事態発生から施設敷地緊急事態に至るまでの初動対応及び放射性物質放出後のモニタリング活動について手順の確認、習熟等を図ることを主な狙いとした。

(2) 主な成果

- ① 地震発生直後の対応として、平常時モニタリングの強化や、県モニタリング本部における参集要員の受付並びに車両及び機材の養生作業を適切に実施し、また、可搬型モニタリングポストの代替設置について、指示から現地作業、帰還までの手順を確認できた。
- ② 放射性物質放出後の対応として、要員の出勤・帰還の管理、現場へ出勤しての走行サーベイ及び環境試料の採取・回収並びに環境試料の前処理及び分析の実動を通じて、作業手順等を確認できた。

(3) 良好事例

- ① [昨年度訓練課題の改善]地震による機器への被害把握において、今年は2手に分かれ確認することで、効率的に確認がされていた。また、被害状況確認表がリスト化されており、効率よくチェックできていた。

(4) 主な課題及び改善の考え方

- ① 線量率及び葉菜の採取ポイントについて、どこを試料を採取するのか、迷う場面が見られた。
⇒【平時の準備】
有事の際は活動時間が長引けば、余計な被ばくにつながることもあるため、活動時間短縮のため、採取ポイントや推奨採集試料を明記された地図を確認して迅速に採取ができるよう、要員研修の充実化を図るべきと考える。

2.3 訓練対象の評価(対象:UPZ 住民の避難措置等訓練(一時集結所開設・運営、安定ヨウ素剤の緊急配布、バス等避難))

(1) 訓練の主な特徴

- ① 広域避難計画で定める一時集結所を活用し、バス等による集団での一時移転時の対応手順を確認することを主な狙いとした。

(2) 主な成果

- ① 訓練の企画・実施を通じて、一時集結所の特性等を把握できた。
- ② 11/9 の訓練当日(松江市以外)は悪天候により活動が制約される状況であったが、そのような環境下においても安定ヨウ素剤の緊急配布などの基本手順を確認できた。

(3) 主な課題及び改善の考え方

- ① 一時集結所の受付時に混雑する時間帯が見られた。
⇒【流動的な運用体制】
状況に応じてサポート対応が可能な要員の配置の検討や要員同士の連携強化が図れるよう、研修の充実化を図るべきと考える。

2.4 訓練対象の評価(対象:UPZ 住民の避難措置等訓練(避難退域時検査場所開設・運営))

(1) 訓練の主な特徴

- ① 「原子力災害時における避難退域時検査及び簡易除染マニュアル」(内閣府(原子力防災担当)・原子力規制庁、令和 4 年 9 月 28 日)、「避難退域時検査等における資機材の展開及び運用の手引き」(内閣府(原子力防災担当)、令和 5 年 9 月 19 日更新)等に基づき、「島根県避難退域時検査及び簡易除染実施計画」(島根県、令和 6 年 3 月)で定める検査場所候補地のうち以下の 3 会場において、次の手順等の確認を主な狙いとした。
 - (ア) 道の駅たたらば壱番地:
 - ・車両(バス)を対象とした指定箇所検査
 - (イ) 安来市伯太庁舎:
 - ・車両(バス及び乗用車)を対象とした指定箇所検査
 - (ウ) 出雲市佐田行政センター:
 - ・車両(バス及び乗用車)を対象とした指定箇所検査、確認検査、拭き取りによる簡易除染
 - ・住民を対象とした指定箇所検査、確認検査及び拭き取りによる簡易除染
- ② 会場設営・撤去にあたっては、整備している資機材に加え、汎用品については訓練会場の貸出備品も活用した。

(2) 主な成果

- ① 訓練の企画・実施を通じて、検査場所候補地の特性や検査等で使用する資機材の特性等を把握できた。
- ② 出雲市佐田行政センターでは昨年度訓練に引き続き、訓練参加住民が乗車するバスに加え、模擬車両(乗用車)を活用し、現実的な想定で検査等の手順を確認できた。
- ③ 訓練当日は、悪天候により活動が制約される状況であったが、そのような環境下においても基本手順の確認を着実に実施することができた。

(3) 良好事例

- ① 車両動線が極力重ならないレイアウトで運用されており、車両及び避難誘導の円滑に実施されていた。

(4) 主な課題及び改善の考え方

- ① 雨が降る中で運転席の窓の開放時間が長く、雨が降りこんでいる場面が確認された。
⇒【マニュアルや計画類の見直し】
窓の開閉時に傘の使用や要員よる住民へのお声がけ(「一旦窓をお閉めください」など)について、マニュアルに盛り込むことも検討すべきと考える。

- ② 雨のため、書類への書き込みや住民への授受において苦勞する場面が見られた。
⇒【資機材の充実化】
雨の場合におけるレイアウトの検討(雨除けテントの設置)や耐水紙の使用等、悪天候を想定した資機材の充実化を検討すべきと考える。

2.5 訓練対象の評価(対象:UPZ 住民の避難措置等訓練(避難経由所開設・運営、避難所開設・運営))

(1) 主な成果

- ① 広域避難先市・町の協力を得て、避難経由所を活用し、バス等による避難・一時移転時の対応手順を確認することを主な狙いとした。なお、避難所については、広域避難先市・町の候補施設を各1箇所活用した。

(2) 主な成果

- ① 訓練の企画・実施を通じて、広域避難先市・町との連携強化を図ることができたほか、当該施設の特性等も把握できた。特に安来市では、現時点では避難所の候補になっていない施設において訓練を実施し、今後の計画類の充実につなげうる成果を得ることができた。
- ② 11/9の訓練当日(松江市以外)は悪天候により活動が制約される状況であったが、そのような環境下においても基本手順の確認を着実に実施することができた。

(3) 主な課題及び改善の考え方

- ① 今回の訓練では運用上の課題は見られなかったが、外国の方への対応において掲示物等の充実を検討すべきと考えられる箇所が見られた。
⇒【マニュアルや計画類の見直し・資機材の充実化】
外国の方への対応として、主要な箇所への、外国語表記の掲示物の設置も検討すべきと考えられる。
- ② 訓練当日は悪天候により、屋外での誘導や資機材設営等において対応に支障が出る場面が確認された。(安来市)
⇒【マニュアルや計画類の見直し・資機材の充実化】
悪天候時の対応を想定した避難誘導方法や資機材配置(雨除けテントの増設)等について検討すべきを考える。

2.6 訓練対象の評価(対象:初動対応訓練)

(1) 訓練の主な特徴

- ① 訓練参加者の状況判断や判断結果に基づく対応手順の確認等を重点的に行うことを主な狙いとした。
 - (ア) 午前:島根原発2号機でプラントに起因する警戒事態(AL)発生後から施設敷地緊急事態(SE)までの初動対応手順を確認
 - (イ) 午後:島根原発2号機で全面緊急事態(GE)該当事象発生後(放射性物質放出前)の活動手順を確認 等

(2) 主な成果

- ① 午前の訓練では、台風が接近する予報により災害対策本部設置後の「自然災害」と「原子力事故に備えた対応」を同時に進める必要がある場合において訓練を実施することで、対応拠点・対応組織間の情報共有のみならず、それぞれの対応拠点・対応組織で決定すべき事項の明確化や決定内容に基づく活動手順などを確認できた。
- ② 午後の訓練では、全面緊急事態該当事象が発生(放射性物質放出前)した場合において、原子力災害に対応するそれぞれの拠点・組織がどのような防護措置を実施すべきかなどについて手順などを確認できた。
- ③ また、TV 会議システムを活用し、対策拠点間の情報共有手順を確認できた。
- ④ 対策拠点ごとに本部会議等を開催し、これまでの対応状況の報告手順や事態の進展に応じた対処方針の決定手順などを確認できた。

(3) 良好事例

- ① 原子力防災システム(NISS)を活用した国や県、各市の情報共有は円滑に実施されていた。
- ② クロノロジーの作成や入手情報の整理が徹底されていた。
- ③ 本部内の指揮命令系統及び役割が明確にされており、班ごとにスムーズな本部運営が実施されていた。(島根県)
- ④ 他機関からの情報や対応等について、適宜クロノロジーで情報が整理・共有されていた。また、各班同士で資料の共有だけにとどまらず、必要に応じて個別説明を行うなど、連携が図られていた。(島根県)
- ⑤ 住民への情報発信内容に関して、班員同士で根拠をチェックするなど、連携して運用がされていた。(島根県)
- ⑥ 災害対策本部の開催等については、庁内放送を活用して周知が図られていた。(松江市)
- ⑦ PC を用いてクロノロジー作成し投影するなど、全体への情報共有において工夫が図られていた。(松江市)
- ⑧ 関係機関への通信連絡に際してはチェックシートを活用し、抜けもれなく実施できていた。(松江市)
- ⑨ 課長を中心に課内で積極的に情報共有が図られていた。(出雲市)

- ⑩ TV 会議の実施に向け、事前に接続確認を行うなどスムーズな運営が行われていた。(安来市)
- ⑪ 住民への情報伝達内容について、幹部に確認を適宜図るなどスムーズな運営が行われていた。(雲南市)

(4) 主な課題及び改善の考え方

- ① ホワイトボードや地図等を活用し、情報は概ね可視化されていたが、依頼事項や指示事項への対応状況(動き)は、可視化されておらず、個別対応となっていたため、対応状況の問い合わせに対し、ほかの班員が回答できず折り返しする場面が見られた。また、クロノロジーのホワイトボードへの記載の仕方について、各グループで統一されておらず、「いつ」「どこから」「誰あて」への情報であるかなど、全ての情報の見える化ができていなかった。(島根県)
 - ⇒【クロノロジー記載の統一】
クロノロジーの作成担当者ごとで、整理手法が異なるように、基本的なクロノロジーの整理フォーマットを定めることが必要と考えられる。
 - ⇒【訓練の充実化】
災害対応の長期化を見据え、部及び各班の対応方針や対応状況については、別途抜き出して見える化(TO DO リストの作成)を図るなど、情報共有・整理手順に関して、訓練を重ねて要員の能力を向上していくことが必要と考えられる。
- ② 概ねスムーズな本部運営がされていたが、トリガー事象の発生前の時間帯では、待ちの時間帯も多く見られた。(島根県)
 - ⇒【対応手順の見直し、訓練の充実化】
トリガー事象の発生前でも防護措置等の事前準備・対応が図ることができるよう対応手順の見直しを図ることが必要と考えられる。
- ③ ホワイトボードを有効的に活用されていたが、課内のスペースに限りがあり、要員が移動しにくい場面が見られた。(松江市)
 - ⇒【施設や資機材の充実化】
クロノロジーの電子化や吊り下げモニターを活用するなど、限りあるスペースの効果的な活用について見直しを図ることも必要と考えられる。

3. 自己評価結果(訓練参加職員アンケート結果)

防災関係機関等の訓練参加職員を対象にアンケート調査を実施し、延べ 316 名から回答を得た。

3.1 訓練全体の評価結果

3.1.1 回答者の特徴¹

(1) 事前知識

以下の項目について、訓練参加職員の事前知識を確認した。

- 原子力災害時における防護措置(避難、屋内退避、安定ヨウ素剤の服用など)の流れ
- 県や市が作成した広域避難計画の内容(原子力災害時の避難先市町村や避難方法等)や各活動拠点における手順書等の内容
- 原子力災害時における自身の具体的な役割

その結果、「原子力災害時における防護措置(避難、屋内退避、安定ヨウ素剤の服用など)の流れ」を「理解している」「十分理解している」及び「概ね理解している」の合計と回答された方は、8 割弱であった(図 3-1)。

「県や市が作成した広域避難計画の内容(原子力災害時の避難先市町村や避難方法等)や各活動拠点における手順書等の内容」を「理解している」「十分理解している」及び「概ね理解している」の合計と回答された方は、7 割を超えた(図 3-2)。

「原子力災害時における自身の具体的な役割」を「理解している」「十分理解している」及び「概ね理解している」の合計と回答された方は、8 割弱であった(図 3-3)。

¹ 訓練によって設問内容が異なるため、回答総数と個別設問の回答数は必ずしも一致しない。また、UPZ 住民の避難措置等訓練と初動対応訓練にそれぞれ参加された方の重複回答は除いている。

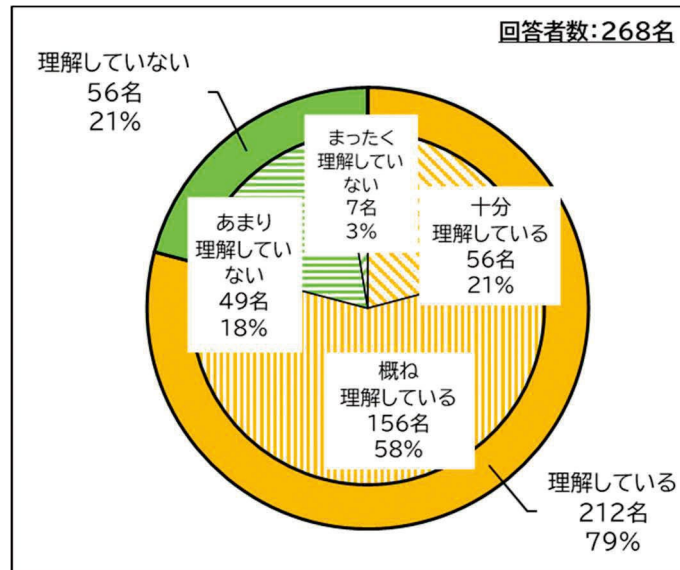


図 3-1 原子力災害時における防護措置
(避難、屋内退避、安定ヨウ素剤の服用など)の流れに関する事前理解度

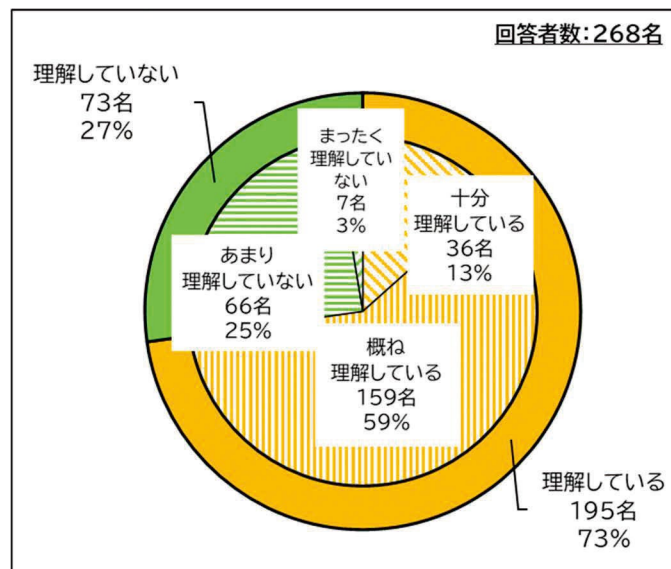


図 3-2 県や市が作成した広域避難計画の内容(原子力災害時の避難先市町村や避難方法等)
や各活動拠点における手順書等の内容に関する事前理解度

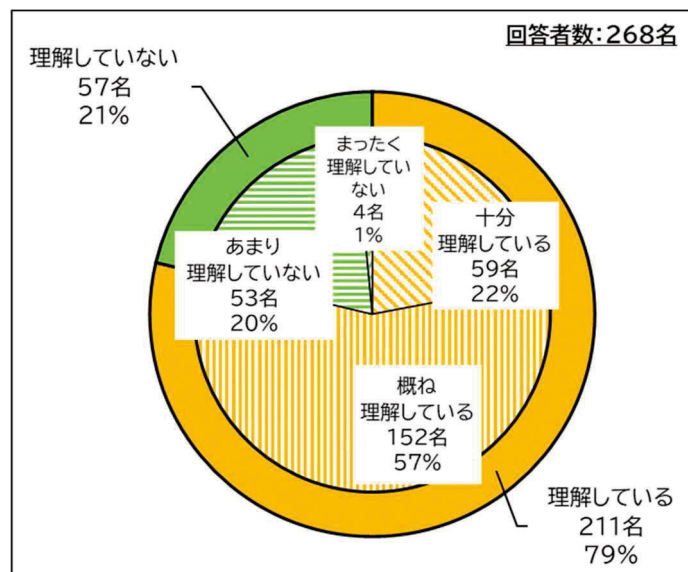


図 3-3 原子力災害時における自身の具体的な役割に関する事前理解度

(2) 経験

以下の項目について、訓練参加職員の経験を確認した。

- 過去3年間に、原子力防災に関する訓練・研修に参加した経験
- 災害時の活動経験(防災訓練などに参加し、訓練活動を体験した方を除く)

その結果、「過去3年間に、原子力防災に関する訓練・研修に参加した経験」が「ある」(「ある(3回以上)」、「ある(2回)」、「ある(1回)」の合計)と回答された方は、5割弱であった(図 3-4)。

「災害時の活動経験(防災訓練などに参加し、訓練活動を体験した方を除く)」が「ある」(「ある(3回以上)」、「ある(2回)」、「ある(1回)」の合計)と回答された方は、4割弱であった(図 3-5)。

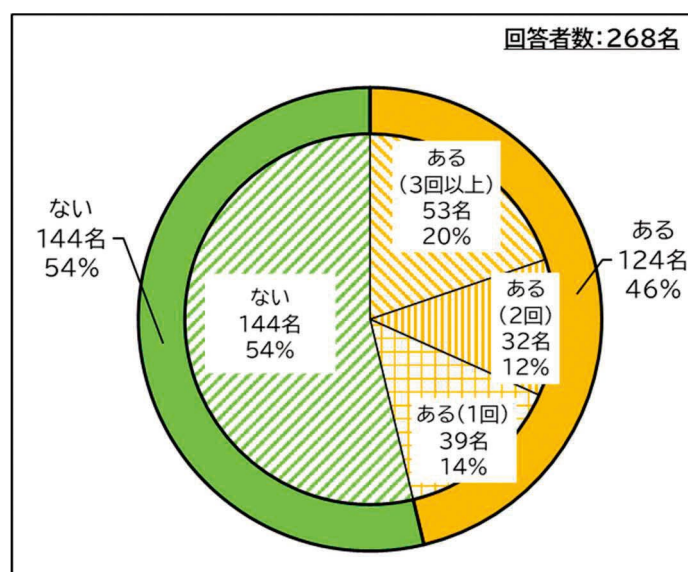


図 3-4 過去3年間に、原子力防災に関する訓練・研修に参加した経験

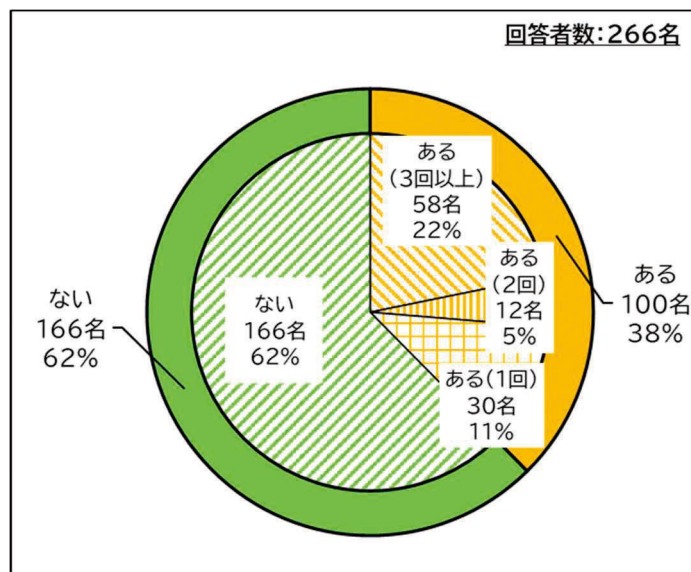


図 3-5 災害時の活動経験(防災訓練などに参加し、訓練活動を体験した方を除く)

3.1.2 訓練全体の目的等に関する評価結果

(1) 訓練全体の目的に関する事前の理解度

訓練全体の目的(①緊急時における防災関係機関相互の連携による防災対策の確立及び防災業務関係者の防災技術の習熟を図る、②住民等の参加により、原子力災害発生時の避難対応力の向上を図るとともに、原子力防災に対する理解の向上を図る、③訓練を通じて、「地域防災計画」・「広域避難計画」の避難対策を確認するとともに、得られた成果や教訓事項をもとに改善を図ることで、防災対策の実効性を高める)を事前に「理解していた」(「十分理解していた」及び「概ね理解していた」の合計)と回答された方は、9割を超えた(図 3-6)。

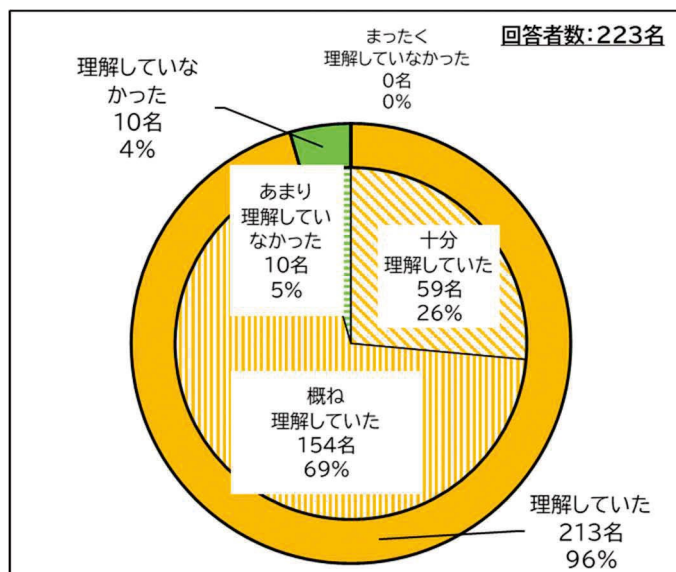


図 3-6 訓練全体の目的に関する事前の理解度

(2) 訓練全体の目的達成度

訓練全体の目的①(緊急時における防災関係機関相互の連携による防災対策の確立及び防災業務関係者の防災技術の習熟を図る)を「達成できた」「十分達成できた」及び「概ね達成できた」の合計)と回答された方は、9割を超えた(図 3-7)。

訓練全体の目的②(住民等の参加により、原子力災害発生時の避難対応力の向上を図るとともに、原子力防災に対する理解の向上を図る)を「達成できた」「十分達成できた」及び「概ね達成できた」の合計)と回答された方は、9割を超えた(図 3-8)。

訓練全体の目的③(訓練を通じて、地域防災計画・「広域避難計画」の避難対策を確認するとともに、得られた成果や教訓事項をもとに改善を図ることで、防災対策の実効性を高める)を「達成できた」「十分達成できた」及び「概ね達成できた」の合計)と回答された方は、9割を超えた(図 3-9)。

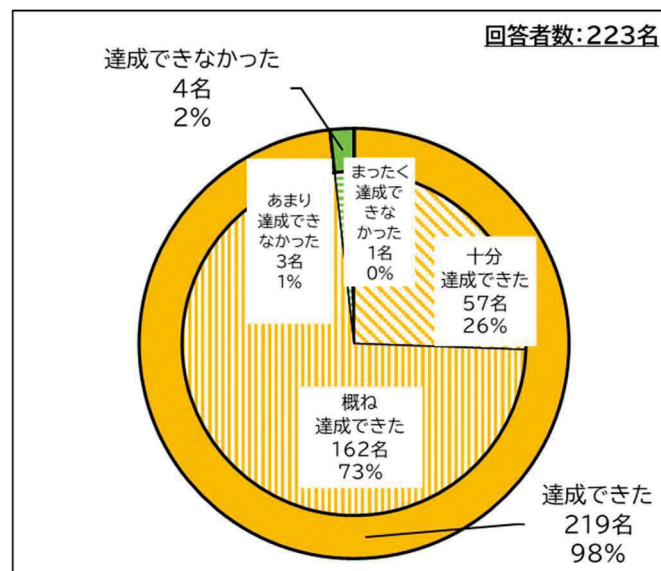


図 3-7 訓練全体の目的①(緊急時における防災関係機関相互の連携による防災対策の確立及び防災業務関係者の防災技術の習熟を図る)の達成度

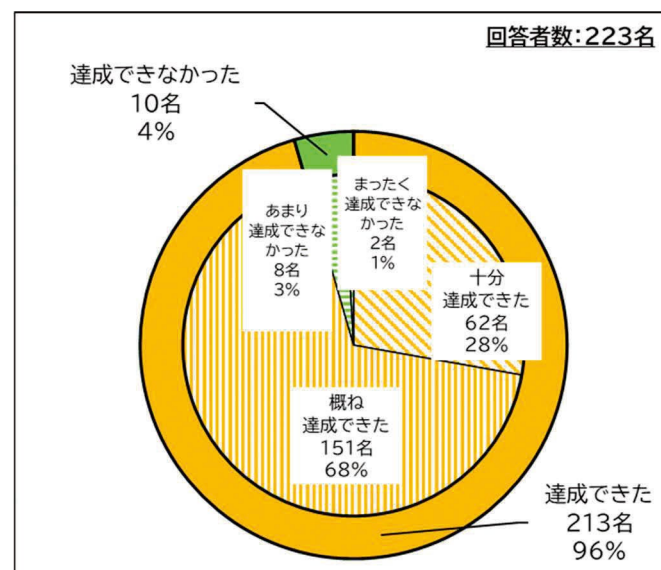


図 3-8 訓練全体の目的②(住民等の参加により、原子力災害発生時の避難対応力の向上を図るとともに、原子力防災に対する理解の向上を図る)の達成度

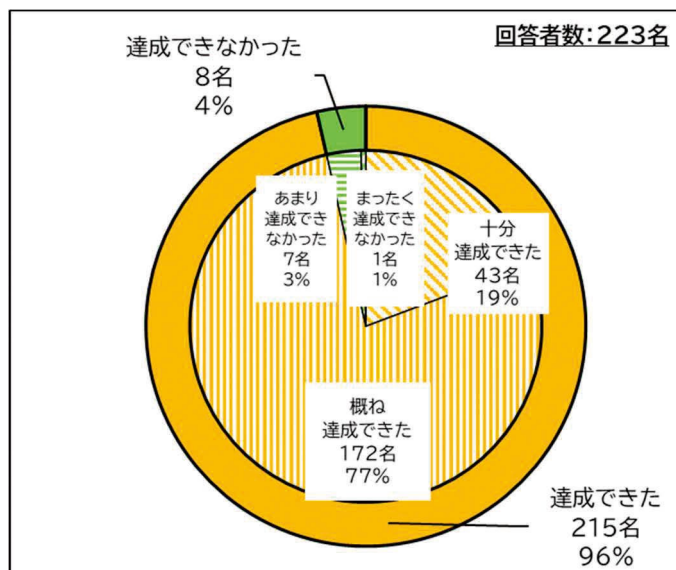


図 3-9 訓練全体の目的③(訓練を通じて、地域防災計画・「広域避難計画」の避難対策を確認するとともに、得られた成果や教訓事項をもとに改善を図ることで、防災対策の実効性を高める)の達成度

(3) 訓練を通じた原子力防災に関する理解促進度

訓練を通じて原子力防災に関する理解が「深まった」(「深まった」及び「多少深まった」の合計)と回答された方は、9割を超えた(昨年度:93%、昨年度比:+1ポイント)(図 3-10)。

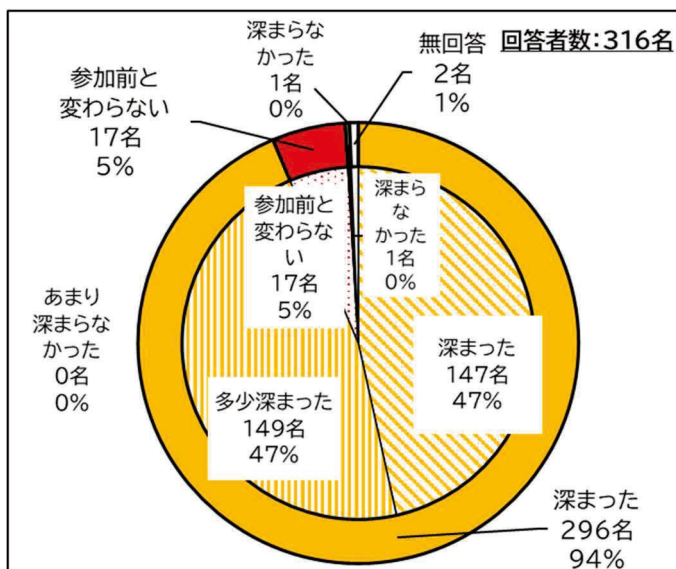


図 3-10 訓練を通じた原子力防災に関する理解促進度

(4) 今年度訓練の役立ち度

今年度訓練の内容は今後に「役に立つ」「十分役に立つ」及び「一部役に立つ」の合計と回答された方は、9割を超えた(昨年度:99%、昨年度比:±0ポイント)(図 3-11)。

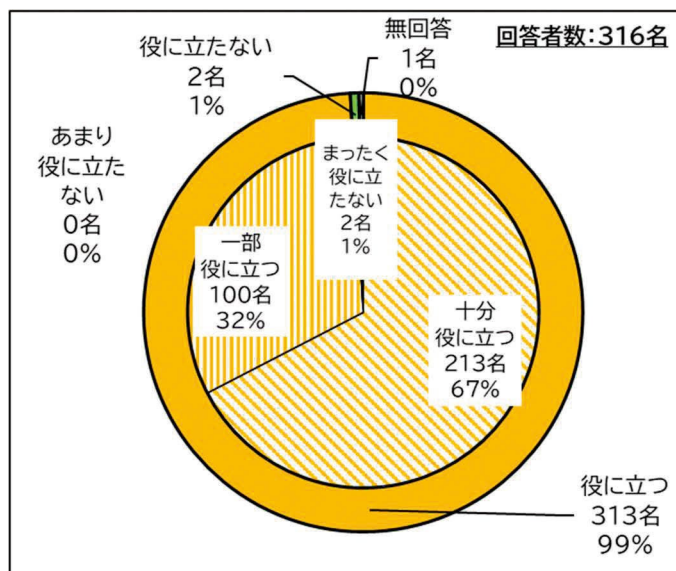


図 3-11 今年度訓練の役立ち度

3.2 訓練項目別の評価結果

3.2.1 UPZ 住民の避難措置等訓練(一時集結所開設・運営、安定ヨウ素剤の緊急配布、バス等避難)

(1) 参加訓練の目的に関する理解度

参加した訓練の目的について、事前に「理解していた」「十分理解していた」及び「概ね理解していた」の合計)と回答された方は、9割を超えた(図 3-12)。

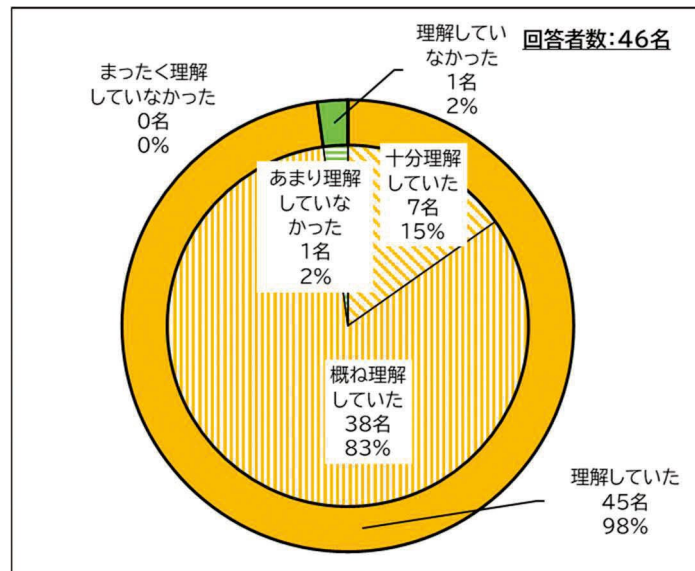


図 3-12 参加訓練の目的に関する理解度
(UPZ 住民の避難措置等訓練(一時集結所開設・運営、安定ヨウ素剤の緊急配布、バス等避難))

(2) 実施内容に関する事前理解度

訓練で実施した内容について、事前に「理解していた」「十分理解していた」及び「概ね理解していた」の合計)と回答された方は、9割を超えた(図 3-13)。

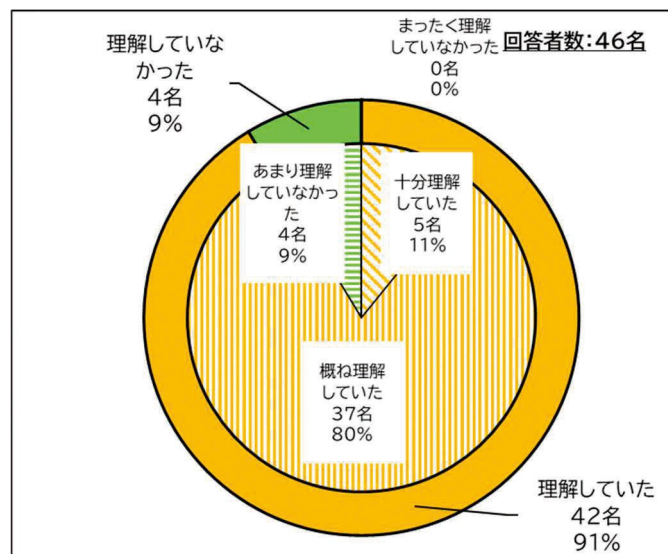


図 3-13 実施内容に関する事前理解度
(UPZ 住民の避難措置等訓練(一時集結所開設・運営、安定ヨウ素剤の緊急配布、バス等避難))

(3) 実施内容に関する自己評価

訓練で実施した内容について、「予定通りできた」「予定通りできた」及び「概ね予定通りできた」の合計)と回答された方は、9割を超えた(図 3-14)。

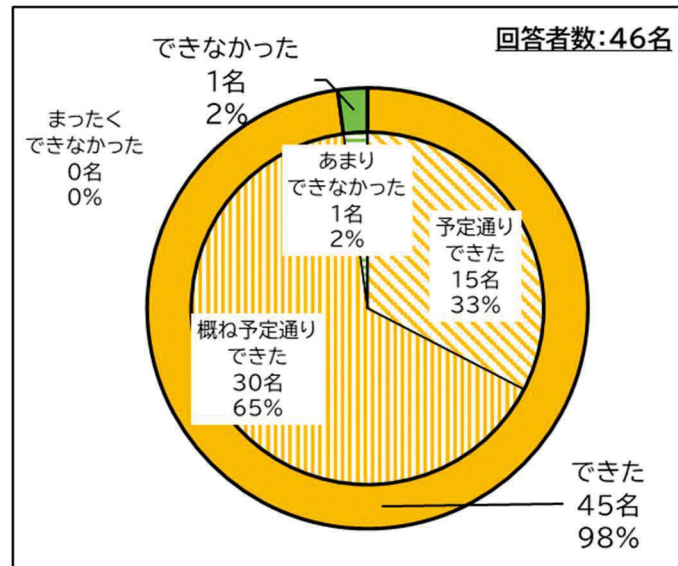


図 3-14 実施内容に関する自己評価

(UPZ 住民の避難措置等訓練(一時集結所開設・運営、安定ヨウ素剤の緊急配布、バス等避難))

【「あまりできなかった」理由】

- ・ 訓練の流れ及び自身の役割の理解はできていたが、トラブルへの対応等をうまく行うことができなかった。

(4) 実施内容に関する理解促進度

訓練で実施した内容について、理解が「深まった」「深まった」及び「多少深まった」の合計)と回答された方は、9割を超えた(図 3-15)。

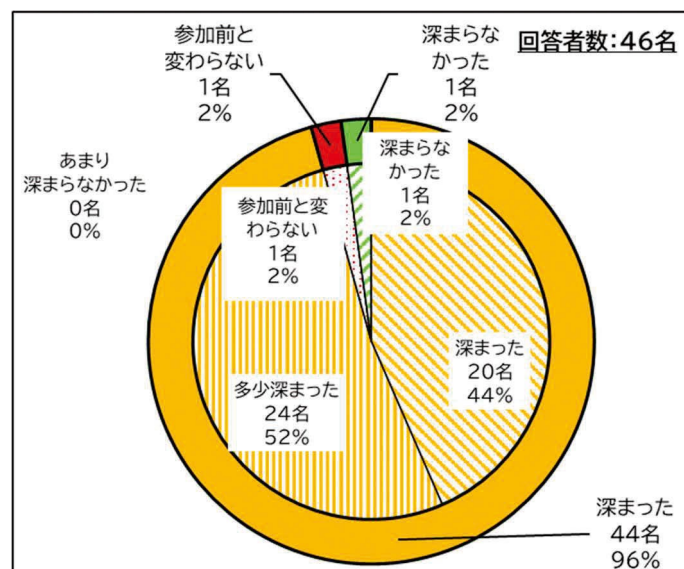


図 3-15 実施内容に関する理解促進度

(UPZ 住民の避難措置等訓練(一時集結所開設・運営、安定ヨウ素剤の緊急配布、バス等避難))

(5) 実施内容に関する習熟度

訓練で実施した内容について、回答者全員が習熟が「深まった」(「深まった」及び「多少深まった」の合計)と回答された(図 3-16)。

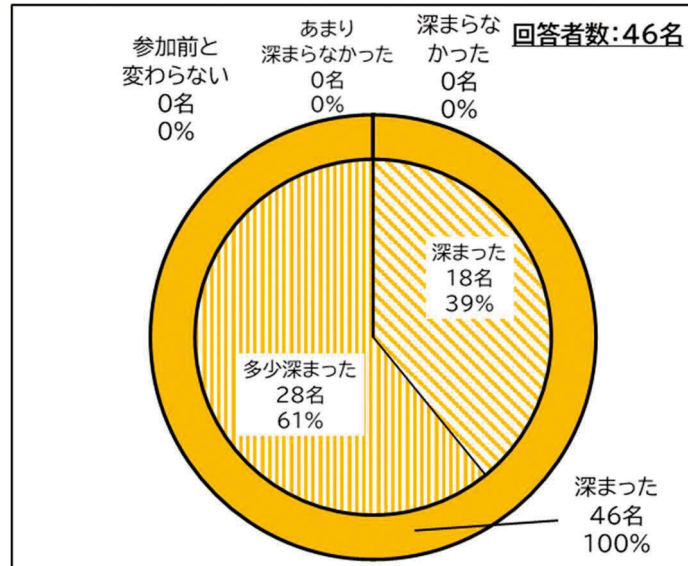


図 3-16 実施内容に関する習熟度

(UPZ 住民の避難措置等訓練(一時集結所開設・運営、安定ヨウ素剤の緊急配布、バス等避難))

(6) 参加訓練の目的達成度

参加した訓練の目的は、回答者全員が「達成できた」(「十分達成できた」及び「概ね達成できた」の合計)と回答された(図 3-17)。

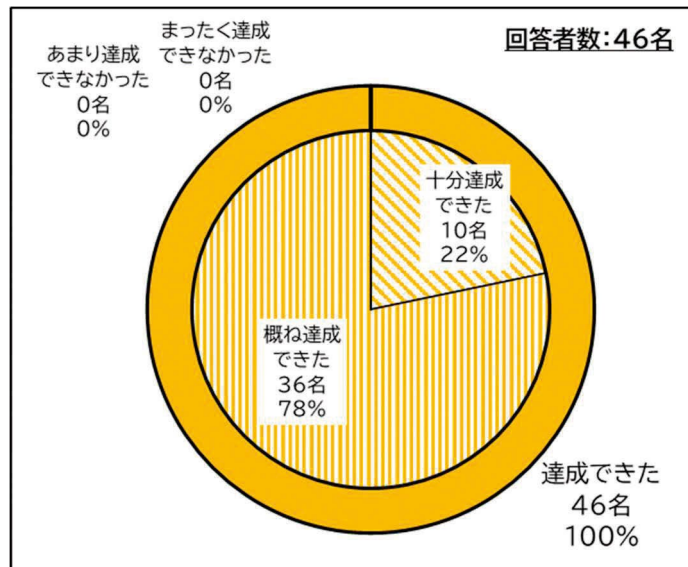


図 3-17 訓練項目別の目的達成度

(UPZ 住民の避難措置等訓練(一時集結所開設・運営、安定ヨウ素剤の緊急配布、バス等避難))

(7) 活動の迅速性・確実性を高めるために必要と感じた事項

活動の迅速性・確実性を高めるために必要と感じた事項としては、「事前の訓練・研修等の充実化」を挙げられた方が最も多かった(図 3-18)。

		回答者数:46名	割合
1	マニュアルや計画類の見直しが必要	13名	28%
2	施設や設備等の充実化が必要	9名	20%
3	事前の訓練・研修等の充実化が必要	22名	48%
4	その他	5名	11%
5	無回答	0名	0%

図 3-18 活動の迅速性・確実性を高めるために必要と感じた事項
(UPZ 住民の避難措置等訓練(一時集結所開設・運営、安定ヨウ素剤の緊急配布、バス等避難))

【マニュアルや計画類の見直し】

- 島根県
 - ・ 雨天時の計画概要を事前に共有できれば良いと感じた。
 - ・ 今回は雨の中で、乗車人数の確認や案内の配布等の運用が難しかったため、雨天時の実施を見据えて手順や準備を行う必要があると感じた。
- 松江市
 - ・ 一時集結所の運営マニュアルの実情に合わせた修正が必要である。また、避難受け入れマニュアル様式を住民に分かりやすい形での記載を検討することが望ましいと感じた。
- 出雲市
 - ・ 訓練で繰り返し手順の確認を行い、都度見直しをしていく必要がある。

【事前の訓練・研修等の充実化】

- 松江市
 - ・ 数年に一度の参加では、練度が上がらないため、少なくとも、隔年での参加が必要と感じた。
- 出雲市
 - ・ 原子力災害に関する理解度を上げるため、研修(座学・訓練映像の視聴等)を複数実施する必要がある。
- 安来市
 - ・ 原子力防災に関する事を市民の皆さんに身直に感じてもらうため、幅広く継続的に訓練を行う必要がある。
 - ・ 訓練を通じた避難者や関係機関の習熟度の向上や課題の掘り起こしが必要である。
 - ・ 担当課においても、担当者以外の原子力防災に関する理解が浸透しておらず、足下から理解促進を進める必要があると感じた。
- 雲南市
 - ・ 出前講座等での多くの市民への普及啓発が必要である。

- ・メールの送信範囲や内容等の手順まで理解する必要がある。

【その他】

- 島根県
 - ・運転手の立場で見ると、誘導員の誘導がわかりにくそうだなと感じる箇所があった。
- 出雲市
 - ・マニュアルや施設は用意されていると感じたが、市民に知られていないことが問題だと感じた。訓練は非常に有意義で学びが多かったが、より多くの住民に参加いただくことが必要であると感じた。

3.2.2 UPZ 住民の避難措置等訓練(避難退域時検査場所開設・運営)

(1) 参加訓練の目的に関する理解度

参加した訓練の目的について、事前に「理解していた」「十分理解していた」及び「概ね理解していた」の合計と回答された方は、9割弱であった(図 3-19)。

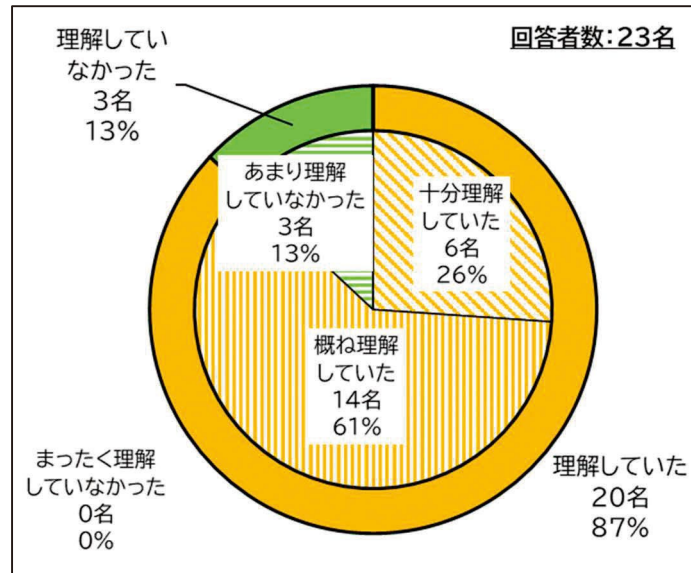


図 3-19 参加訓練の目的に関する理解度
(UPZ 住民の避難措置等訓練(避難退域時検査場所開設・運営))

(2) 実施内容に関する事前理解度

訓練で実施した内容について、事前に「理解していた」「十分理解していた」及び「概ね理解していた」の合計と回答された方は、9割弱であった(図 3-20)。

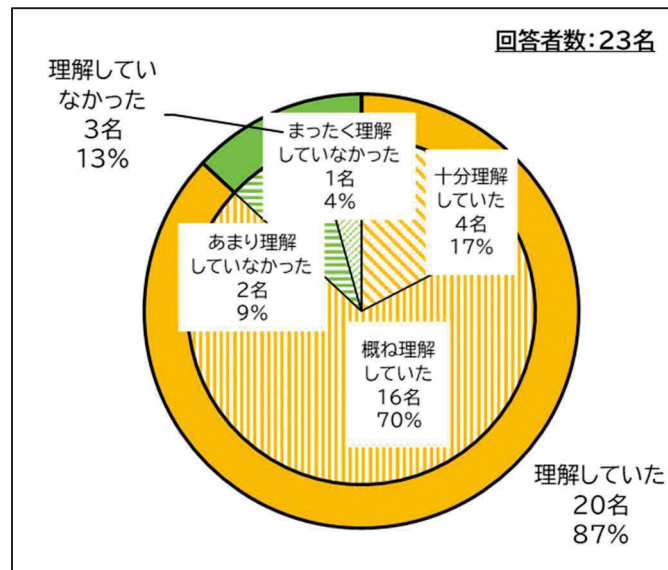


図 3-20 実施内容に関する事前理解度
(UPZ 住民の避難措置等訓練(避難退域時検査場所開設・運営))

(3) 実施内容に関する自己評価

訓練で実施した内容について、回答者全員が「予定通りできた」(「予定通りできた」及び「概ね予定通りできた」の合計)と回答された(図 3-21)。

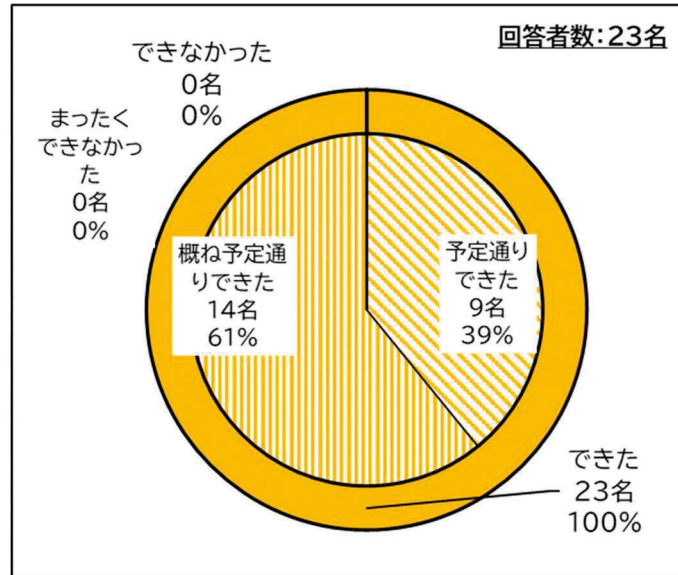


図 3-21 実施内容に関する自己評価
(UPZ 住民の避難措置等訓練(避難退域時検査場所開設・運営))

(4) 実施内容に関する理解促進度

訓練で実施した内容について、回答者全員が理解が「深まった」(「深まった」及び「多少深まった」の合計)と回答された(図 3-22)。

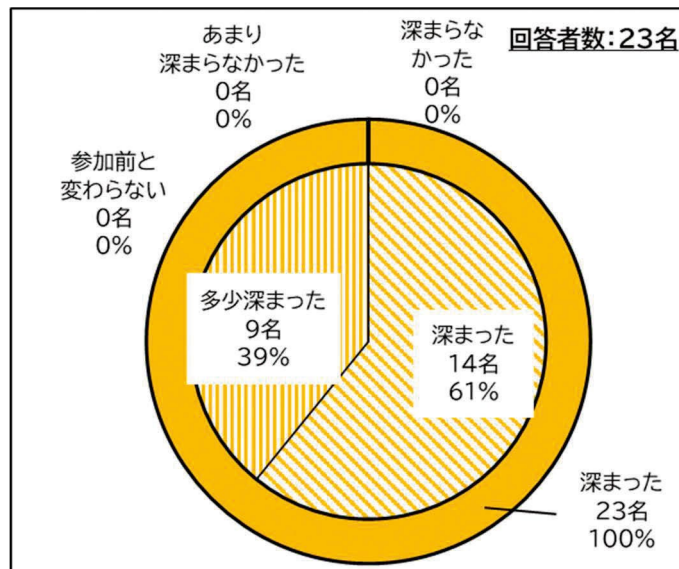


図 3-22 実施内容に関する理解促進度
(UPZ 住民の避難措置等訓練(避難退域時検査場所開設・運営))

(5) 実施内容に関する習熟度

訓練で実施した内容について、回答者全員が習熟が「深まった」(「深まった」及び「多少深まった」の合計)と回答された(図 3-23)。

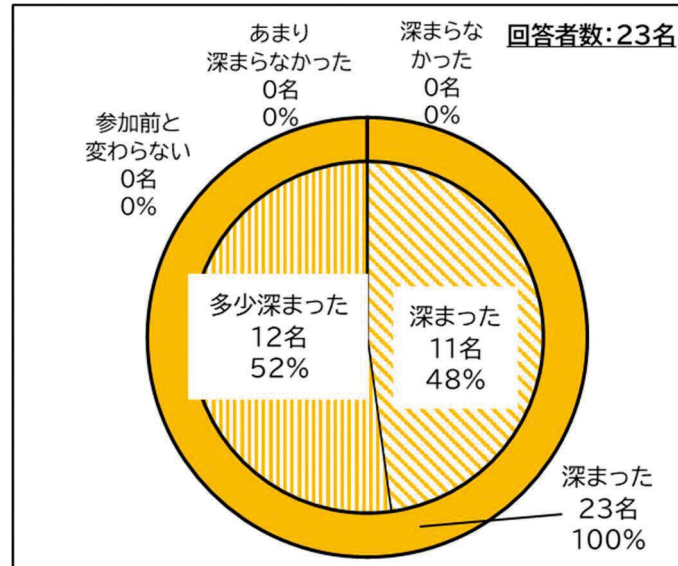


図 3-23 実施内容に関する習熟度
(UPZ 住民の避難措置等訓練(避難退域時検査場所開設・運営))

(6) 参加訓練の目的達成度

参加した訓練の目的は、回答者全員が「達成できた」(「十分達成できた」及び「概ね達成できた」の合計)と回答された(図 3-24)。

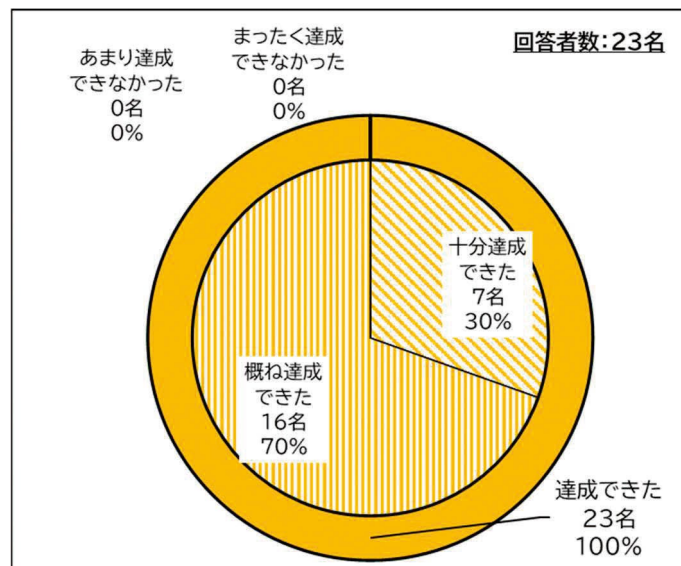


図 3-24 訓練項目別の目的達成度
(UPZ 住民の避難措置等訓練(避難退域時検査場所開設・運営))

(7) 活動の迅速性・確実性を高めるために必要と感じた事項

活動の迅速性・確実性を高めるために必要と感じた事項としては、「事前の訓練・研修等の充実化」を挙げられた方が最も多かった(図 3-25)。

		回答者数:23名	割合
1	マニュアルや計画類の見直しが必要	5名	22%
2	施設や設備等の充実化が必要	6名	26%
3	事前の訓練・研修等の充実化が必要	15名	65%
4	その他	1名	4%
5	無回答	0名	0%

図 3-25 活動の迅速性・確実性を高めるために必要と感じた事項
(UPZ 住民の避難措置等訓練(避難退域時検査場所開設・運営))

【事前の訓練・研修等の充実化】

- ・ 時間をかけた訓練を実施して、習熟度を向上させる必要があると思った。
- ・ 事前研修でシミュレーションを行ったことは、当日の動きをイメージしやすく、とても有効だった。

【その他】

- ・ 雨により記録表への記入が困難であったため対策が必要であると感じた。

3.2.3 UPZ 住民の避難措置等訓練(避難経由所開設・運営、避難所開設・運営)

(1) 参加訓練の目的に関する理解度

参加した訓練の目的について、事前に「理解していた」「十分理解していた」及び「概ね理解していた」の合計と回答された方は、9割弱であった(図 3-26)。

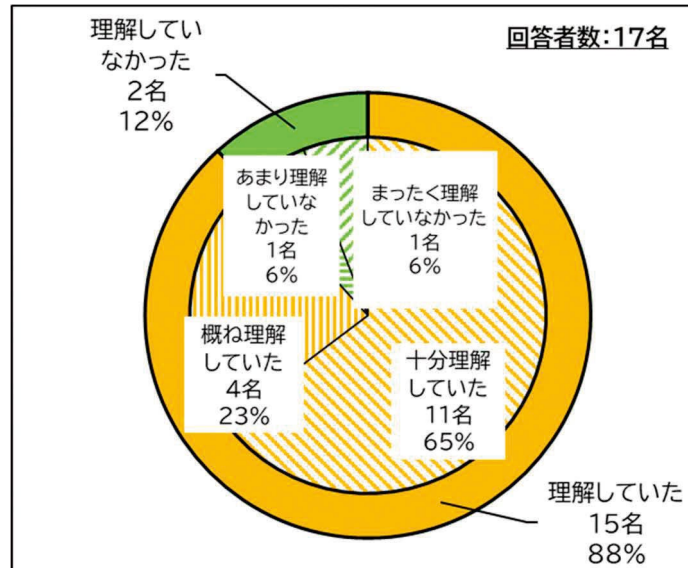


図 3-26 参加訓練の目的に関する理解度
(UPZ 住民の避難措置等訓練(避難経由所開設・運営、避難所開設・運営))

(2) 実施内容に関する事前理解度

訓練で実施した内容について、事前に「理解していた」「十分理解していた」及び「概ね理解していた」の合計と回答された方は、9割を超えた(図 3-27)。

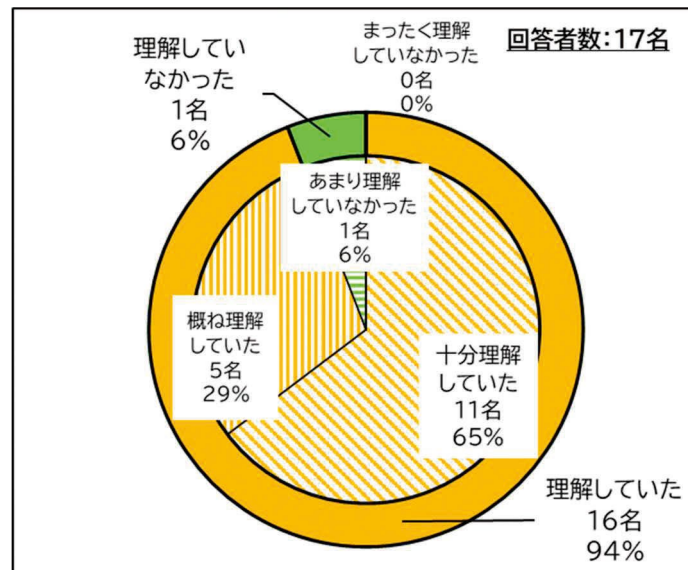


図 3-27 実施内容に関する事前理解度
(UPZ 住民の避難措置等訓練(避難経由所開設・運営、避難所開設・運営))

(3) 実施内容に関する自己評価

訓練で実施した内容について、「予定通りできた」「予定通りできた」及び「概ね予定通りできた」の合計)と回答された方は、9割を超えた(図 3-28)。

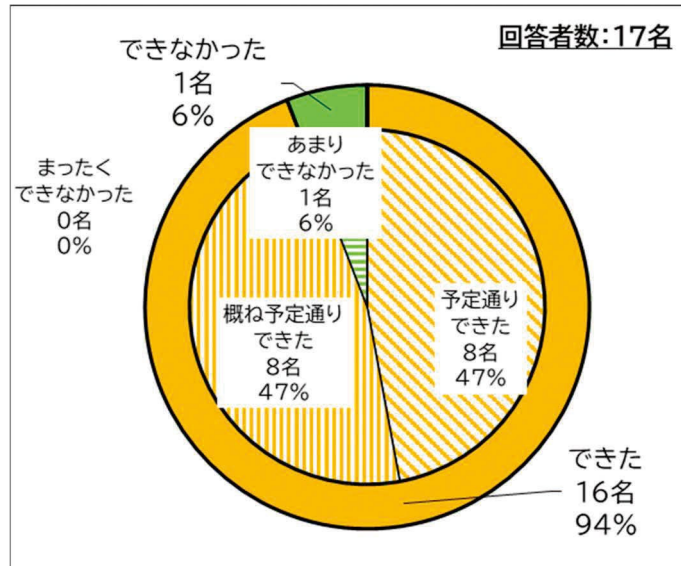


図 3-28 実施内容に関する自己評価
(UPZ 住民の避難措置等訓練(避難経由所開設・運営、避難所開設・運営))

(4) 実施内容に関する理解促進度

訓練で実施した内容について、理解が「深まった」「深まった」及び「多少深まった」の合計)と回答された方は、9割弱であった(図 3-29)。

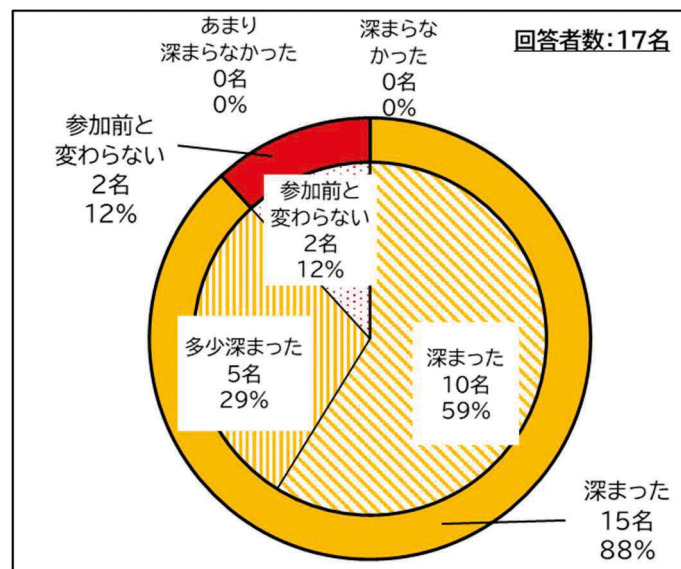


図 3-29 実施内容に関する理解促進度
(UPZ 住民の避難措置等訓練(避難経由所開設・運営、避難所開設・運営))

(5) 実施内容に関する習熟度

訓練で実施した内容について、習熟度が「深まった」(「深まった」及び「多少深まった」の合計)と回答された方は、9割弱であった(図 3-30)。

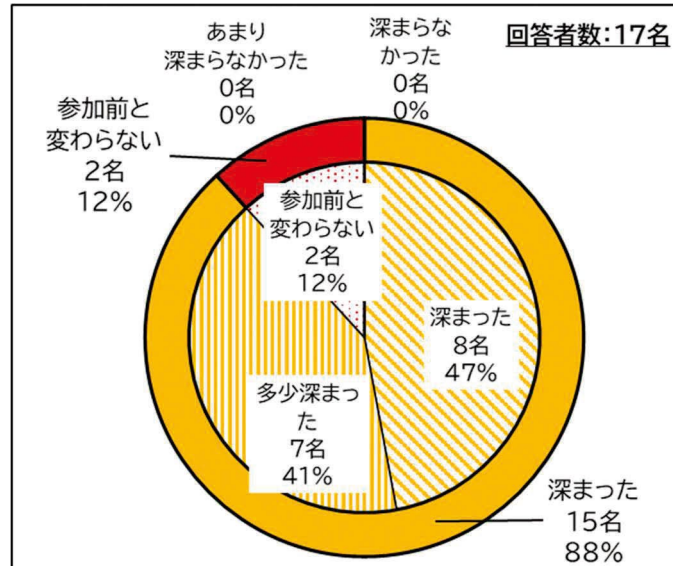


図 3-30 実施内容に関する習熟度
(UPZ 住民の避難措置等訓練(避難経由所開設・運営、避難所開設・運営))

(6) 参加訓練の目的達成度

参加した訓練の目的は、「達成できた」(「十分達成できた」及び「概ね達成できた」の合計)と回答された方は、9割を超えた(図 3-31)。

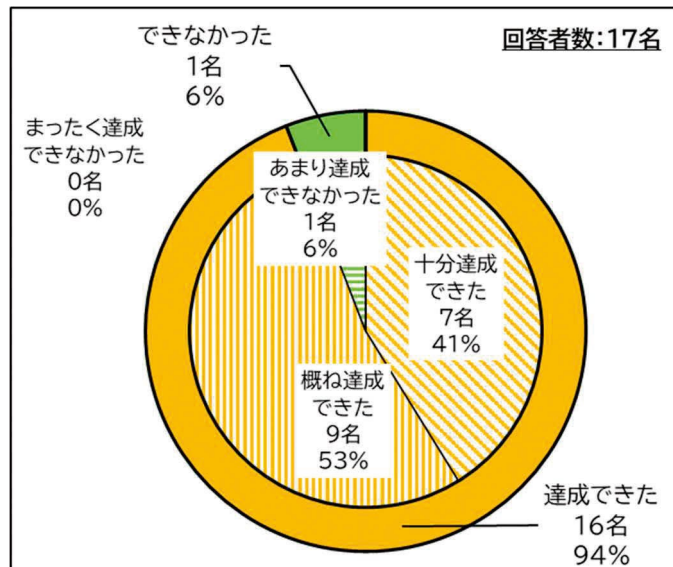


図 3-31 訓練項目別の目的達成度
(UPZ 住民の避難措置等訓練(避難経由所開設・運営、避難所開設・運営))

(7) 活動の迅速性・確実性を高めるために必要と感じた事項

活動の迅速性・確実性を高めるために必要と感じた事項としては、「事前の訓練・研修等の充実化」を挙げられた方が最も多かった(図 3-32)。

		回答者数:17名	割合
1	マニュアルや計画類の見直しが必要	2名	12%
2	施設や設備等の充実化が必要	1名	6%
3	事前の訓練・研修等の充実化が必要	12名	71%
4	その他	1名	6%
5	無回答	0名	0%

図 3-32 活動の迅速性・確実性を高めるために必要と感じた事項
(UPZ 住民の避難措置等訓練(避難経由所開設・運営、避難所開設・運営))

【マニュアルや計画類の見直し】

- ・ 訓練を繰り返し行い、都度見直しを実施していく必要があると感じた。

【事前の訓練・研修等の充実化】

- ・ 出前講座等で多くの市民への普及啓発が必要と思った。
- ・ 訓練を通じ避難者や関係機関の習熟度の向上や課題の掘り起こしが必要と思った。
- ・ より実効性を高める訓練を実施すべきだと思った。

【その他】

- ・ マニュアルや施設は整備されていると感じたが、市民に知られていないことが問題だと感じた。訓練は非常に有意義で学びが多かったが、住民参加者が少ないと感じた。

3.2.4 在宅避難行動要支援者の避難誘導訓練

(1) 支所(地区)の役割に関する理解度

避難行動要支援者の避難誘導などの役割があることについて、事前に「理解していた」「十分理解していた」及び「概ね理解していた」の合計と回答された方は、9割弱であった(図 3-33)。

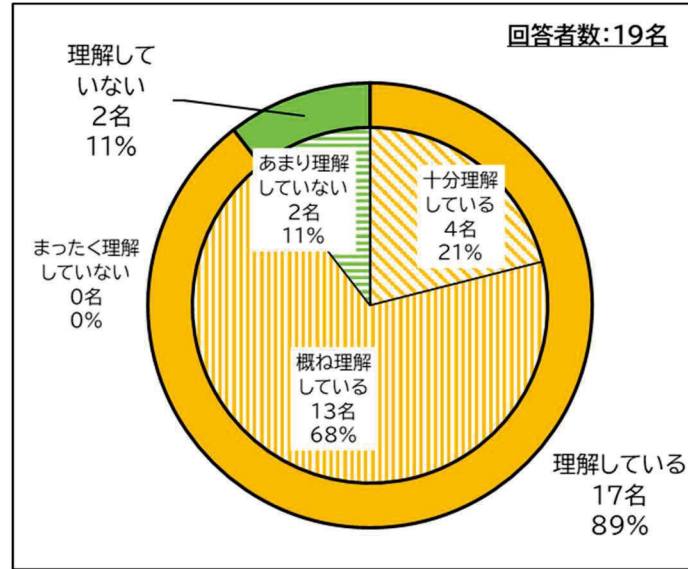


図 3-33 支所(地区)の役割に関する理解度
(在宅避難行動要支援者の避難誘導訓練)

(2) 原子力防災訓練の参加経験(見学含む)

原子力防災訓練の参加経験(見学含む)について、「ある」「ある(3回以上)」「ある(2回)」「ある(1回)」の合計と回答された方は、9割であった(図 3-34)。

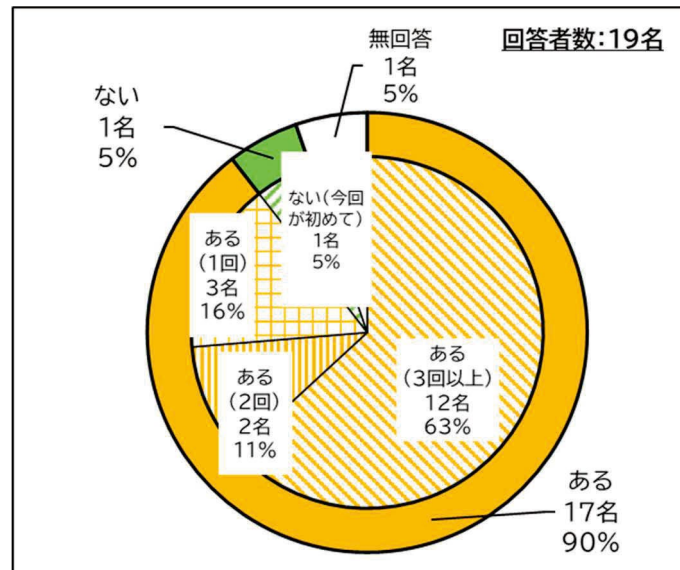


図 3-34 支所(地区)の役割に関する理解度
(在宅避難行動要支援者の避難誘導訓練)

(3) 実施内容に関する理解度

訓練を通じて、支所(地区)原子力事故対策会議が市本部と連携し、地区内の原子力事故への対応を行うことについて、回答者全員が「理解できた」(「十分理解できた」、「概ね理解できた」の合計)と回答された(図 3-35)。

訓練を通じて、支所原子力事故対策会議で市本部からの指示内容の確認や原子力事故への対応方針を決定することについて、回答者全員が「理解できた」(「十分理解できた」、「概ね理解できた」の合計)と回答された(図 3-36)。

訓練を通じて、在宅避難行動要支援者の支援内容確認の流れについて、回答者全員が「理解できた」(「十分理解できた」、「概ね理解できた」の合計)と回答された(図 3-37)。

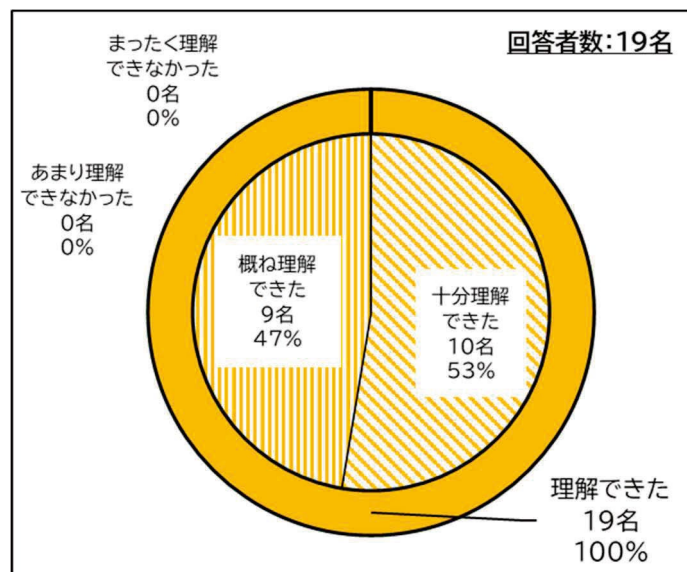


図 3-35 実施内容(支所(地区)原子力事故対策会議が市本部と連携し、地区内の原子力事故への対応を行う)に関する理解度(在宅避難行動要支援者の避難誘導訓練)

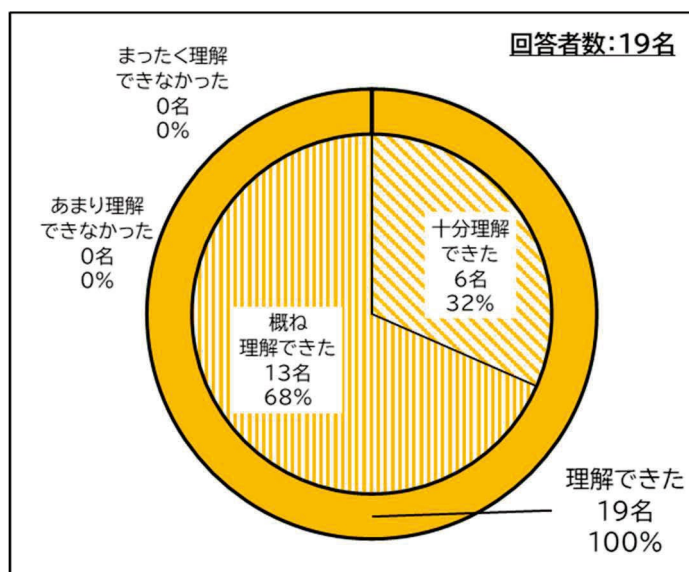


図 3-36 実施内容(支所原子力事故対策会議で市本部からの指示内容の確認や原子力事故への対応方針を決定する)に関する理解度(在宅避難行動要支援者の避難誘導訓練)

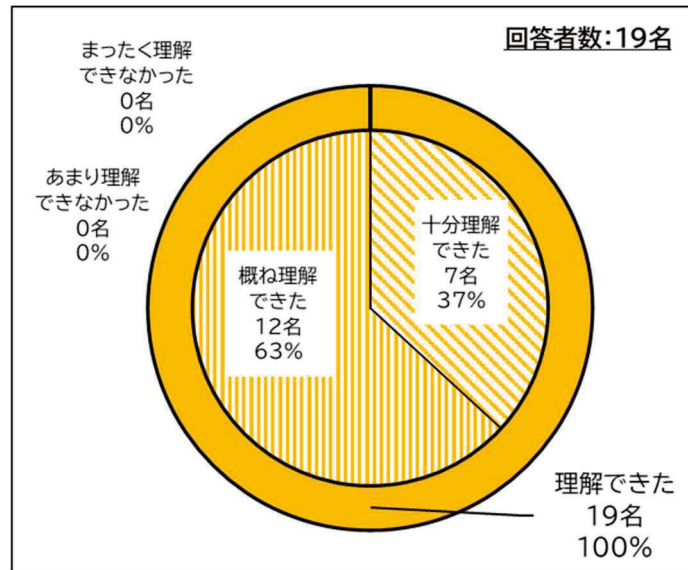


図 3-37 実施内容(在宅避難行動要支援者の支援内容確認の流れ)に関する理解度
(在宅避難行動要支援者の避難誘導訓練)

(4) 原子力災害が発生した場合にとるべき行動についての理解促進度

訓練を通じて、原子力災害が発生した場合にとるべき行動について理解が「深まった」(「深まった」及び「多少深まった」の合計)と回答された方は、8 割弱であった(図 3-38)。

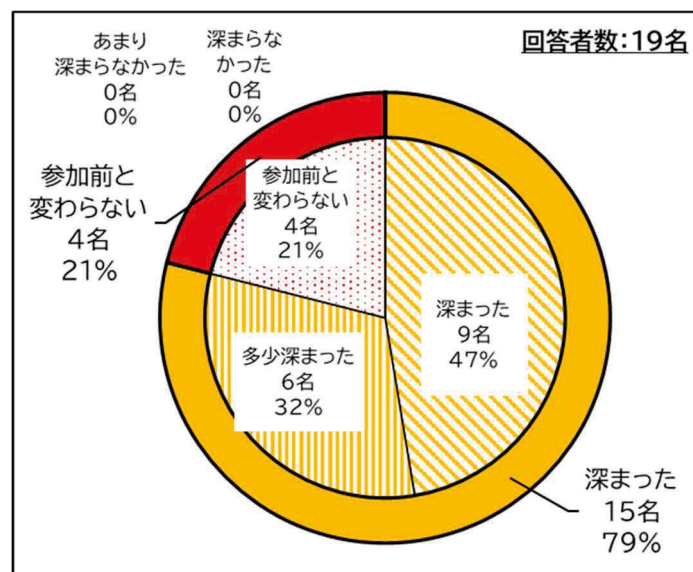


図 3-38 原子力災害が発生した場合にとるべき行動についての理解促進度
(在宅避難行動要支援者の避難誘導訓練)

(5) 今年度訓練の役立ち度

回答者全員が今年度訓練の内容は今後に「役に立つ」「十分役に立つ」及び「一部役に立つ」の合計)と回答された(図 3-39)。

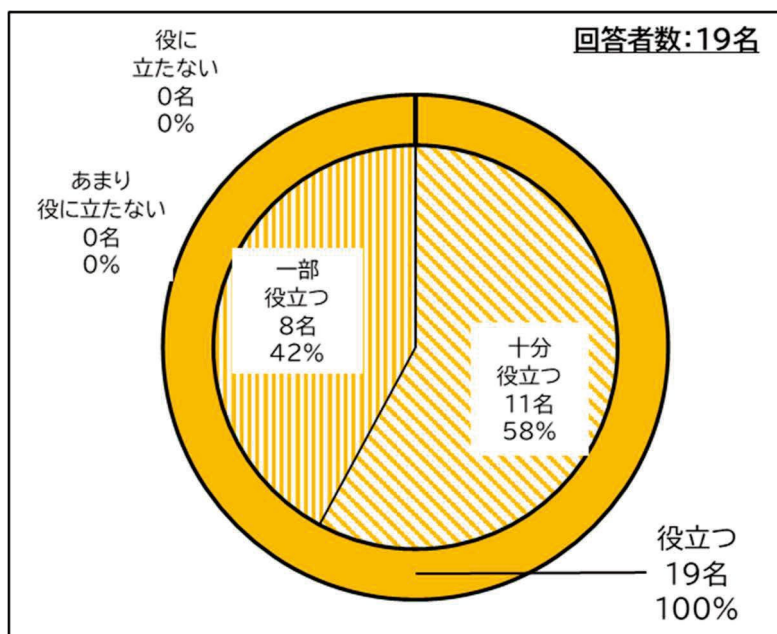


図 3-39 今年度訓練の役立ち度
(在宅避難行動要支援者の避難誘導訓練)

3.2.5 社会福祉施設の避難措置等訓練(PAZ)

(1) 参加訓練の目的に関する理解度

参加した訓練の目的について、事前に「理解していた」「十分理解していた」及び「概ね理解していた」の合計と回答された方は、8割弱であった(図 3-40)。

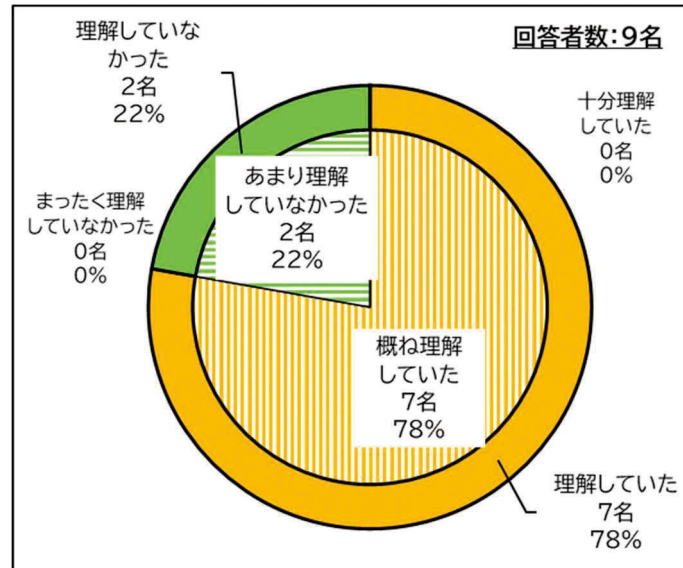


図 3-40 参加訓練の目的に関する理解度
(社会福祉施設の避難措置等訓練(PAZ))

(2) 実施内容に関する事前理解度

訓練で実施した内容について、事前に「理解していた」「十分理解していた」及び「概ね理解していた」の合計と回答された方は、8割弱であった(図 3-41)。

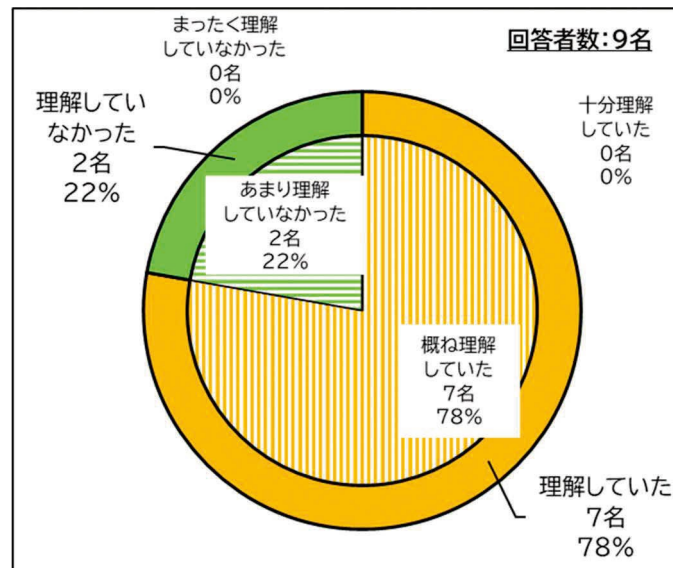


図 3-41 実施内容に関する事前理解度
(社会福祉施設の避難措置等訓練(PAZ))

(3) 実施内容に関する自己評価

訓練で実施した内容について、「予定通りできた」「予定通りできた」及び「概ね予定通りできた」の合計)と回答された方は、9割弱であった(図 3-42)。

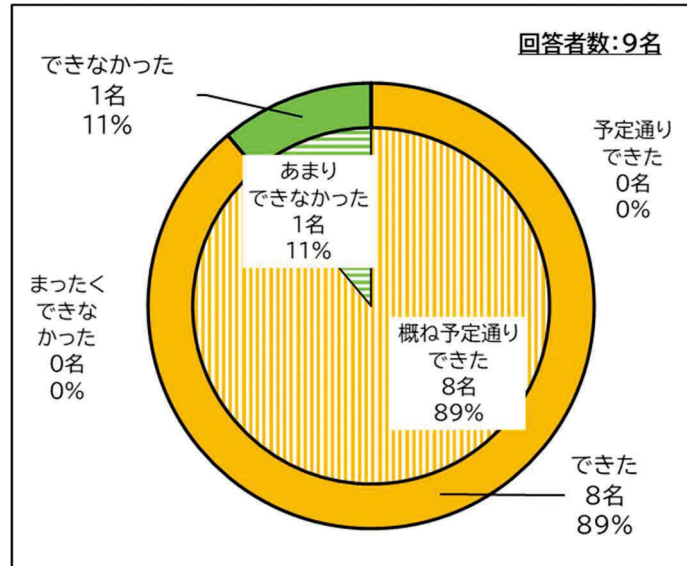


図 3-42 実施内容に関する自己評価
(社会福祉施設の避難措置等訓練(PAZ))

(4) 実施内容に関する理解促進度

訓練で実施した内容について、回答者全員が理解が「深まった」「深まった」及び「多少深まった」の合計)と回答された(図 3-43)。

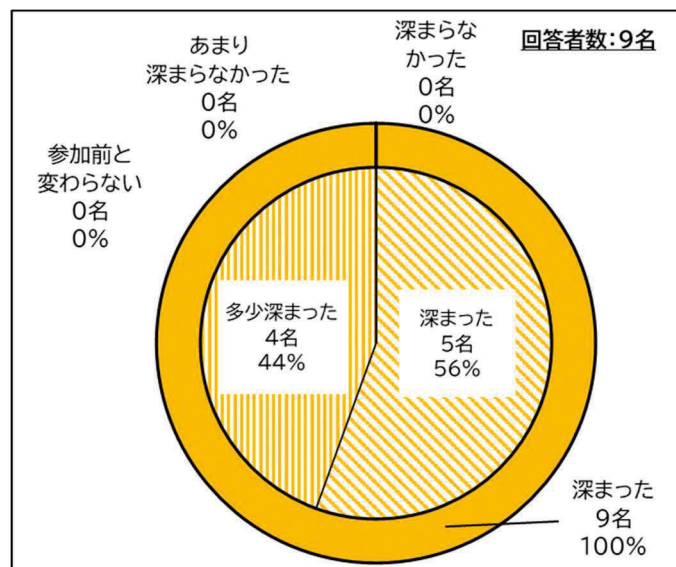


図 3-43 実施内容に関する理解促進度
(社会福祉施設の避難措置等訓練(PAZ))

(5) 実施内容に関する習熟度

訓練で実施した内容について、回答者全員が習熟が「深まった」(「深まった」及び「多少深まった」の合計)と回答された(図 3-44)。

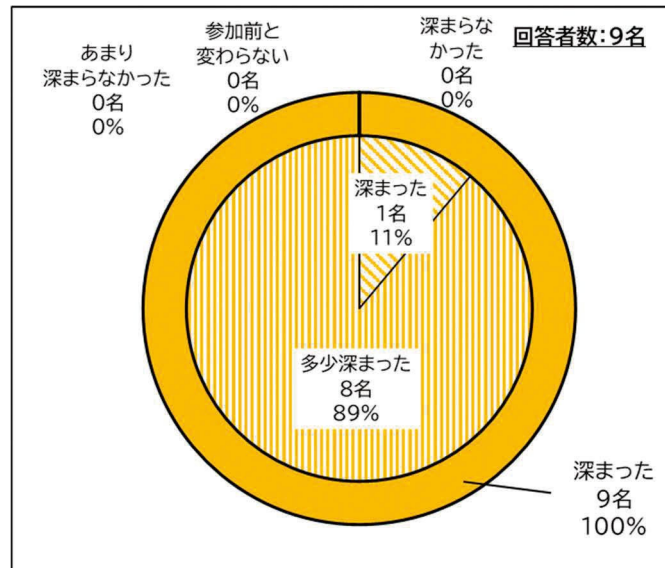


図 3-44 実施内容に関する習熟度
(社会福祉施設の避難措置等訓練(PAZ))

(6) 参加訓練の目的達成度

参加した訓練の目的について、「達成できた」(「十分達成できた」及び「概ね達成できた」の合計)と回答された方は、8割弱であった。(図 3-45)。

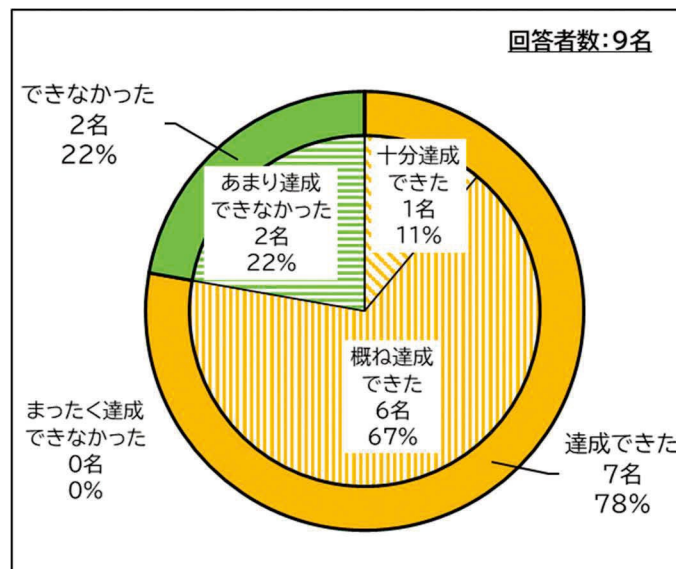


図 3-45 訓練項目別の目的達成度
(社会福祉施設の避難措置等訓練(PAZ))

(7) 活動の迅速性・確実性を高めるために必要と感じた事項

活動の迅速性・確実性を高めるために必要と感じた事項としては、「事前の訓練・研修等の充実化」を挙げられた方が最も多かった(図 3-46)。

		回答者数:9名	割合
1	マニュアルや計画類の見直しが必要	3名	33%
2	施設や設備等の充実化が必要	1名	11%
3	事前の訓練・研修等の充実化が必要	7名	78%
4	その他	2名	22%
5	無回答	1名	11%

図 3-46 活動の迅速性・確実性を高めるために必要と感じた事項
(社会福祉施設の避難措置等訓練(PAZ))

【マニュアルや計画類の見直し】

- ・ 誰がどの役割になるのかは分からないため、誰でも実行可能なマニュアル作りは必要と考える。
- ・ マニュアルの種類と数が多い。原子力の知識と訓練マニュアルを分け、より分かりやすく、全体の流れが把握できるものが必要と思う。

【事前の訓練・研修等の充実化】

- ・ 県の担当者の方との打合せだけでなく、社内での打ち合わせ、振り返りが必要と思う。
- ・ 利用者も一緒に訓練に参加した方が良いと思う。実際に利用者を避難させる訓練を行うとで、より問題点や課題が見えると思う。
- ・ 年1回ではなく、訓練頻度を増やしたい。

【その他】

- ・ 全員が1度で避難所へ行けるわけではないので、避難の優先順位を決める必要があると思った。

3.2.6 社会福祉施設の避難措置等訓練(UPZ)

(1) 参加訓練の目的に関する理解度

参加した訓練の目的について、事前に「理解していた」「十分理解していた」及び「概ね理解していた」の合計)と回答された方は、6割弱であった。(図 3-47)。

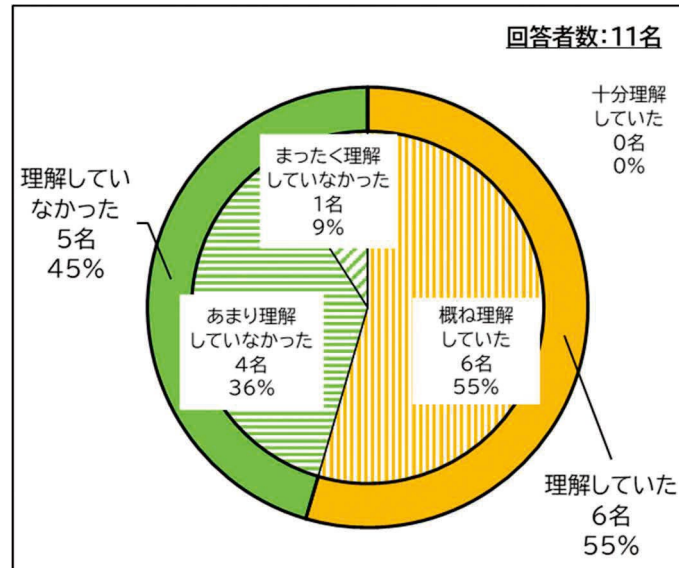


図 3-47 参加訓練の目的に関する理解度
(社会福祉施設の避難措置等訓練(UPZ))

(2) 実施内容に関する事前理解度

訓練で実施した内容について、事前に「理解していた」「十分理解していた」及び「概ね理解していた」の合計)と回答された方は、6割を超えた(図 3-48)。

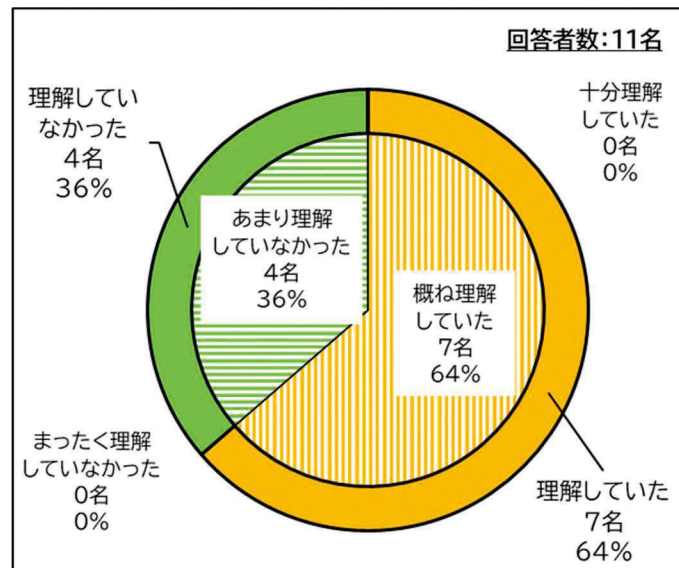


図 3-48 実施内容に関する事前理解度
(社会福祉施設の避難措置等訓練(UPZ))

(3) 実施内容に関する自己評価

訓練で実施した内容について、「予定通りできた」「予定通りできた」及び「概ね予定通りできた」の合計)と回答された方は、8割を超えた(図 3-49)。

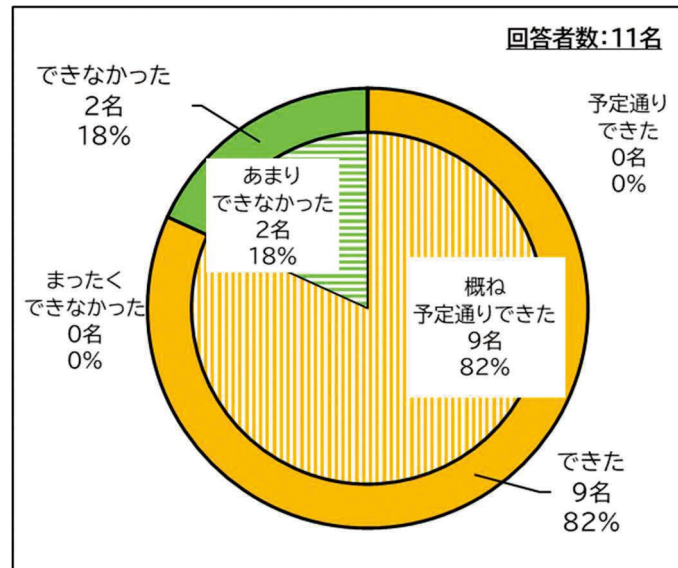


図 3-49 実施内容に関する自己評価
(社会福祉施設の避難措置等訓練(UPZ))

【「あまりできなかった」理由】

- ・ 記録係に要点をまとめて伝達することが難しかった。

(4) 実施内容に関する理解促進度

訓練で実施した内容について、回答者全員が理解が「深まった」「深まった」及び「多少深まった」の合計)と回答された(図 3-50)。

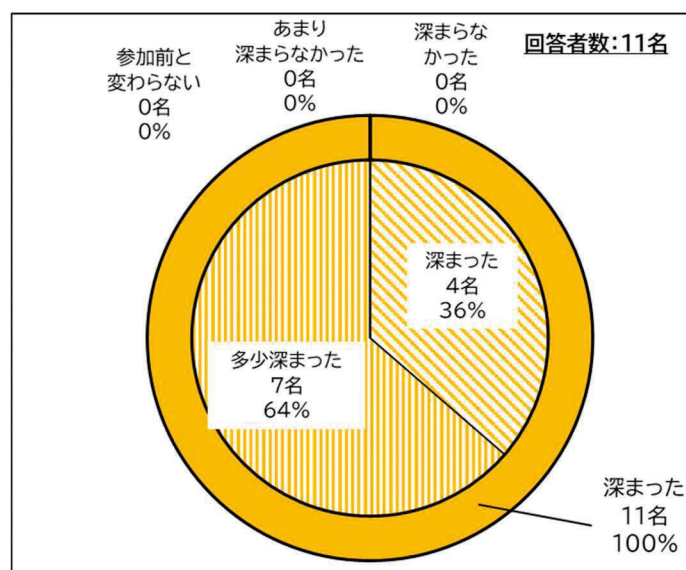


図 3-50 実施内容に関する理解促進度
(社会福祉施設の避難措置等訓練(UPZ))

(5) 実施内容に関する習熟度

訓練で実施した内容について、回答者全員が習熟が「深まった」「深まった」及び「多少深まった」の合計)と回答された(図 3-51)。

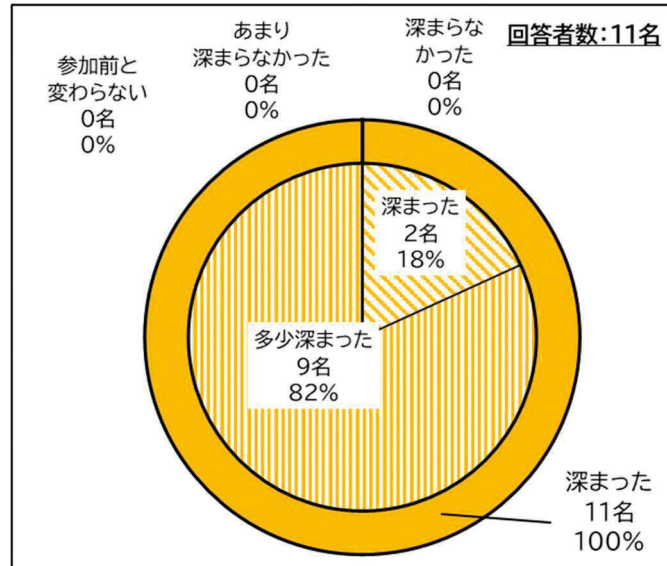


図 3-51 実施内容に関する習熟度
(社会福祉施設の避難措置等訓練(UPZ))

(6) 参加訓練の目的達成度

参加した訓練の目的について、「達成できた」「十分達成できた」及び「概ね達成できた」の合計)と回答された方は、8割を超えた(図 3-52)。

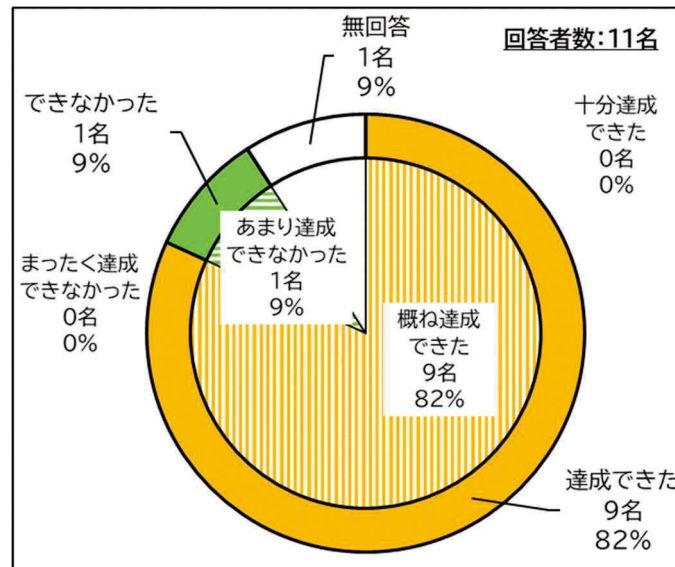


図 3-52 訓練項目別の目的達成度
(社会福祉施設の避難措置等訓練(UPZ))

(7) 活動の迅速性・確実性を高めるために必要と感じた事項

活動の迅速性・確実性を高めるために必要と感じた事項としては、「事前の訓練・研修の充実化」を挙げられた方が最も多かった(図 3-53)。

		回答者数:11名	割合
1	マニュアルや計画類の見直しが必要	1名	9%
2	施設や設備等の充実化が必要	1名	9%
3	事前の訓練・研修等の充実化が必要	7名	64%
4	その他	0名	0%
5	無回答	4名	36%

図 3-53 活動の迅速性・確実性を高めるために必要と感じた事項
(社会福祉施設の避難措置等訓練(UPZ))

【事前の訓練・研修等の充実化】

- ・ 繰り返し訓練を行うことが大切と思った。
- ・ 避難場所や手順等、多くの職員に周知し、対応できるような体制作りも必要だと思った。
- ・ 日頃からマニュアルの確認や、訓練への参加が必要だと感じた。

3.2.7 病院の避難措置等訓練

(1) 参加訓練の目的に関する理解度

参加した訓練の目的について、事前に「理解していた」「十分理解していた」及び「概ね理解していた」の合計と回答された方は、8割であった(図 3-54)。

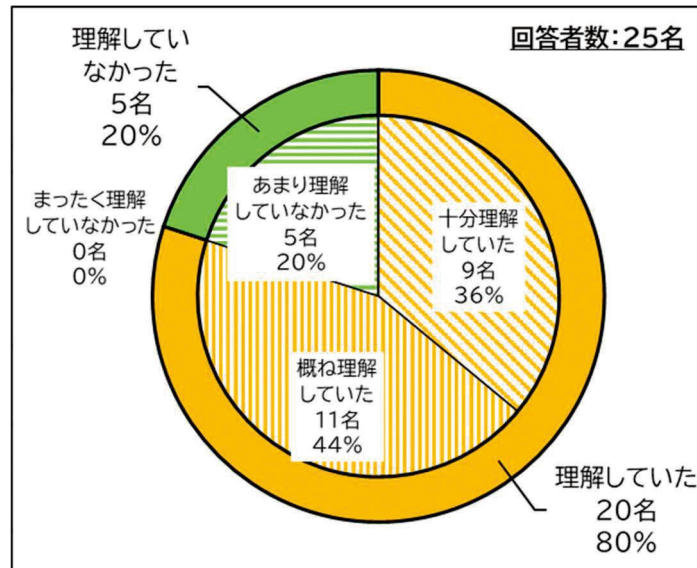


図 3-54 参加訓練の目的に関する理解度 (病院の避難措置等訓練)

(2) 実施内容に関する事前理解度

訓練で実施した内容について、事前に「理解していた」「十分理解していた」及び「概ね理解していた」の合計と回答された方は、7割弱であった(図 3-55)。

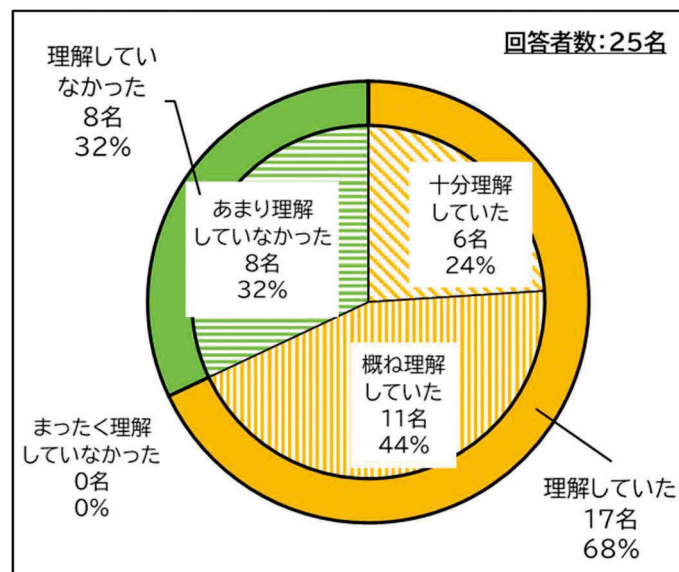


図 3-55 参加訓練の目的に関する理解度 (病院の避難措置等訓練)

(3) 実施内容に関する自己評価

訓練で実施した内容について、「予定通りできた」「予定通りできた」及び「概ね予定通りできた」の合計)と回答された方は、9割を超えた(図 3-56)。

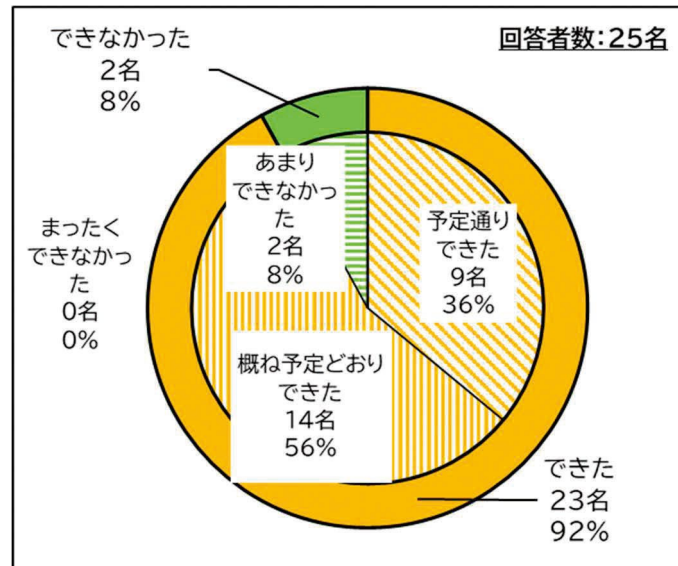


図 3-56 実施内容に関する自己評価(病院の避難措置等訓練)

【「あまりできなかった」理由】

- ・ テント設営の経験がなく作業に時間がかかった。
- ・ 普段使用しない機械の操作が難しかった。また、事態の進展に合わせ率先した行動ができなかった。

(4) 実施内容に関する理解促進度

訓練で実施した内容について、「深まった」「深まった」及び「多少深まった」の合計)と回答された方は、9割を超えた(図 3-57)。

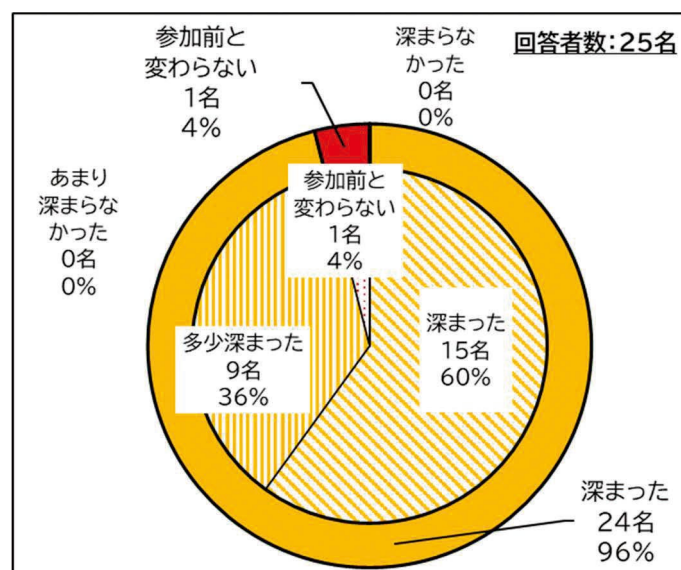


図 3-57 実施内容に関する理解促進度(病院の避難措置等訓練)

(5) 実施内容に関する習熟度

訓練で実施した内容について、習熟が「深まった」(「深まった」及び「多少深まった」の合計)と回答された方は、9割を超えた(図 3-58)。

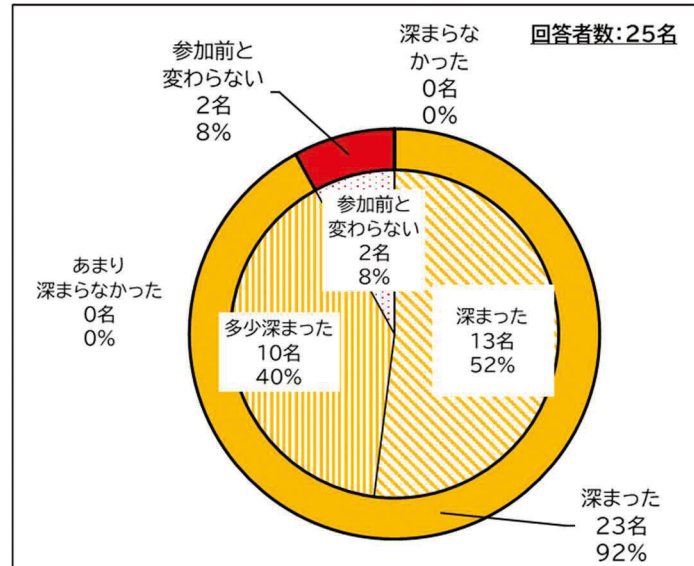


図 3-58 実施内容に関する習熟度(病院の避難措置等訓練)

(6) 参加訓練の目的達成度

参加した訓練の目的について、回答者全員が「達成できた」(「十分達成できた」及び「概ね達成できた」の合計)と回答された(図 3-59)。

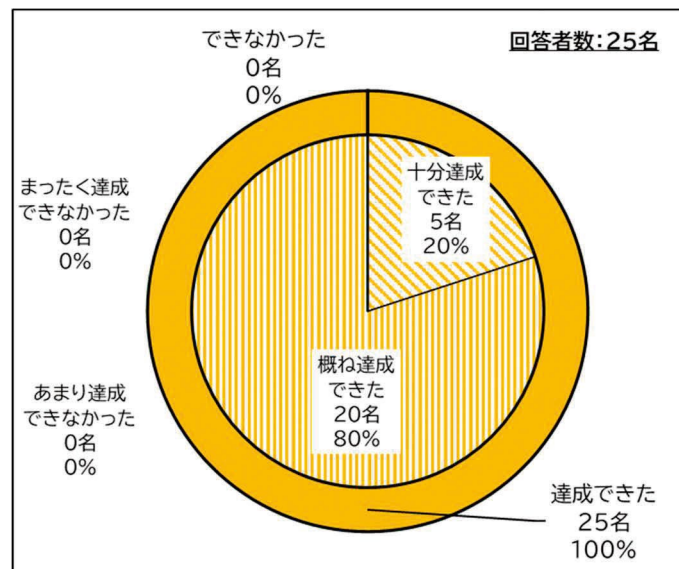


図 3-59 訓練項目別の目的達成度(病院の避難措置等訓練)

(7) 活動の迅速性・確実性を高めるために必要と感じた事項

活動の迅速性・確実性を高めるために必要と感じた事項としては、「事前の訓練・研修等の充実化」を挙げられた方が最も多かった(図 3-60)。

		回答者数:25名	割合
1	マニュアルや計画類の見直しが必要	8名	32%
2	施設や設備等の充実化が必要	9名	36%
3	事前の訓練・研修等の充実化が必要	18名	72%
4	その他	0名	0%
5	無回答	0名	0%

図 3-60 活動の迅速性・確実性を高めるために必要と感じた事項(病院の避難措置等訓練)

【マニュアルや計画類の見直し】

- ・ 燃料や物資の応援の具体化が必要と思う。
- ・ 利用者全員の避難計画の作成が必要と思う。
- ・ 利用者の生活マニュアルがあると良い。

【施設や設備等の充実化】

- ・ 陽圧換気区内の環境(気温など)に対する対策が必要と思う。

【事前の訓練・研修等の充実化】

- ・ 機械類の運転、操作方法の習得が必要である。
- ・ 事前の訓練研修等、もっと理解を深めることが必要と思う。
- ・ 毎回別の職員が参加した方が良い。参加しない場合も見学すべきと思う。
- ・ 実際の配置構成での役割確認を行う必要性を感じた。
- ・ 今回はマニュアルがあったので、迅速に対応できたが、実際に原子力災害が起きた時に、誰がどのように動くのかはその時になってみないと分からないと思った。現場が混乱しないように、普段から職員間で知識の習得(研修)や訓練実施するべきと思った。

3.2.8 初動対応訓練

(1) 参加訓練の目的に関する理解度

参加した訓練の目的については、ほとんどの方が事前に「理解していた」(「十分理解していた」及び「概ね理解していた」の合計)と回答された(図 3-61)

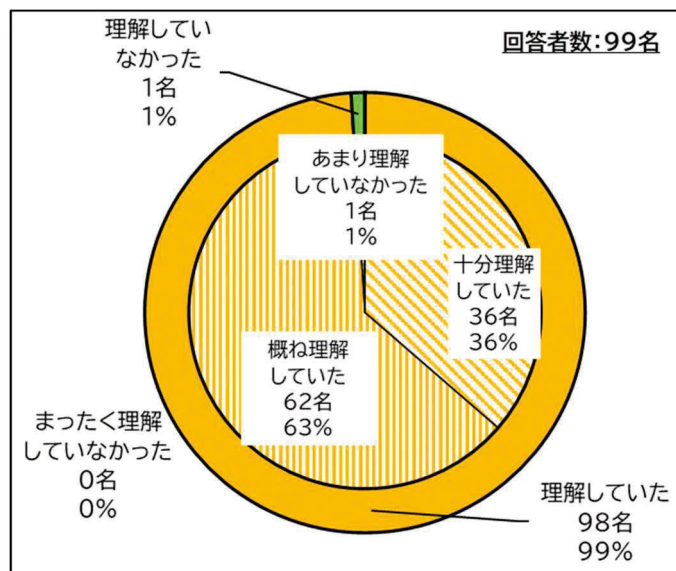


図 3-61 参加訓練の目的に関する理解度
(初動対応訓練)

(2) 実施内容に関する事前理解度

訓練で実施した内容について、ほとんどの方が事前に「理解していた」(「十分理解していた」及び「概ね理解していた」の合計)と回答された(図 3-62)。

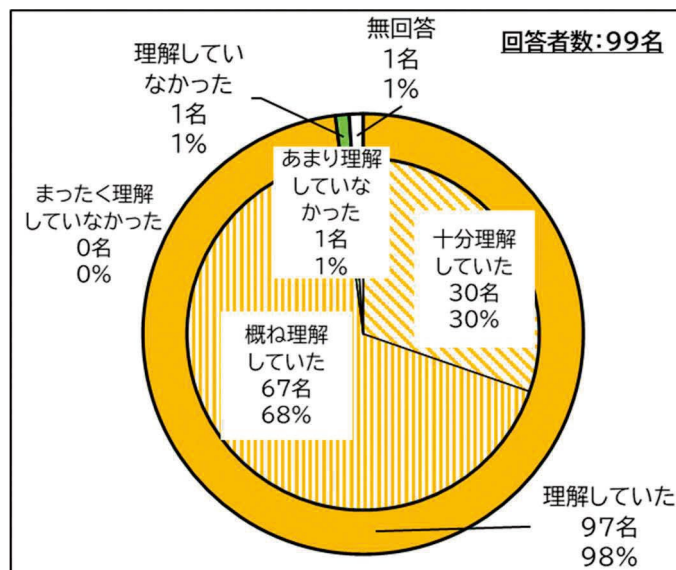


図 3-62 実施内容に関する事前理解度
(初動対応訓練)

(3) 実施内容に関する自己評価

訓練で実施した内容について、「予定通りできた」「予定通りできた」及び「概ね予定通りできた」の合計)と回答された方は、午前の訓練では8割を超え、午後の訓練では9割を超えた(図 3-63)。あまりできなかった理由として、時間内での対応ができなかったことなどが挙げられている。

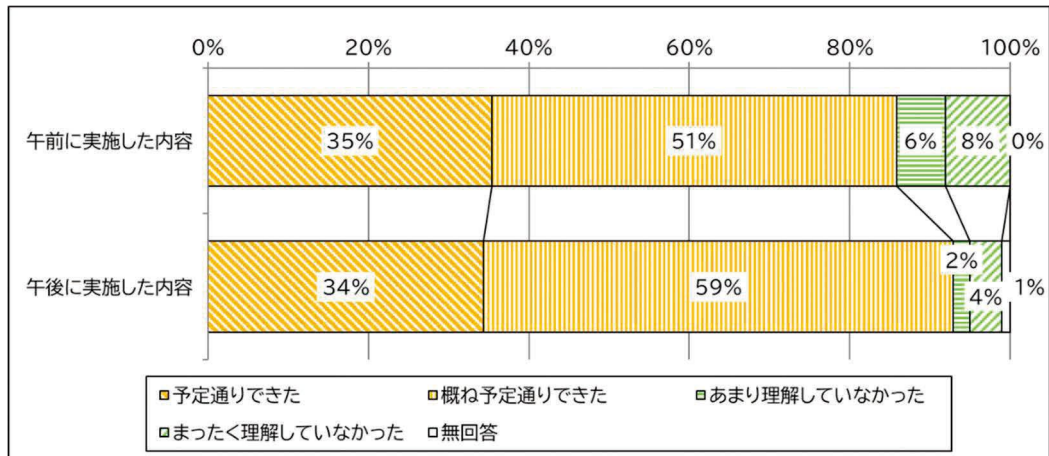


図 3-63 実施内容に関する自己評価
(初動対応訓練)

【「あまりできなかった」理由】

- ・ 自身の業務をグループ長へ報告していなかったものがあつた。
- ・ 午前中、防護措置実施方針案のうち、避難経路の資料が完成しなかつた。

(4) 実施内容に関する理解促進度

訓練で実施した内容について、理解が「深まった」「深まった」及び「多少深まった」の合計)と回答された方は、9割を超えた(図 3-64)。

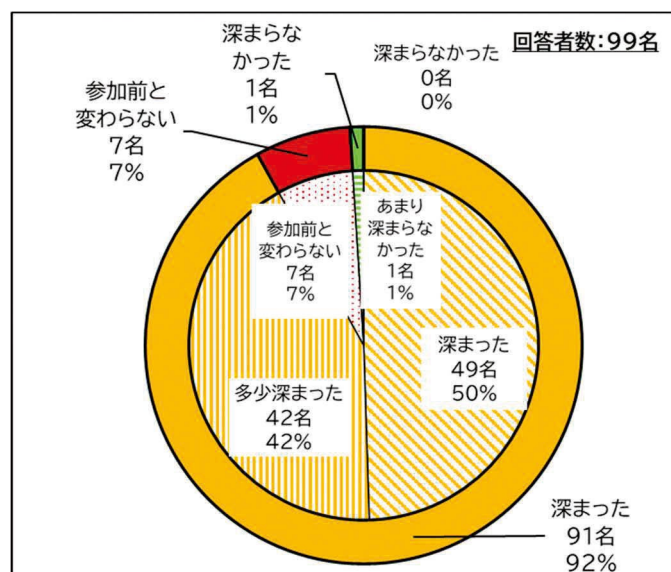


図 3-64 実施内容に関する理解促進度
(初動対応訓練)

(5) 実施内容に関する習熟度

訓練で実施した内容について、習熟が「深まった」(「深まった」及び「多少深まった」の合計)と回答された方は、9割であった(図 3-65)。

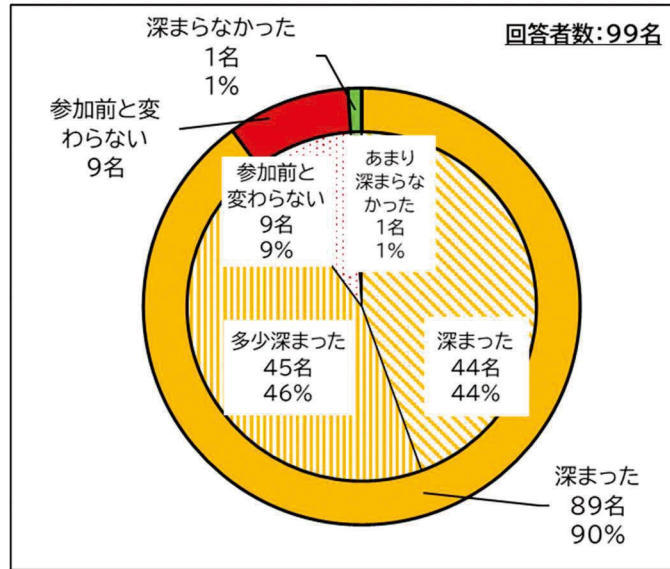


図 3-65 実施内容に関する習熟度 (初動対応訓練)

(6) 参加訓練の目的達成度

参加した訓練の目的について、ほとんどの方が「達成できた」(「十分達成できた」及び「概ね達成できた」の合計)と回答された(図 3-66)。

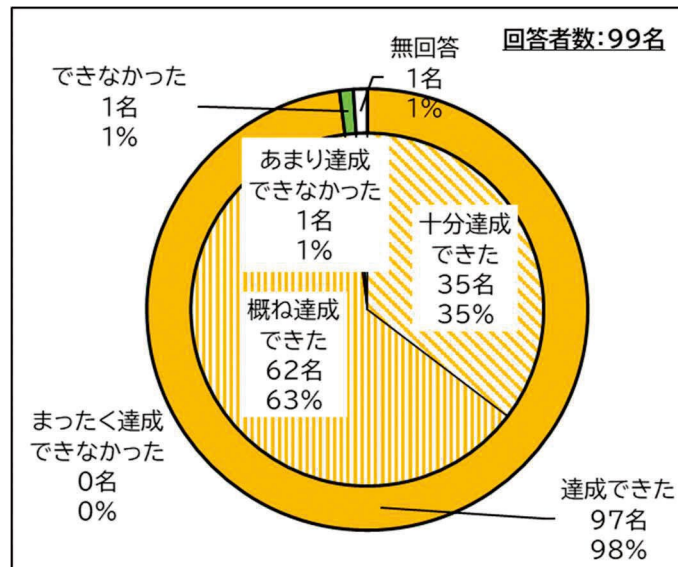


図 3-66 訓練項目別の目的達成度 (初動対応訓練)

(7) 活動の迅速性・確実性を高めるために必要と感じた事項

活動の迅速性・確実性を高めるために必要と感じた事項としては、「事前の訓練・研修等の充実化」を挙げられた方が最も多かった(図 3-67)。

		回答者数:99名	割合
1	マニュアルや計画類の見直しが必要	29名	29%
2	施設や設備等の充実化が必要	24名	24%
3	事前の訓練・研修等の充実化が必要	69名	70%
4	その他	7名	7%
5	無回答	2名	2%

図 3-67 活動の迅速性・確実性を高めるために必要と感じた事項
(初動対応訓練)

【マニュアルや計画類の見直し】

- 島根県
 - ・ 誤解を生じない手順の記載や、実践的に使える様式への改正が必要な箇所があった。
 - ・ リスト、名簿の様式の欄外(Excel の印刷範囲外など)に作業手順等を記載しておく等の工夫があれば良いと思った。
- 松江市
 - ・ 訓練を踏まえて手順書を対応経過が分かる形での修正が必要と思った。
 - ・ マニュアルや計画類の見直しに関しては、課題に対応した修正が必要と思った。
 - ・ 設備設置のレイアウトやデータ移行など細部にマニュアル化が必要と思った。
- 出雲市
 - ・ 一時集結所や避難運営支援班の必要人数や具体的な対応行動について、訓練を通じてマニュアルを見直ししていくことが必要と思った。
- 安来市
 - ・ 有事の際の様々な状況に対応できる備えを充実させることが必要と思った。
- 雲南市
 - ・ 実災害時を想定したより実効性を高めた訓練の実施やマニュアル等の修正が必要と思った。

【施設や設備等の充実化】

- 松江市
 - ・ NISS の使いやすさの向上や機能強化が必要と思った。

【事前の訓練・研修等の充実化】

- 島根県
 - ・ 年度冒頭(5 月中※異動に伴う対応のため)にでも、原子力災害の基礎的な研修と災害時の各自の対応についての研修又は説明会を全庁向けに実施した方が良いと思った。

- 松江市
 - ・ 防災主導の全庁的研修及び実動的訓練の実施が必要と思った。
- 出雲市
 - ・ 原子力防災の全体像の共有が必要と思った。
- 安来市
 - ・ 各部署の職員が計画を十分に理解するために定期的な研修が必須であると感じた。
 - ・ 災害時に電気や PC、電話機等の機器が使用できない場合を想定した訓練も必要ではないかと思った。
- 雲南市
 - ・ 当市職員において、原子力災害に関する知識はまだ普及できていないため、住民参加の訓練とともに対応していく必要があると思った。
 - ・ 屋内退避にあたっての事業者の活動訓練や県市の対応訓練が必要であると思った。

【その他】

- 島根県
 - ・ 自然災害への対応は多くの自治体職員が実体験として持っているが、原子力災害への対応を経験した職員はほぼいないため、訓練による手順等の確認が非常に重要と思った。
 - ・ 長年、地震との複合災害で実施してきたところ、今回台風が変わったことはとても良かった。過去、住民に対しても、地震が起こると原発災害に直結するような間違ったメッセージを発信し続けていたと思った。
- 松江市
 - ・ 実際の災害時にどこまで対応できるか不安になった。
 - ・ 訓練資料で全体の流れが確認でき勉強になった。
- 出雲市
 - ・ 時間、マンパワー的に余裕があれば、初動対応訓練を重点的に実施したい。
- 安来市
 - ・ テレビ会議システムへの参集が遅いと感じた。参加者は危機感を持って参加して欲しいと思った。
 - ・ 災害発生時の児童生徒及び保護者への連絡体制の重要性を改めて認識した。
 - ・ 様々な状況に対応できる備えの充実化を図る必要があると思った。
- 雲南市
 - ・ 屋内退避中の対応に関する訓練の実施を検討いただきたい。

4. 自己評価結果(訓練参加住民アンケート結果)

4.1 UPZ 住民の避難措置等訓練全体の評価結果

UPZ 住民の避難措置等訓練参加住民を対象にアンケート調査を実施し、延べ 191 名(松江市:51 名、出雲市:70 名、安来市:22 名、雲南市:48 名)から回答を得た²。

4.1.1 回答者の特徴

(1) 属性

4 市とも、訓練参加住民の半数以上が 60 代以上である(図 4-1)。

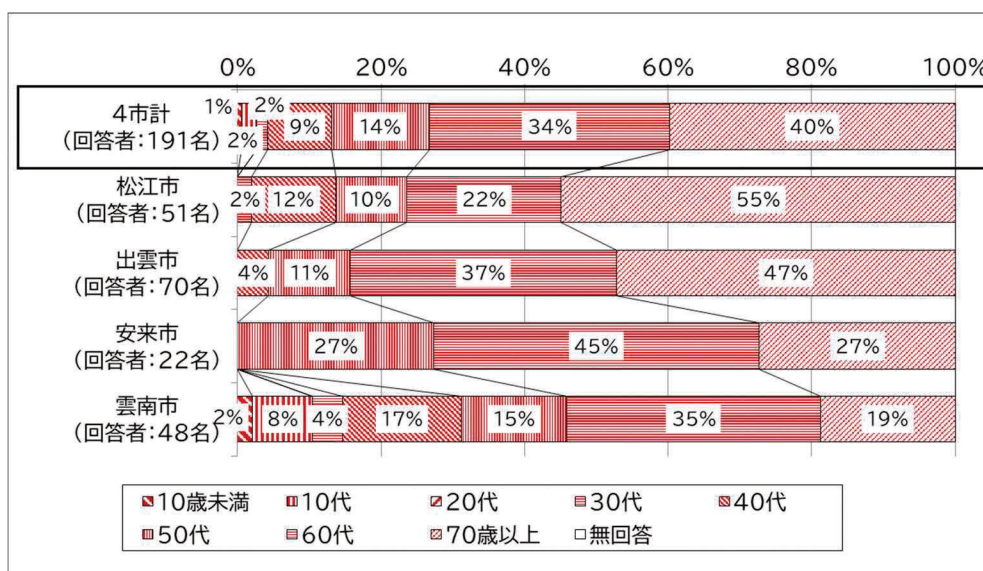


図 4-1 年齢

(2) 事前知識・経験

以下の項目について、訓練参加住民の訓練参加前の理解度及び経験を確認した。

- 原子力災害の状況や県や市からの指示(屋内退避、避難等)などに関する情報の入手手段
- 原子力災害時にとるべき行動
- 原子力災害時における安定ヨウ素剤の役割
- 原子力災害時の「屋内退避」について
- 原子力災害時の「避難」について
- 放射性物質が放出された後に避難を実施する際の留意点
- 避難退域時検査について
- 地区別の避難計画パンフレットについて

² 重複回答等があるため、実際の参加者数と一致しないものがある。

- (松江市のみ)福島原子力発電所事故以降、原子力防災訓練への参加経験
- (出雲市及び安来市のみ)自然災害時における指定避難所等への避難経験

その結果、「原子力災害の状況や県や市からの指示(屋内退避、避難等)などに関する情報の入手手段を「理解している」「十分理解している」及び「概ね理解している」の合計」と回答された方は、8割を超えた(図 4-2)。

「原子力災害時にとるべき行動」を「理解している」「十分理解している」及び「概ね理解している」の合計」と回答された方は、7割であった(図 4-3)。

「原子力災害時における安定ヨウ素剤の役割」を「理解している」「十分理解している」及び「概ね理解している」の合計」と回答された方は、6割を超えた(図 4-4)。

「原子力災害時の『屋内退避』」を「理解している」「十分理解している」及び「概ね理解している」の合計」と回答された方は、7割を超えた(図 4-5)。

「原子力災害時の『避難』」を「理解している」「十分理解している」及び「概ね理解している」の合計」と回答された方は、7割を超えた(図 4-6)。

「放射性物質が放出された後に避難を実施する際の留意点」を「理解している」「十分理解している」及び「概ね理解している」の合計」と回答された方は、6割を超えた(図 4-7)。

「避難退域時検査」を「理解している」「十分理解している」及び「概ね理解している」の合計」と回答された方は、6割を超えた(図 4-8)。

「地区別の避難計画パンフレット」を「見たことはあった」と回答された方は、6割を超えた(図 4-9)。

「福島原子力発電所事故以降、原子力防災訓練への参加経験」が「ある」「ある(3回以上)」、「ある(2回)」、「ある(1回)」の合計」と回答された方は、2割であった(図 4-10)。

「自然災害時における指定避難所等への避難経験」が「ある」「ある(3回以上)」、「ある(2回)」、「ある(1回)」の合計」と回答された方は、2割弱であった(図 4-11)。

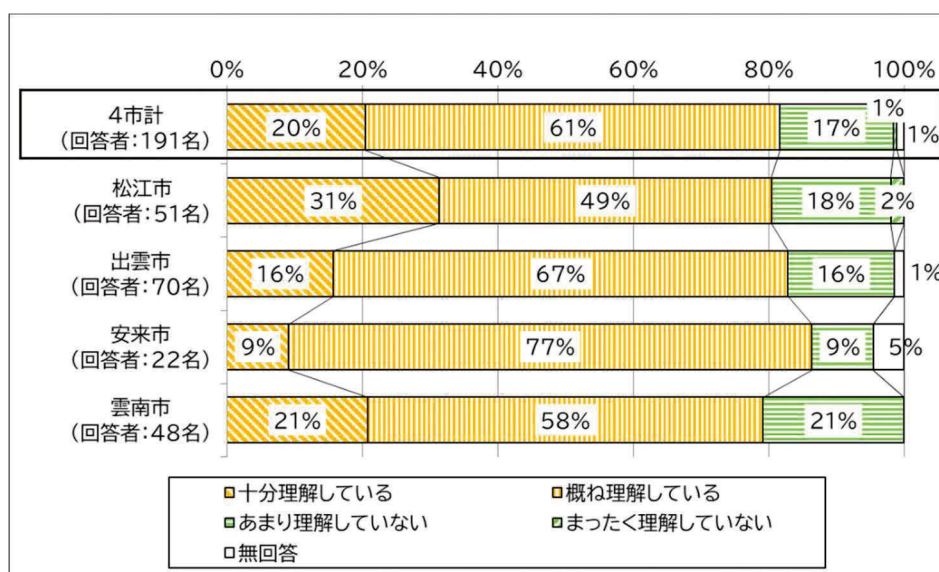


図 4-2 原子力災害の状況や県や市からの指示(屋内退避、避難等)などに関する情報の入手手段に関する訓練参加前の理解度

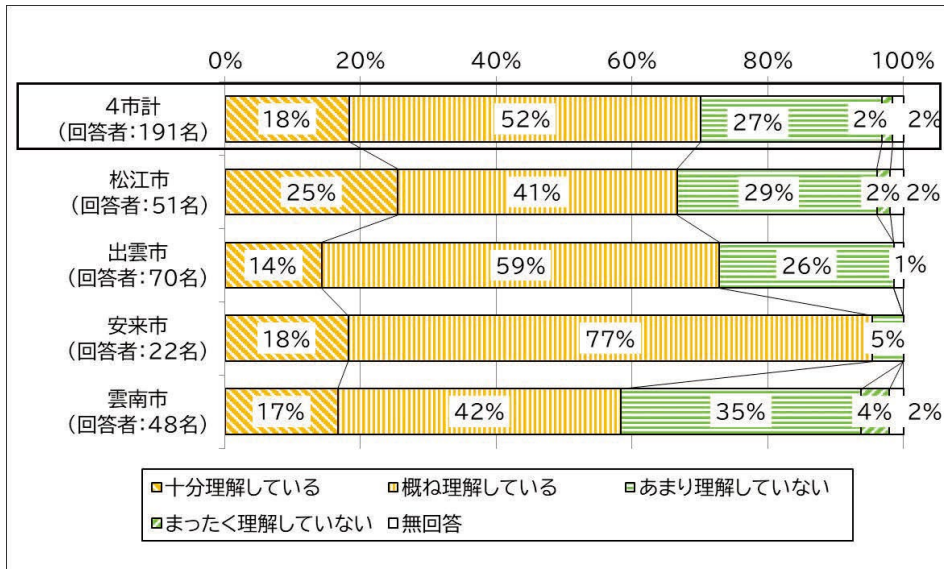


図 4-3 原子力災害時にとるべき行動に関する訓練参加前の理解度

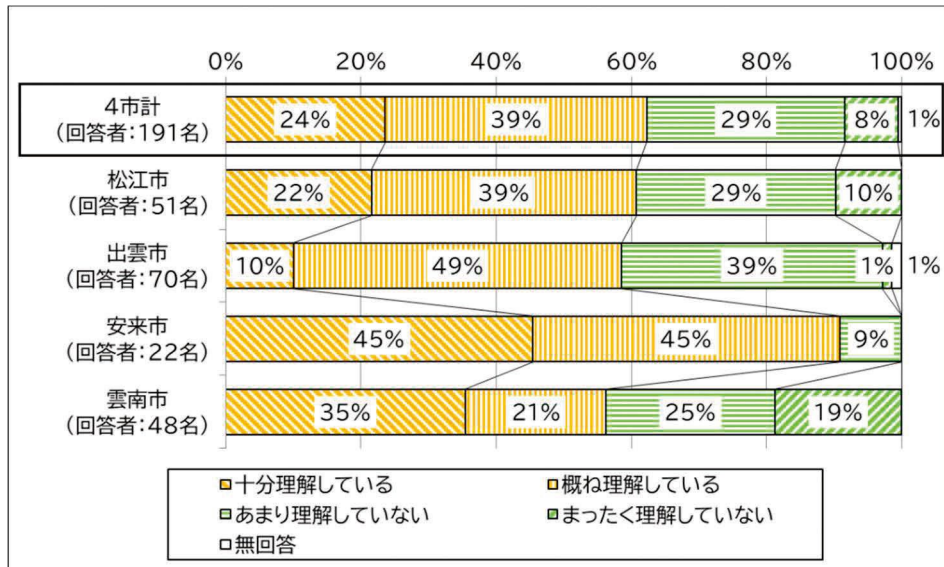


図 4-4 原子力災害時における安定ヨウ素剤の役割に関する訓練参加前の理解度

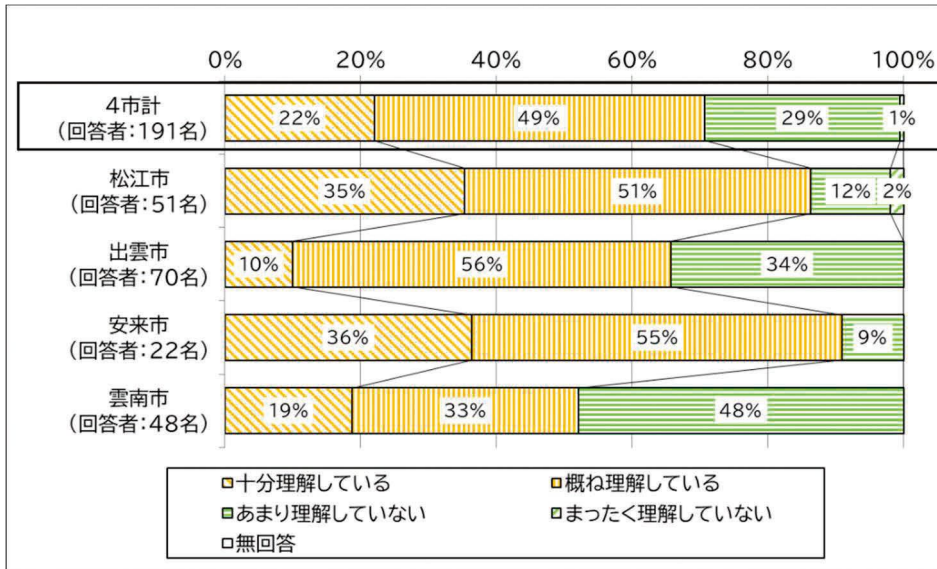


図 4-5 原子力災害時の「屋内退避」に関する訓練参加前の理解度

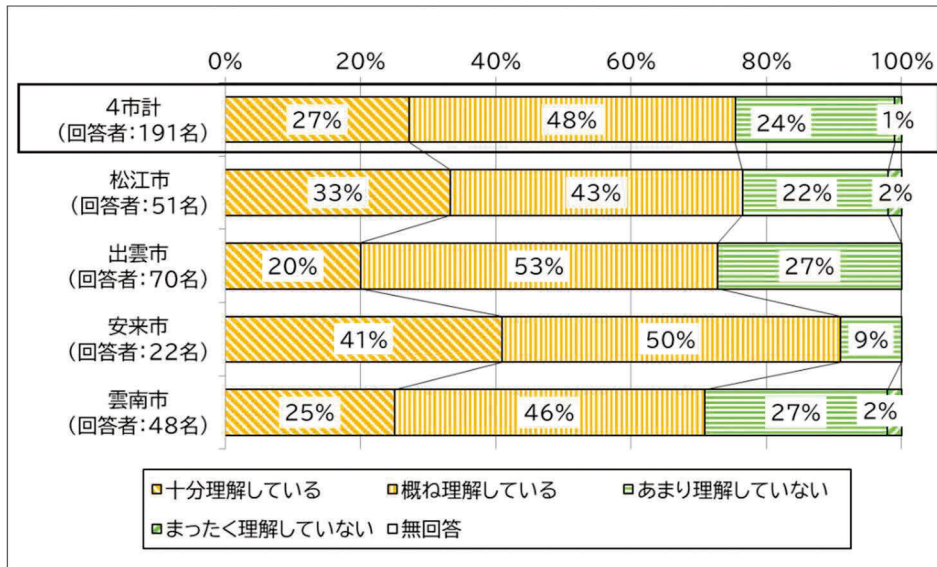


図 4-6 原子力災害時の「避難」に関する訓練参加前の理解度

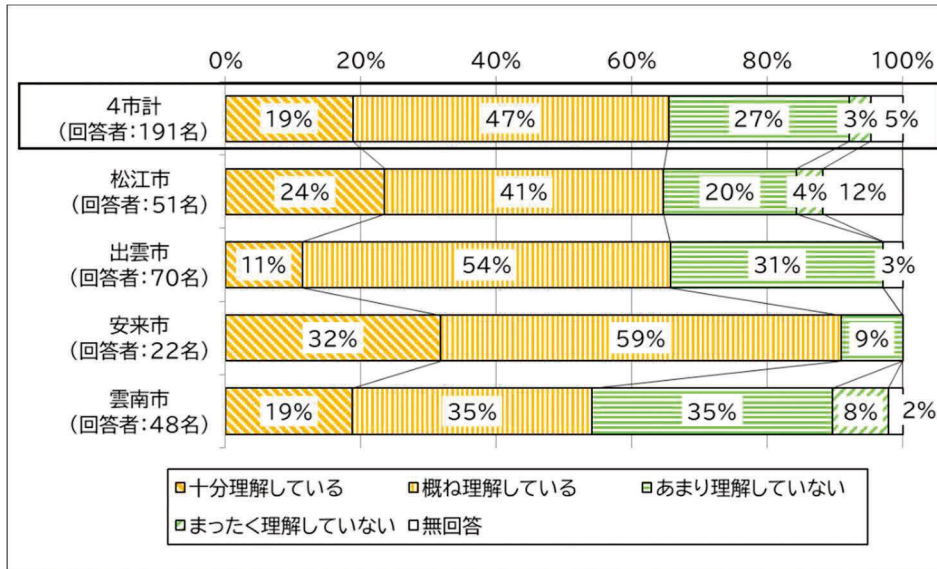


図 4-7 放射性物質が放出された後に避難を実施する際の留意点に関する訓練参加前の理解度

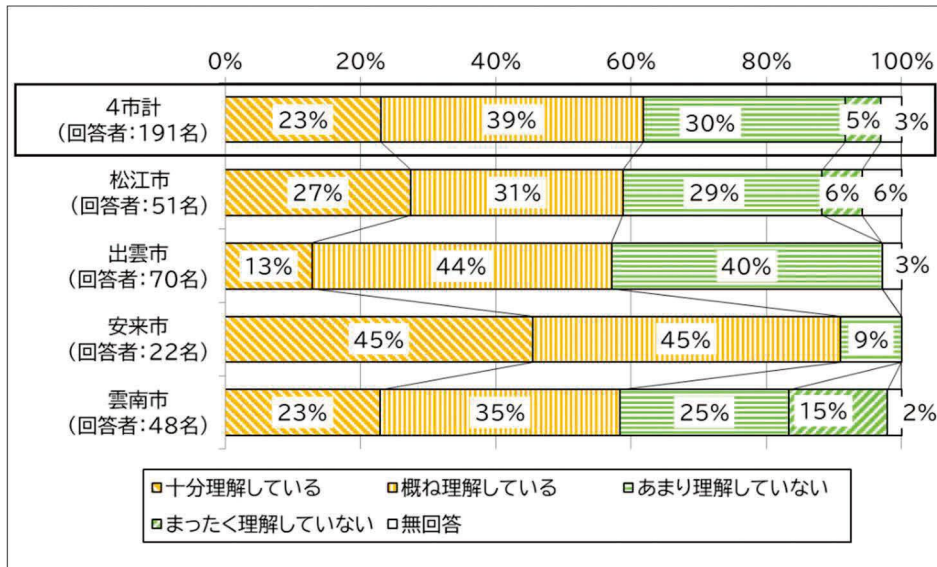


図 4-8 避難退域時検査に関する訓練参加前の理解度

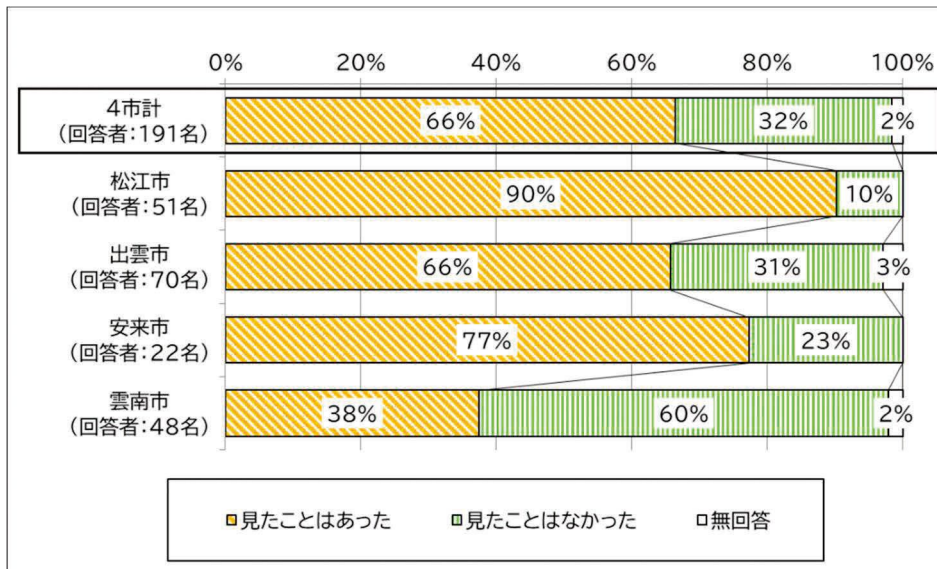


図 4-9 地区別の避難計画パンフレットに関する訓練参加前の認知度

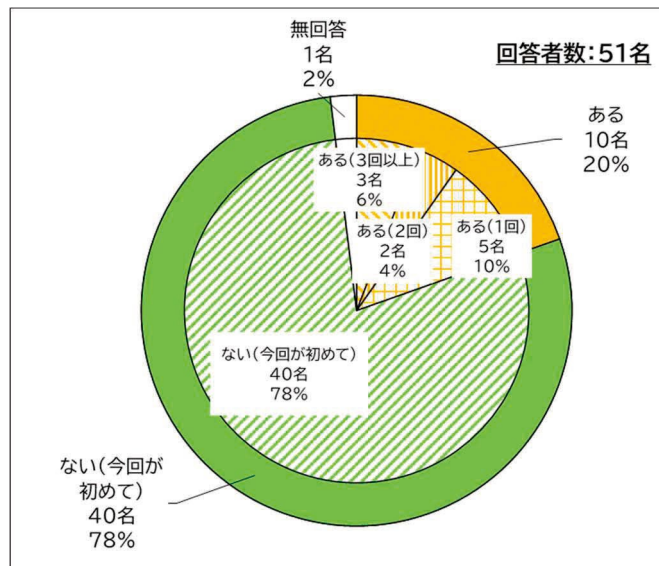


図 4-10 福島原子力発電所事故以降、原子力防災訓練への参加経験(松江市のみ)

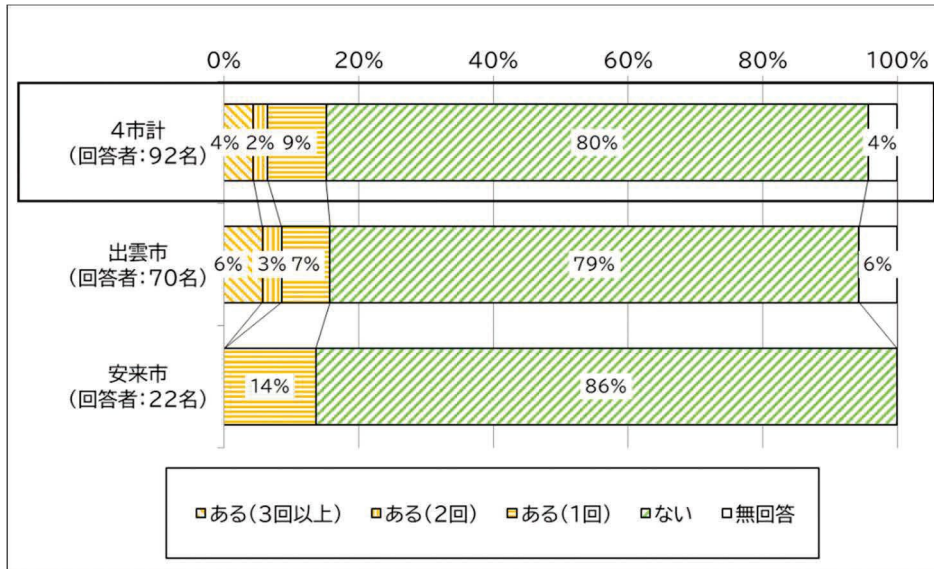


図 4-11 自然災害時における指定避難所等への避難経験

4.1.2 訓練全体の目的等に関する評価結果

(1) 原子力災害が発生した場合にとるべき行動についての理解促進度

訓練を通じて、原子力災害が発生した場合にとるべき行動について理解が「深まった」「深まった」及び「多少深まった」の合計と回答された方は、9割を超えた(図 4-12)。

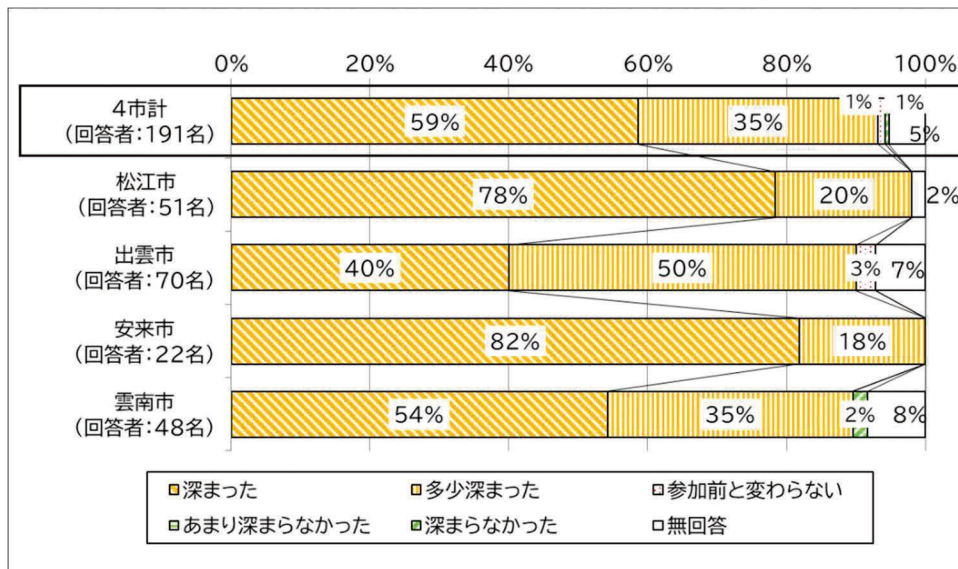


図 4-12 原子力災害が発生した場合にとるべき行動についての理解促進度

(2) 今年度訓練の役立ち度

今年度訓練の内容は今後「役に立つ」「十分に役に立つ」及び「一部役に立つ」の合計と回答された方は、9割を超えた(図 4-13)。

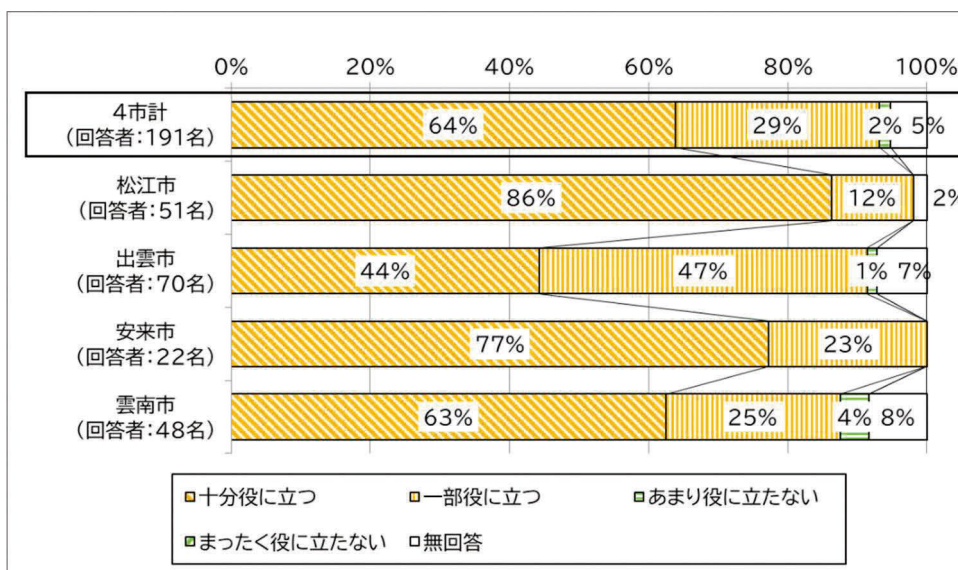


図 4-13 今年度訓練の役立ち度

(3) その他気づき事項

● 松江市

- ・ 集合の放送が家からは聞こえづらかった。
- ・ 公民館での案内をはじめ、しっかりと準備していただき避難についてよく理解できる訓練だった。今回は、天気が良かったが、悪天候(警報レベルが高い等)の際はどのような課題が想定されるか、一緒に考える場があっても良いかと思う。
- ・ 自家用車での避難訓練は必要だと思った。
- ・ 避難先自治体に頼るだけではなく、避難する住民の方も長期間の避難をできるだけ、ストレスが、たまらないよう協力できるように心掛ける必要があると感じた。
- ・ 実際に訓練で動いてみて分かることも多い。繰り返しの実施が望ましい。
- ・ 日常的に自然災害と合わせて原子力災害の意識は必要であると思いました。地域活動で原子力災害時の避難への周知は必要であると思いました。
- ・ バスの中で見た DVD を地域住民の集まる機会等で活用できれば良いと思いました。
- ・ 避難先の施設で自家用車が何台駐車できるか。またほかの避難所の状況も気になった。
- ・ 要支援者に対する対応が困難だと感じた。
- ・ 自治会会員が「〇〇丁目」で区切られているため、同一の経由所に行けない。自治会は同じ避難所がいいと思った。
- ・ 実際、災害が起きれば古志原から尾道市までは遠いと思った。小さい子供、高齢者がいる家では自家用車での避難がベストだと思った。
- ・ 避難行動の順番と、その意味が理解できたことは貴重な経験だった。
- ・ 今回は日帰りの訓練でしたが、宿泊を伴う訓練も必要だと思った。
- ・ 避難の手順が複雑で市民が理解できるか、勝手に行動する人が増えるかもしれないと思った。
- ・ 家での避難期間が長くなった時の食糧問題が発生すると思った。
- ・ 地震等で事故が起こった場合は、道路橋の被害、人員の確保等、平常時と違う状況となると思う。
- ・ 避難しないで対応できる方法はほかにないか。
- ・ 避難は自由に可能と考えている人が多いと思う。
- ・ 今回の訓練に参加しなかった古志原地区の人に安心して避難できるということを話したいと思う。
- ・ 少し疲れましたが、温かい食事に癒された。訓練でもおもてなしがとてうれしく感じた。
- ・ 尾道市側の受入体制がうまくできていてとてもよかった。
- ・ 職員の方の説明や、車中でのビデオ学習により、市から配布されていた資料(各家庭へのパンフレット)や職場内研修で学んでも知識の点でしかなかったものが、線や面として理解できたことがたくさんあり、参加させていただいてよかった。
- ・ 車中でのアナウンスのタイミングも良く、戸惑うことなく参加できた。
- ・ 移動中のバスの中での「動画」による一連の流れの説明でよく理解できた。
- ・ バスの定員に余裕があったので、もっと多くの方に参加してもらった方がよい。
- ・ 訓練では動員の関係上、高齢者であっても、足腰不安の少ない人参加であったが本番

では、在宅で独居、健康面でも不安な人が多く利用されると思われる。そうした方への簡易トイレ、看護師配備等の配慮も検討いただきたい。

- ・ 避難所(向島中学校)での準備・対応は良かった。
- ・ 一時集結所の受付に時間がかかっていた。
- ・ 一時集結所(工業高校)では、西門、南門も解錠したほうが良いと思った。
- ・ 避難の際、2、3日遅れた場合どうなるか良いか知りたかった。
- ・ 実際の災害になったらこのような形での避難運営は難しいだろうと思うが、訓練は大切だと思った。
- ・ 食事の前に、手拭き、手指消毒の用意があればよかった。
- ・ テント設営を経験できればよりよかった。
- ・ 参加して最も良かった点は、尾道市の皆様に、大変なご苦勞とご迷惑をおかけすることになるということがわかった点。なるべく尾道市の皆様にご迷惑をおかけしないよう持ち出し品を見直そうと、参加者同士で話した。
- ・ この度は貴重な機会をありがとうございました。
- ・ 自家用車による避難となった場合、避難滞在日数をどの位と想定準備したらよいかまで理解できなかった。
- ・ 本日訓練に参加しなかった住民の理解度が気になった。今後各区において自治会長を通じ、周知徹底する必要があると思った。
- ・ 炊き出し訓練の食事もとても美味しかった。

● 出雲市

- ・ 訓練に参加することができ関心が深まった。
- ・ 避難ルート理解など、役立つ訓練だった。
- ・ 数年に一度、参加しているが、とてもいい訓練だと思う。学習会も、基本的な内容で分かりやすく、とても良かった。
- ・ より多くの住民(少なくとも自治会長レベルの人数迄)が避難訓練への理解度を深めるためにも、訓練回数を増やして行くべきと思う。
- ・ 開けっ放しの体育館での講習会はとても寒く、つらかった。暖房設備は備えておくべきではないか。
- ・ ダンボールベッドやワンタッチテント等の体験ができたので良かった。
- ・ 自家用車での避難訓練は重要であるが、スムーズに移動できるのか不安である。
- ・ 体育館が寒く、避難所での生活もこれ以上の困難な環境と思われるので、身をもって学ぶことができた。
- ・ 原子力災害時には、夏・冬関係なく外で検査をする必要があり、高齢者や乳幼児には負担だと感じた。
- ・ 原子力防災の避難の概要が理解できた。
- ・ 出雲市塩冶地区は避難すべき住民と避難しなくていい住民とに分かれる。その場合、避難する際には町内会単位で実際避難することになると思うが、避難しなくていい町内会はどこなのか明示して欲しかった。
- ・ 退域時検査が丁寧に行われていたが、地域住民が総避難となった場合、対応ができる

のか心配である。

- ・ 自家用車で避難となると、車の混雑が予想される。検査場所の確保(大きい数)の検査証など必要ではないか。避難場所も県外でなく、島根県は東西に長い避難所の確保はできないものか。
 - ・ 自然災害とは違い原子力災害として学習でき、良かった。
 - ・ 安定ヨウ素剤事前配布を住民にPRして欲しい。
 - ・ 避難者の動き、誘導の訓練があると良いと思った。
 - ・ 訓練参加住民はマスク着用していたが、職員等関係者でマスクをしていない人がたくさんいた。
 - ・ 避難までの流れは理解できたが、実際広島まで自家用車で行けるかどうか不安がある。
 - ・ バスの中にモニターがあったが活用されていなかった。
 - ・ 事故の時どのように避難するかよく分からない人が多い。今日の資料「原子力災害時に皆さんがとる行動」を全戸配布してはどうか。
 - ・ 訓練は繰り返し実施することで、自分のものとなるので、今後も継続して実施して欲しい。
- 安来市(バス避難)
 - ・ 避難者情報チェックシステムが使いづらかった。一旦登録した後は、チェックインのみの機能で良い。
 - ・ 受け入れ先の建物のキャパが避難対象者と比べて少なすぎると思った。
 - ・ アプリは分かりにくい作りであった。
 - ・ バスが出発するまでの対応が分かりにくかった。
 - ・ スマホを使った避難者登録で、「同意」をタップする回数が多すぎると思った。
 - ・ 受け入れ対応してくださった奈義町の皆様に心から感謝します。
 - ・ 避難者登録システムに改良を加える必要がある。
 - 安来市(自家用車避難)
 - ・ 受付が二次元コードで楽だった。避難所での読み込みの際に混雑が見られたので、事前に二次元コードの配布し、バスの中で読み取りしてもらおうなど、考える必要がある。
 - ・ 避難ルートが当初の計画と異なっていた。事前に知らせて欲しかった。
 - ・ バスが先に移動し、自家用車避難は後だったため、道を知らない人はバスが早いと不安になると思った。
 - 雲南市
 - ・ 避難の際の勉強となる貴重な機会だったと思った。
 - ・ 受け入れ先での訓練が見送られて非常に残念であった。やはり、避難先の状況を体験しておくことは重要だと思う。
 - ・ 避難退域時検査では担当者の説明にもあった様に「合理化・簡素化」されていて行程も少なく、不安感が残った。
 - ・ 学習会は非常に詳しく丁寧に話されていて良かったが、質疑応答時間とアンケート記入が終了時間間際となり残念だった。
 - ・ 学習会ではどう避難行動をとるべきかを中心に話をして欲しい。
 - ・ 市はどのような情報を流し、各家庭ではどのような準備をすればよいのか。また、仕事先

(市外)で災害が発生した時の行動などを聞きたい。

- ・ 検査会場での検査方法、手順は理解できたが、雲南市民以外からも松江道 54 号を通過する車両台数を考えるとスムーズな検査は難しいと思った。検査会場を増やす必要がある。
- ・ 避難先が広島県内であるが、利用する道路は「松江自動車道」となっている。「渋滞」して道路が使えなくなる不安がある。
- ・ 講習会で聞き取りづらい場面があった。レーザーポインターを使って説明して欲しかった。
- ・ 自宅に帰った時に衣服は着替えるとなっているが、その先は廃棄するのか洗濯するのかが分からなかった。
- ・ 訓練に参加した人はとても有意義だったと思う。
- ・ 災害弱者と言われる高齢者、障がい者などの情報得づらい方への対応は、どうされるかも聞きたかった。
- ・ 配布資料に文字がズラズラ並んでいると、なかなか読んでもらえない人も多いと思うので、イラスト等でパッと見て分かる資料が良い。色で目立たせる、ユニバーサルデザインフォントで書くなどの工夫があるといいと思う。
- ・ 今回の学習会はとても勉強になった。避難地図も初めて見て、自分がどのルートでどこに向かえばいいのか確認することができた。家族と共有してもしもの場合に備えて話し合おうと思うきっかけになった。
- ・ バスでの避難訓練でどのような流れで、どのような方法で検査するのかを実際に行うことで、イメージがしやすく、良い体験ができた。その際に配布された手順の用紙に写真が掲載されており、イメージしやすくよかった。
- ・ 会場の換気をして欲しかった。
- ・ たたらば壱番地に向かったが、その先はどうなるのか。世羅町に行ったことがない。
- ・ 聞き取りづらいため、学習会講師はマスクを外して欲しい。
- ・ たたらば壱番地での説明の際に、声が小さくて分からなかった。
- ・ 訓練に参加した住民(自治会長等)は見識が深まったが、自治会の住民全員に伝達する方法が難しいと感じた。

4.2 UPZ 住民の避難措置等訓練項目別の評価結果

4.2.1 広報訓練

訓練広報を「確認できた」と回答された方は、9割を超えた(図 4-14)。

内訳を見ると、「確認できた」との回答が最も多かったのは「緊急速報(エリア)メール」(59%)で、次いで、「県や市の防災メール」(19%)、「ケーブルテレビ」(16%)と続く(図 4-15)。

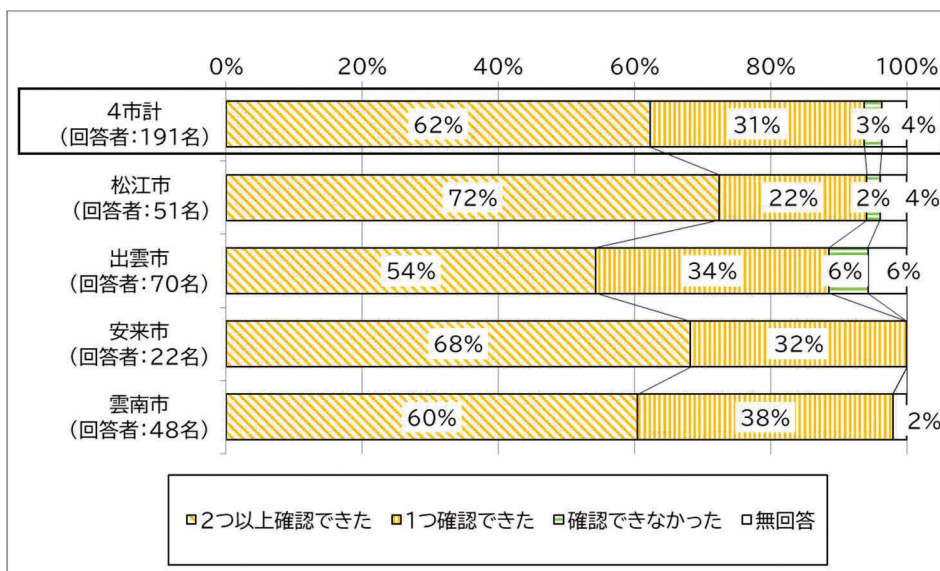


図 4-14 訓練広報の確認状況(確認数別)

	4市計 (回答者：191名)	松江市 (回答者：51名)	出雲市 (回答者：70名)	安来市 (回答者：22名)	雲南市 (回答者：48名)
1 戸別受信機（おしらせ君）	5%	20%			
2 防災無線（屋外スピーカー）	10%	0%		23%	29%
3 広報車による広報	5%	18%		5%	
4 ケーブルテレビ	16%	24%	6%	18%	21%
5 ラジオ（エフエム山陰）	3%	2%	1%	0%	8%
6 ラジオ（BSS）	3%	4%	1%	5%	4%
7 緊急速報（エリア）メール	59%	73%	43%	73%	63%
8 県や市のホームページ	13%	10%	9%	14%	21%
9 県や市の防災メール	19%	12%	37%		8%
10 県や市の公式LINE	4%	14%		5%	
11 松江市防災情報X	3%	10%			
12 県や市のその他のSNS	3%	0%	7%		
13 Yahoo!防災速報アプリ	4%	4%	6%	5%	
14 防災行政無線	0%				
15 音声告知端末（ひらたCATV）	0%		0%		
16 テレビ（民放）	8%		9%	9%	17%
17 ラジオ（エフエムいずも）	1%		1%		
18 行政告知端末	6%			55%	
19 県の防災メール	1%			9%	
20 市の公式X	0%			0%	
21 県や市のFacebook	0%			0%	
22 防災無線（戸別受信機）	14%				54%
23 県の公式LINE	1%				2%
24 県のFacebook	1%				2%
25 市の公式アプリ	2%				8%
26 その他	4%	8%	3%	0%	2%
27 いずれも確認できなかった	3%	2%	6%	0%	0%

図 4-15 訓練広報の確認状況(広報手段別)

4.2.2 UPZ 住民の避難措置等訓練(一時集結所開設・運営、安定ヨウ素剤の緊急配布、バス等避難)

(1) 原子力災害時に避難先となる自治体について

原子力災害時に避難先となる自治体について「知っていた」と回答された方は、6割弱であった(図4-16)。

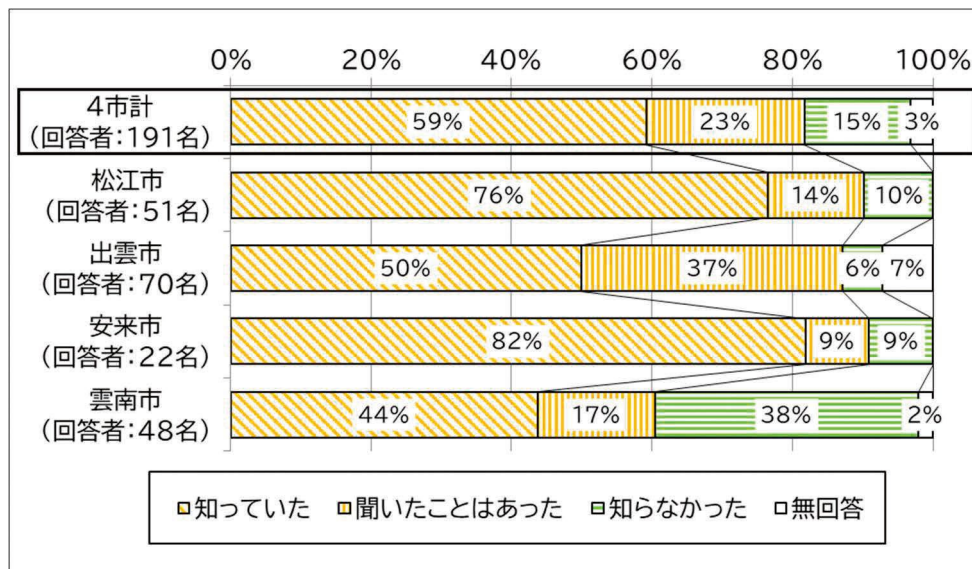


図 4-16 原子力災害時の避難先自治体に関する認知度

(2) 安定ヨウ素剤について³

1) 服用タイミングについて

安定ヨウ素剤は服用するタイミングが重要なことを「理解できた」(「十分理解できた」及び「概ね理解できた」の合計)と回答された方は、9割弱であった(図4-17)。

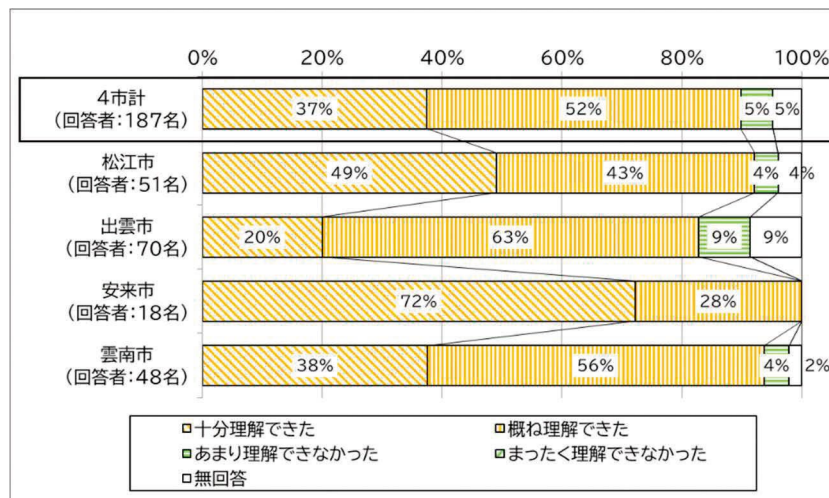


図 4-17 安定ヨウ素剤に関する理解度①

³ 自家用車避難参加者を除く。

2) 服用条件について

安定ヨウ素剤は服用指示があった場合のみ服用することが「理解できた」「十分理解できた」及び「概ね理解できた」の合計)と回答された方は、9割を超えた(図 4-18)。

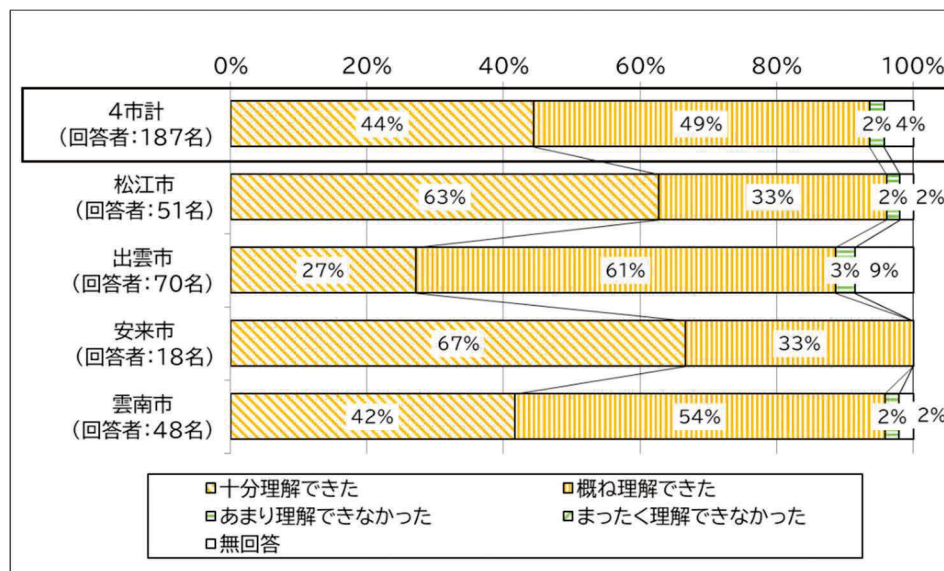


図 4-18 安定ヨウ素剤に関する理解度②

(3) 自家用車避難について

自家用車により広域避難訓練に参加された安来市の住民を対象に、以下の項目を確認した。

1) 避難退域時検査場所、避難経由所及び避難所までの到達状況

回答者全員が、一時集結所から避難退域時検査場所へ、避難退域時検査場所から避難経由所へ、避難経由所から避難所へ、それぞれ「迷わず移動できた」と回答された(図 4-19)。

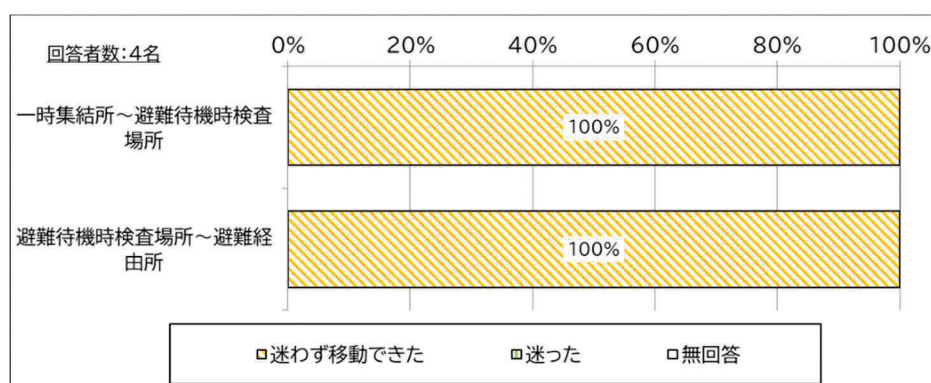


図 4-19 避難退域時検査場所、避難経由所及び避難所までの到達状況(安来市)

2) 避難先に移動する際に参考になった情報

避難先に移動する際、最も参考になったのは「カーナビゲーション」(50%)、「島根県避難ルートマップ」(50%)、「その他」(50%)であった(図 4-20)。

		安来市 (回答者：4名)	
1	地区別避難計画パンフレット		25%
2	島根県避難ルートマップ		50%
3	カーナビゲーション		50%
4	スマートフォン等の地図アプリ		0%
5	その他		50%
6	参考にしたものはない		0%

図 4-20 避難先に移動する際に参考になった情報

3) 自家用車避難の際に必要なと思われた情報

原子力災害時に自家用車で避難先へ移動することを想定した場合、必要な情報として最も回答が多かったのは「ガソリンスタンド」(75%)で、次いで「食料や水などの販売店」(50%)、「一般トイレ」(50%)、と続く(図 4-21)。

		安来市 (回答者：4名)	
1	ガソリンスタンド		75%
2	病院（診療所）		0%
3	食料や水などの販売店		50%
4	道の駅		0%
5	一般トイレ		50%
6	バリアフリートイレ		25%
7	ベビールーム		0%
8	その他		0%

図 4-21 自家用車避難の際に必要なと思われた情報

4) 他地区での自家用車避難の実施意向

回答者全員が、他地区でも自家用車避難を実施すべきと回答された(図 4-22)。

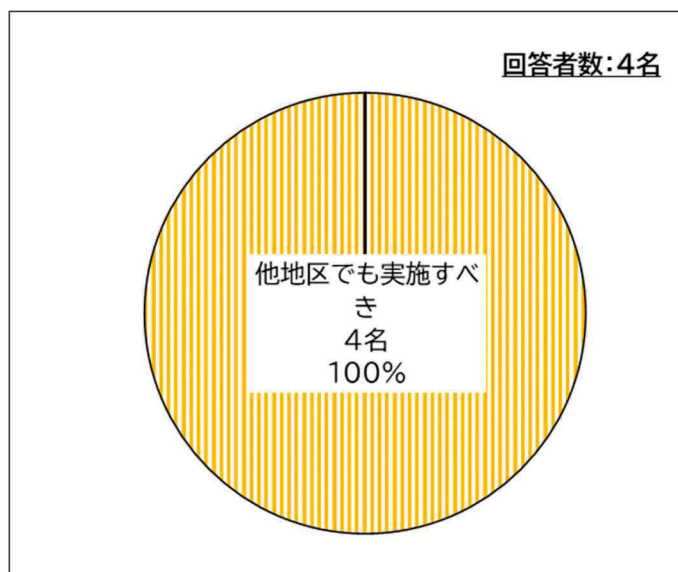


図 4-22 他地区での自家用車避難の実施意向

4.2.3 UPZ 住民の避難措置等訓練(避難退域時検査場所開設・運営)

(1) 避難退域時検査の必要性について

放射性物質が放出された後に避難を実施する場合には、避難経路所に向かう途中で避難退域時検査を受ける必要があることが「理解できた」「十分理解できた」及び「概ね理解できた」の合計と回答された方は、9割を超えた(図 4-23)。

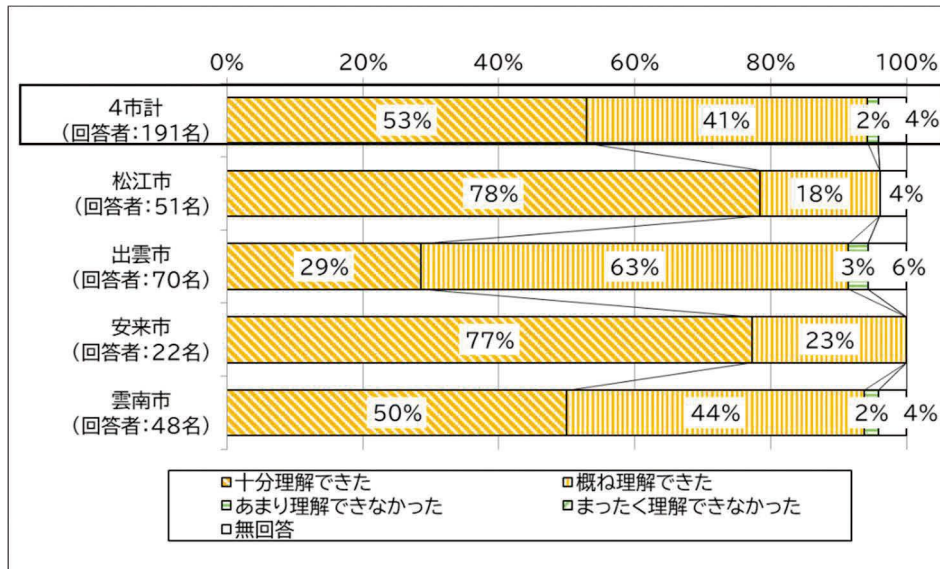


図 4-23 避難退域時検査の必要性に関する理解度

(2) 避難退域時検査後の避難の流れについて

避難退域時検査が済んだ際には、「検査済証」を受け取った後、避難経路所に向かうことを「理解できた」「十分理解できた」及び「概ね理解できた」の合計と回答された方は、9割を超えた(図 4-24)。

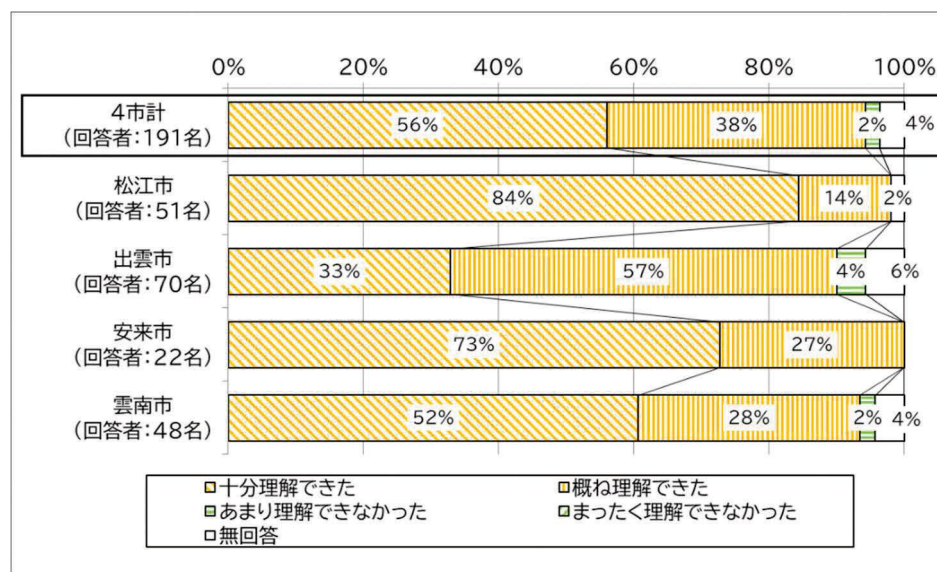


図 4-24 避難退域時検査後の避難の流れに関する理解度

4.2.4 UPZ 住民の避難措置等訓練(避難経由所開設・運営、避難所開設・運営)⁴

(1) 避難経由所の必要性について

避難先市町村に到着後、避難経由所に立ち寄る必要があることが「理解できた」「十分理解できた」及び「概ね理解できた」の合計と回答された方は、9割を超えた(図 4-25)。

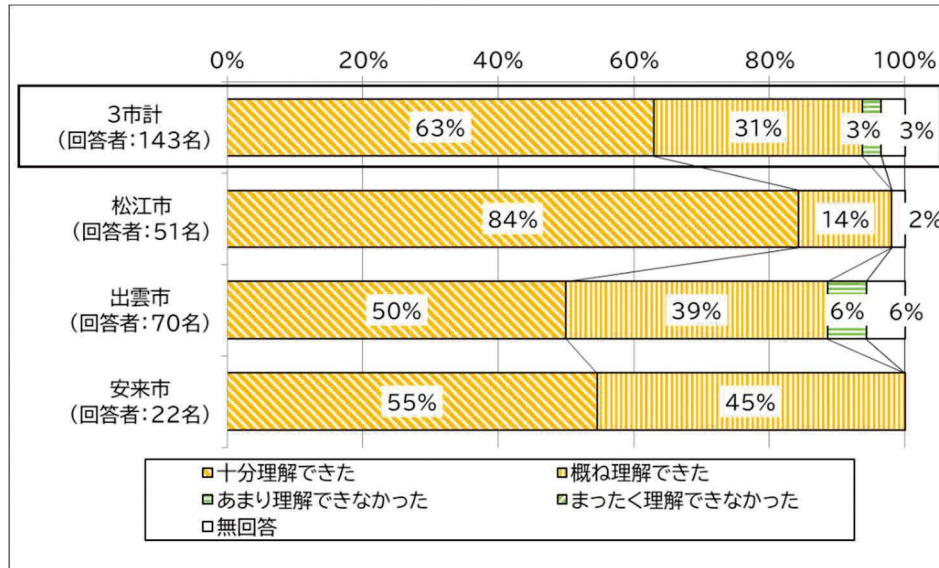


図 4-25 避難経由所の役割に関する理解度

(2) 避難所における受付対応について

避難所での受付の際、職員の対応は「適切だった」「適切だった」及び「概ね適切だった」の合計と回答された方は、9割を超えた。(図 4-26)。

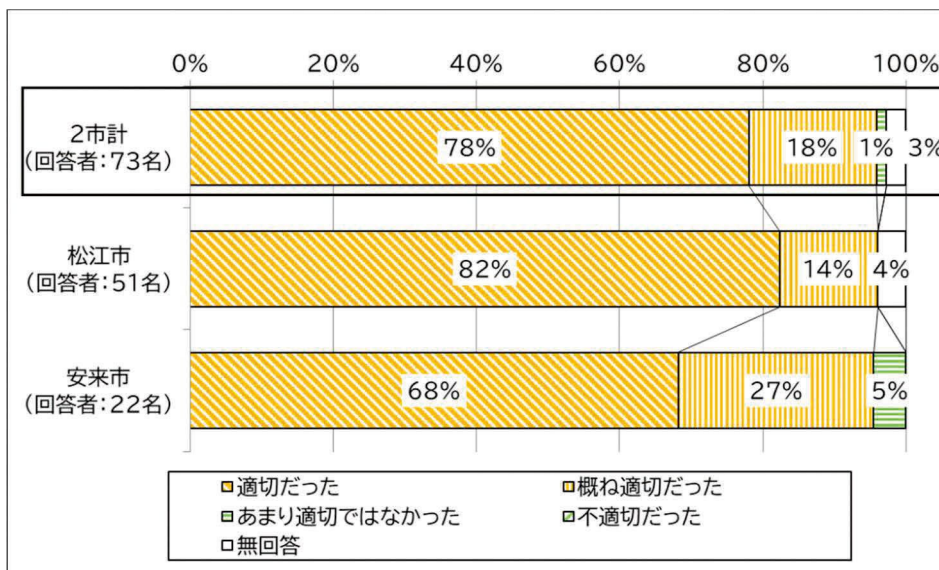


図 4-26 避難所における受付対応

⁴ 避難退域時検査までであった雲南市を除く。

(3) 原子力防災学習会等について

1) 説明内容の理解度

説明内容について「理解できた」「十分理解できた」及び「概ね理解できた」の合計と回答された方は、9割弱であった(図 4-27)。

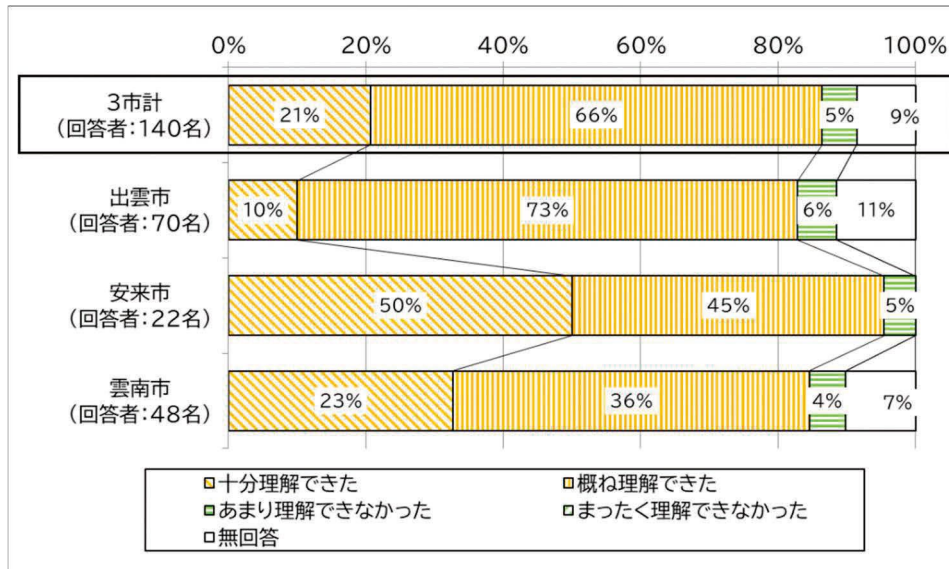


図 4-27 説明内容の理解度

2) 説明内容の役立ち度

説明内容は「役に立つ」「十分役に立つ」及び「一部役に立つ」の合計と回答された方は、9割であった(図 4-28)。

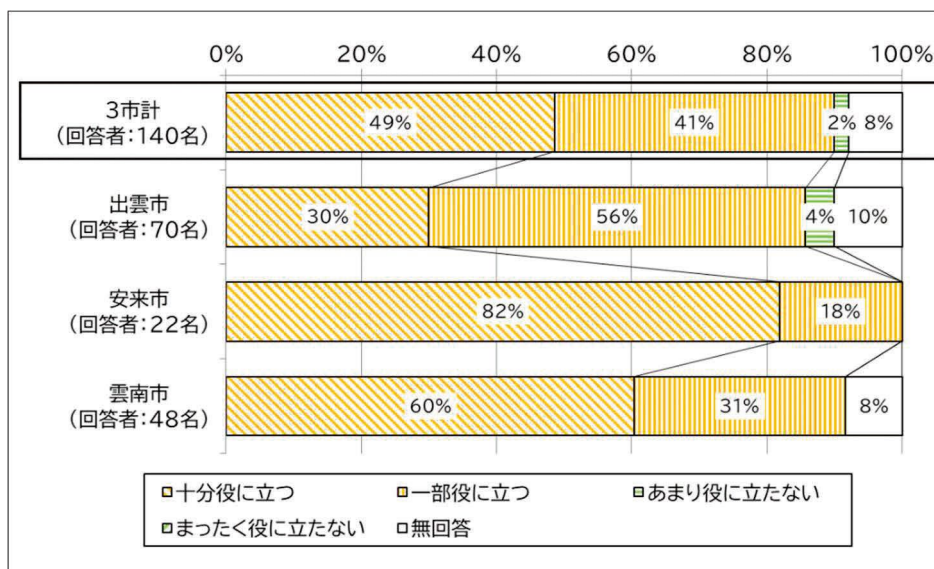


図 4-28 説明内容の役立ち度

4.2.5 在宅避難行動要支援者の避難誘導訓練

(1) 支所(地区)の役割に関する理解度

避難行動要支援者の避難誘導などの役割があることについて、事前に「理解していた」「十分理解していた」及び「概ね理解していた」の合計と回答された方は、6割を超えた(図 4-29)。

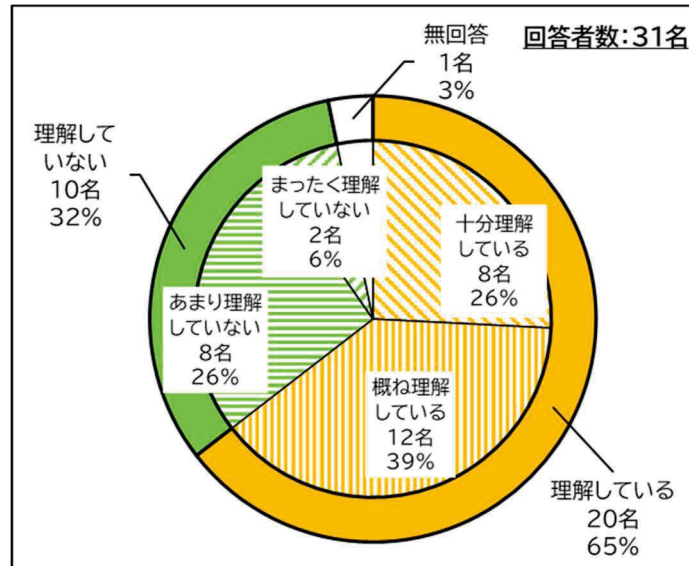


図 4-29 支所(地区)の役割に関する理解度

(2) 原子力防災訓練の参加経験(見学含む)

原子力防災訓練の参加経験(見学含む)について、「ある」「ある(3回以上)」「ある(2回)」「ある(1回)」の合計と回答された方は、7割弱であった(図 4-30)。

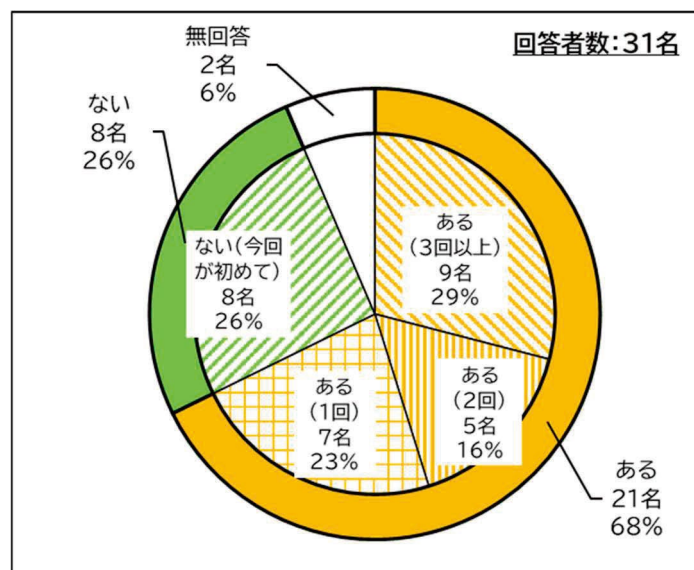


図 4-30 支所(地区)の役割に関する理解度

(3) 実施内容に関する理解度

訓練を通じて、支所(地区)原子力事故対策会議が市本部と連携し、地区内の原子力事故への対応を行うことについて、「理解できた」「十分理解できた」「概ね理解できた」の合計)と回答された方は9割を超えた(図 4-31)。

訓練を通じて、支所原子力事故対策会議で市本部からの指示内容の確認や原子力事故への対応方針を決定することについて、「理解できた」「十分理解できた」「概ね理解できた」の合計)と回答された方は9割弱であった(図 4-32)。

訓練を通じて、在宅避難行動要支援者の支援内容確認の流れについて、「理解できた」「十分理解できた」「概ね理解できた」の合計)と回答された方は、9割を超えた(図 4-33)。

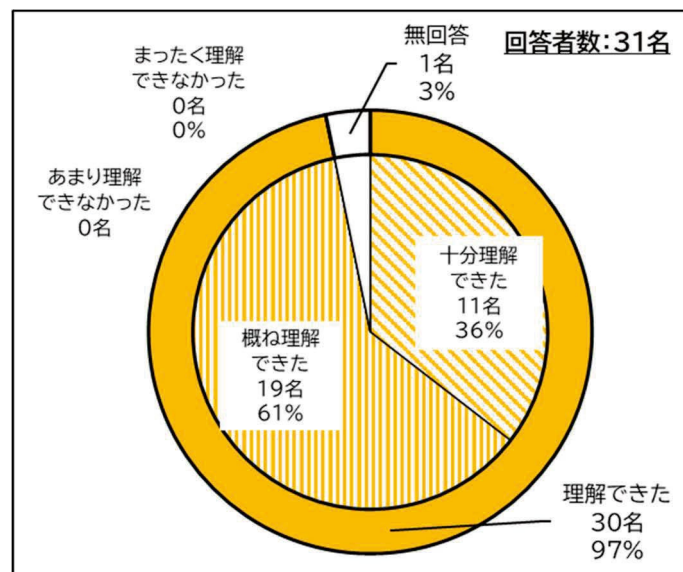


図 4-31 実施内容(支所(地区)原子力事故対策会議が市本部と連携し、地区内の原子力事故への対応を行う)に関する理解度

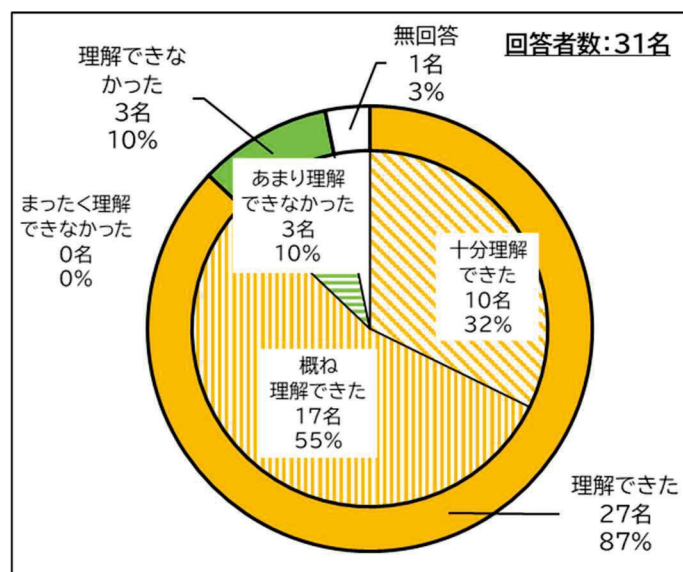


図 4-32 実施内容(支所原子力事故対策会議で市本部からの指示内容の確認や原子力事故への対応方針を決定する)に関する理解度

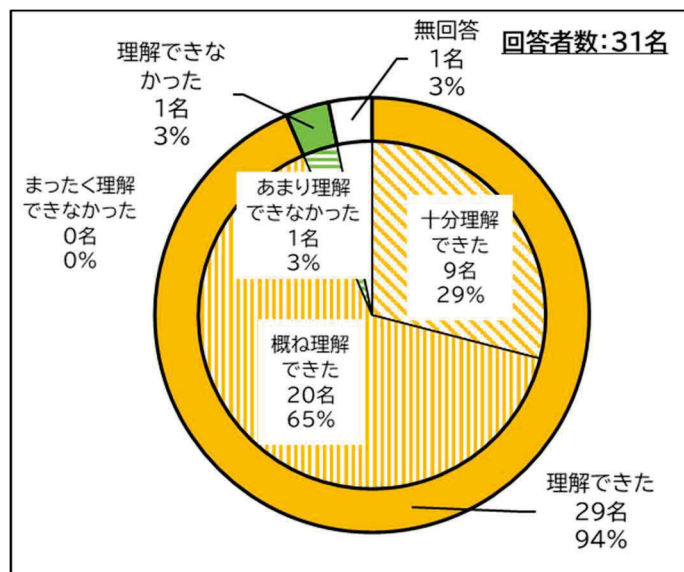


図 4-33 実施内容(在宅避難行動要支援者の支援内容確認の流れ)に関する理解度

(4) 原子力災害が発生した場合にとるべき行動についての理解促進度

訓練を通じて、原子力災害が発生した場合にとるべき行動について理解が「深まった」(「深まった」及び「多少深まった」の合計)と回答された方は、8割を超えた(図 4-34)。

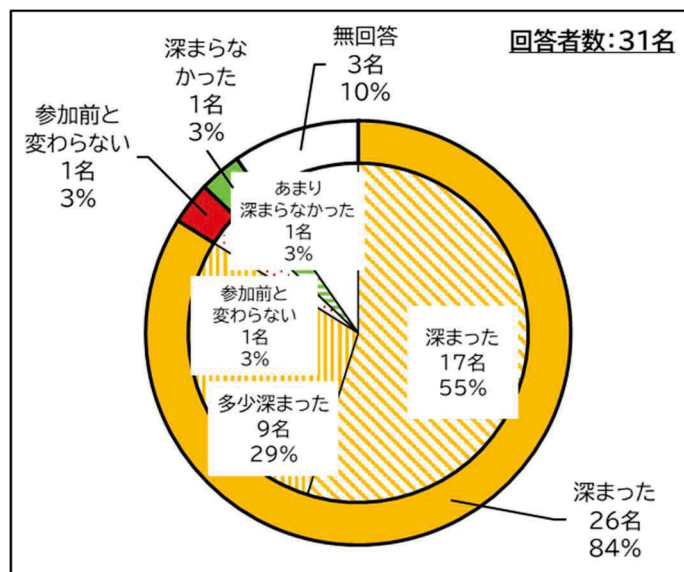


図 4-34 原子力災害が発生した場合にとるべき行動についての理解促進度

(5) 今年度訓練の役立ち度

今年度訓練の内容は今後に「役に立つ」「十分役に立つ」及び「一部役に立つ」の合計)と回答された方は、9割弱であった(図 4-35)。

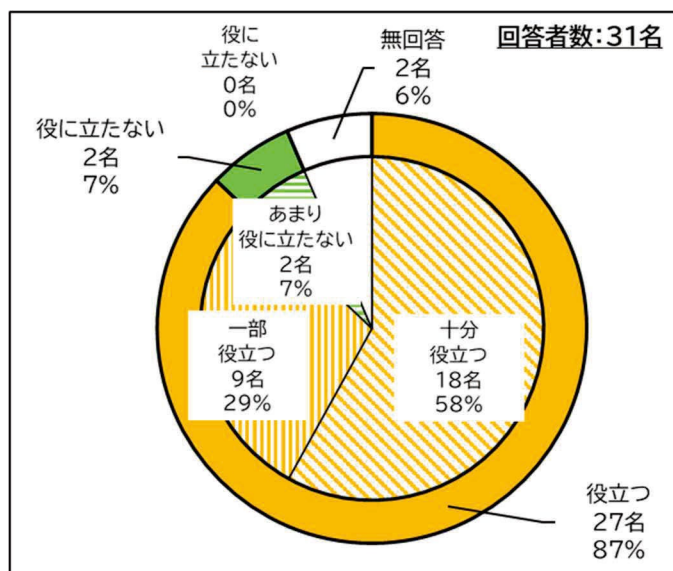


図 4-35 今年度訓練の役立ち度

おわりに

令和 7 年度島根県原子力防災訓練を対象に、訓練方法の評価及び訓練対象の評価を行った。

防災関係機関の職員のみならず、多くの住民参加も得たことで、より実態に即した訓練を実施でき、各種計画類の実効性を確認できた。

今回の訓練で確認された主な課題やアンケート結果等をもとに、各種計画類の改善等につなげることで、引き続き原子力災害対策の充実・強化に努めることが期待される。

令和 7 年度島根県原子力防災訓練
評価結果報告書

2026 年 3 月

エム・アール・アイ リサーチアソシエイツ株式会社
社会解析ソリューション部
TEL (03)6858-3529

IV 參考資料

原子力災害時に皆さんが取る行動

令和7年11月9日（日）
29日（土）

今日お話しさせてもらうこと 島根県 Shimane Prefectural Government

万一事故が起こったら、気がかりは？
→私の身は、家族は、安全ですか？
→私は、何をすれば良いのでしょうか？

No	タイトル	内容
1	原子力災害とは	• 原子力災害の概要を理解しましょう。
2	原子力災害時の防護措置	<ul style="list-style-type: none"> • 放射性物質の放出前後によって、とるべき行動が異なることを理解しましょう。 • 自然災害との複合災害が発生した場合の行動を理解しましょう。 • 屋内退避、避難等の際の留意点を理解しましょう。
3	情報の入手先	• 災害時の情報入手先を確認しましょう。

参考資料		
1	放射線と放射能	<ul style="list-style-type: none"> • 放射線と放射能の違いを理解しましょう。 • 放射線の単位について理解しましょう。 • 自然放射線と人工放射線について理解しましょう。

1. 原子力災害とは（1/2）

原子力災害とは、原子力発電所などで重大事故が起き、大量の放射性物質や放射線が外へ放出されることによって生じる被害のことをいいます。大量の放射性物質や放射線は、土壤汚染や放射線被ばくなどの影響を及ぼす可能性があります。



1. 原子力災害とは（2/2）

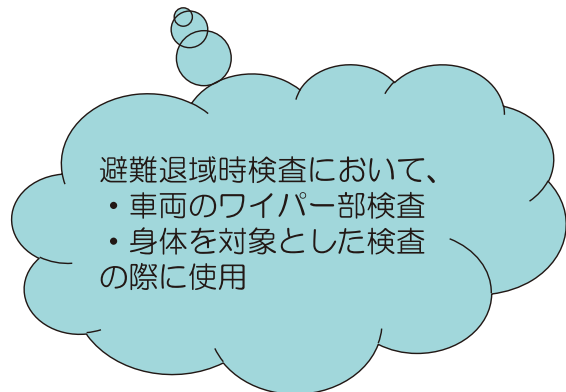
原子力災害では、放射性物質及び放射線の放出が起こり、地震や風水害などと異なり、以下のような特殊性があります。

- ① 五感に感じない
(目に見えない、におわない、肌を感じないなど)
→ただし、放射線測定器により測ることができます。
- ② 被害の程度が自分で判断できない
→放射線などに関する知識を持ち、客観的に被害の程度を測定する必要があります。

まずは情報収集を心がけ、自治体からの指示に従って落ち着いて行動することが大切です。

(参考) 放射線を測定する機器

- 放射線の種類に応じて、測定する機器が異なります。



2.1 原子力災害時の防護措置

- 原子力災害対策指針で示されている防護措置のうち、住民の方にかかわるものとして、以下の5つがあります。

No	項目	内容
1	避難及び一時移転	住民等が一定量以上の被ばくを受ける可能性がある場合に、 放射性物質又は放射線の放出源から離れる ことにより、被ばくの低減を図るものです。
2	屋内退避 (詳細はP6~P13)	屋内退避は、住民等が比較的容易に採ることができる対策で、 放射性物質の吸入抑制や中性子線及びガンマ線を遮蔽 することにより被ばくの低減を図るものです。
3	安定ヨウ素剤の配布及び服用 (詳細はP22~P25)	放射性ヨウ素による甲状腺の内部被ばくの予防又は低減 するために実施します。安定ヨウ素剤は、放射性ヨウ素以外の核種に対しては服用効果はありません。
4	避難退域時検査及び簡易除染	避難退域時検査は、 放射性物質の放出後に避難又は一時移転を指示された住民等を対象に汚染程度を把握 するために実施するものです。また、 基準値を超えた場合は拭き取りや着替えによる簡易除染 を行います。
5	飲食物の摂取制限	飲食物中の放射性核種濃度の測定を行い、一定以上の濃度が確認された場合に、 該当する飲食物の摂取を回避 することで経口摂取による内部被ばくの低減を図るものです。

2.2 原子力災害時にとるべき行動

UPZにお住まいの方は、まず「屋内退避」を、指示があった場合に「避難等」を

島根原子力発電所からの距離		放射性物質放出前 の行動	放射性物質放出後 の行動
お住まいの地域	概ね5kmの地域 (PAZ)	安定ヨウ素剤の携行／服用 ＋ 避難※	
	概ね5kmから30kmの地域 (UPZ)	屋内退避	屋内退避（継続） 《指示があった場合》 避難等 ＋ 地域生産物の摂取制限 ＋ 避難退域時検査の受検 ＋ （場合により）安定ヨウ素剤の携行／服用
	概ね30kmを超える地域	県や市町村からの情報に注意	

※施設敷地緊急事態要避難者のうち、避難を実施することにより健康リスクが高まると判断される者は安全に避難できる準備が整うまで放射線防護対策施設等で「屋内退避」を実施

2.3 放射性物質放出前の行動（1/2）

- 発電所から概ね5kmから30kmの地域にお住まいの方等は、事態が進展し、全面緊急事態になった場合には、避難等の指示が出るまで**屋内退避**をすることになります。



2.3 放射性物質放出前の行動 (2/2)

原子力災害のみ [再掲]

自然災害との複合災害時



ご自身やご家族の
命を守る行動を優先

ご自宅にいたことが危険な場合
ためらわず最寄りの指定避難所等
の安全な場所に避難

身の安全を確保した後…

発電所の事故が進展した場合
屋内退避等の
原子力災害に対する行動をとる

屋内退避のポイントは？

Q：屋内退避の時に注意するポイントは？
※1~4から、正しいものを**全て**選んでください！

1. 外から帰ってきたので、顔や手を洗い、うがいをした。
衣服は着替えずにそのままだった。
2. 夏で室内が暑いから、放射性物質が室内に入るおそれがあるため、
窓は閉めて、エアコンも使わない。
3. 放射性物質が室内に入るおそれがあるため、換気扇は止める。
4. 食品にはラップや蓋をしておく。

Q：屋内退避の時に注意するポイントは？

※1～4から、正しいものを全て選んでください！

- ✕ 1. 外から帰ってきたので、顔や手を洗い、うがいをした。
衣服は着替えずにそのままいた。

放射性物質が付着している可能性があるので、**着替えましょう！**

- ✕ 2. 夏で室内が暑いから、放射性物質が室内に入るおそれがあるため、窓は閉めて、エアコンも使わない。

命の安全が第一です。屋内退避の間、**エアコンは使用可能です！**
外気を取り入れないものであれば適宜使用してください。
※一般的なご家庭にあるエアコンは使用可能です。
外気導入機能（換気機能）等は使用しないでください。

- 3. 放射性物質が室内に入るおそれがあるため、換気扇は止める。
- 4. 食品にはラップや蓋をしておく。

※外気導入型エアコンの参考文献：

株式会社RIDTEC「業務用エアコンの導入前に知っておきたい外気導入型エアコンの特徴」<https://ridtec.jp/column/air-con/2035>
(2025/8/20参照)

（参考）屋内退避のポイント

屋内退避の ポイント

落ち着いた対応が大切！！

- 万が一、原子力発電所で重大な事故等が発生した場合、屋外で行動していると、被ばくの危険が高まるおそれがあります。
- 原子力災害だけでなく、自然災害等に備え、日頃から食料や飲料水の備蓄が大切です。島根県では、7日間分の飲食物備蓄を推奨しています。

外から帰ってきた人は
顔や手を洗い、
うがいをしましょう。
衣類も着替えましょう。

屋外から帰ってきた時

正確な情報を
確認しましょう。

屋外または屋内にいる時

食品にはラップや
ふたをしましょう。



窓は
閉めましょう。

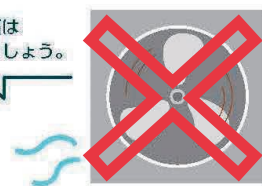


エアコンは使用可能です。
※外気導入型は
止めましょう。

屋内にいる時



換気扇は
止めましょう。



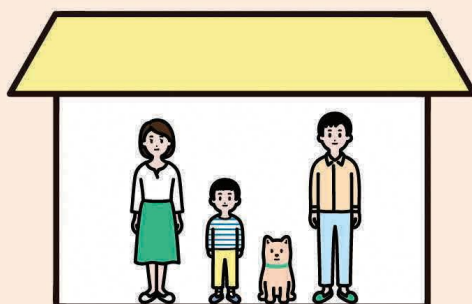
(参考) 自動車の中での屋内退避

- 国際原子力機関（IAEA）によると、放射性雲からの放射線被ばくに関して、**自動車の中は屋外にいるのと同等**との評価がされています。そのため不要な外出は控えることが大切です。



(参考) 屋内退避の効果や実施方法

☑ 屋内退避って効果があるの？



2.4 放射性物質放出後の行動（1/3）

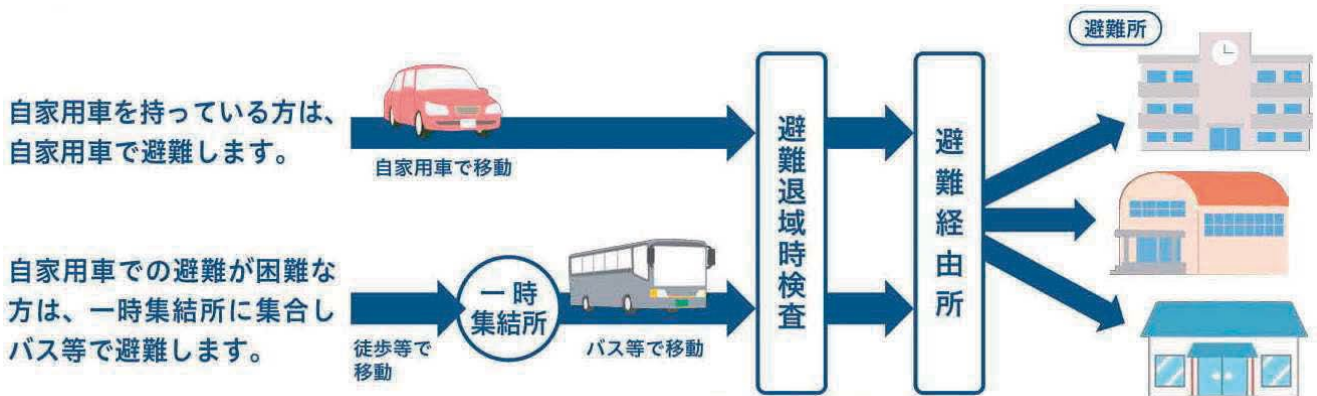
- 発電所から概ね5kmから30kmの地域のうち、空間放射線量率が基準値より高くなった地域は、指示に基づき避難等を行います。



2.4 放射性物質放出後の行動（2/3）

避難等の指示が出たら（基本的な流れ）

- 自家用車をお持ちの方は、自家用車で避難等を行います。
- 自家用車での避難等が困難な方は、県などが手配するバス等で避難等を行います。バス等は一時集結所に手配されますので、避難等の指示が出たときは、市が指定している最寄りの一時集結所へ行きましょう。
- なお、屋内退避中に屋外にあったもの（野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳など）は放出された放射性物質により汚染されている可能性が高いため、摂取しないようにしましょう。
- また、避難等の際には、避難経路周辺に設置される検査場所で「避難退域時検査」を受けてください。



2.4 放射性物質放出後の行動 (3/3)

- 避難先市町村、バス等で避難等する場合の一時集結所、自家用車で避難等する場合の避難ルート、避難退域時検査場所、避難経路所などの情報は、地区別避難計画パンフレットで確認できます。

松江市	出雲市	安来市	雲南市
 <p>古志原 地区の避難計画</p> <p>「広島県 原宿市」へ避難してください</p> <p>1 地区別に示される避難経路に詳しい避難を開始してください</p> <p>2 警報などが ① 避難経路検査場所 に誘導します</p> <p>3 避難経路所 ② に応じてください</p> <p>4 避難経路所では、避難先市町村の職員が ③ 避難所 に誘導します</p>	 <p>大津 地区の避難計画</p> <p>「広島県 出雲市」へ避難してください</p> <p>1 地区別に示される避難経路に詳しい避難を開始してください</p> <p>2 警報などが ① 避難経路検査場所 に誘導します</p> <p>3 避難経路所 ② に応じてください</p> <p>4 避難経路所では、避難先市町村の職員が ③ 避難所 に誘導します</p>	 <p>安田 地区の避難計画</p> <p>「岡山県 美作市」へ避難してください</p> <p>1 地区別に示される避難経路に詳しい避難を開始してください</p> <p>2 警報などが ① 避難経路検査場所 に誘導します</p> <p>3 避難経路所 ② に応じてください</p> <p>4 避難経路所では、避難先市町村の職員が ③ 避難所 に誘導します</p>	 <p>三刀屋 地区の避難計画</p> <p>「広島県 世羅町」へ避難してください</p> <p>1 地区別に示される避難経路に詳しい避難を開始してください</p> <p>2 警報などが ① 避難経路検査場所 に誘導します</p> <p>3 避難経路所 ② に応じてください</p> <p>4 避難経路所では、避難先市町村の職員が ③ 避難所 に誘導します</p>
 <p>(松江市HP)</p>	 <p>(出雲市HP)</p>	 <p>(安来市HP)</p>	 <p>(雲南市HP)</p>

避難等の際のポイントは？

Q：避難等の際に注意するポイントは？

※1～4から、正しいものを**全て**選んでください！

1. 自宅を出る際、持ち出し品として、「リビングに飾っていた写真」や「庭に飾っていた小さな置物」を持って行く。
2. 外に出していた自家用車を利用した避難は問題ないが、放射性物質が付着している可能性が高いため、車両に必要以上に触れないように注意する必要がある。
3. バス等で移動する場合、市から指示があった際にまずは一時集結所に向かう。自家用車で移動する場合は、定められた避難経路で真っすぐに避難経路所に向かう。
4. バス等で移動する場合、飲食は控える。また、指示があるまで窓は開けない。

Q：避難等の際に注意するポイントは？

※1～4から、正しいものを全て選んでください！

- ✕ 1. 自宅を出る際、持ち出し品として、「リビングに飾っていた写真」や「庭に飾っていた小さな置物」を持って行く。

放射性物質が付着している可能性があるため、屋内退避中に屋外にあったものは持ち出し品に含めてはいけません。
(選択肢2の通り、外に出していた自家用車を避難に利用しても大丈夫です。)

- 2. 外に出していた自家用車を利用した避難は問題ないが、放射性物質が付着している可能性が高いため、車両に必要以上に触れないように注意する必要がある。

- ✕ 3. バス等で移動する場合、市から指示があった際にまずは一時集結所に向かう。
自家用車で移動する場合は、定められた避難経路で真っすぐに避難経路所に向かう。

放射性物質付着の有無を確認し、被ばくのおそれを少なくするために、まずは「避難退域時検査場所」に行き、検査を受けてください。

- 4. バス等で移動する場合、飲食は控える。また、指示があるまで窓は開けない。

(参考) 避難等の際のポイント①

自宅から 出る時



- ①できる限り肌を露出しない服装を身に着けましょう。
- ②持ち出し品には屋内退避中に屋外にあったものは含めず、また、持ち出す際には表面を汚さないために袋等で梱包しましょう。

自家用車で 移動する時



- ①放射性物質が付着している可能性が高いため、車両に必要以上に触れないように注意しましょう。乗車する際には、靴裏等の汚れをとり、車内に放射性物質を持ち込まないようにしましょう。
- ②定められた避難経路により、避難退域時検査場所及び避難経路所に向かしましょう。
- ③移動中は窓を閉め、また、外気導入せず、内気循環としましょう(避難退域時検査場所を通過した後は、窓は開けていただいて問題ありません)。

バス等で 移動する時



一時集結所



- ①市から指示があった場合に、一時集結所へ移動しましょう。
- ②一時集結所へ移動する際は、放射性物質が付着している可能性が高いものに必要以上に触れないように注意しましょう。
- ③バス等に乗車する際には、靴裏等の汚れをとり、車内に放射性物質を持ち込まないようにしましょう。また、飲食は控えるようにしましょう。
- ④指示があるまで、窓は開けないようにしましょう。

☑ 避難の時は、何に注意したらいいの？

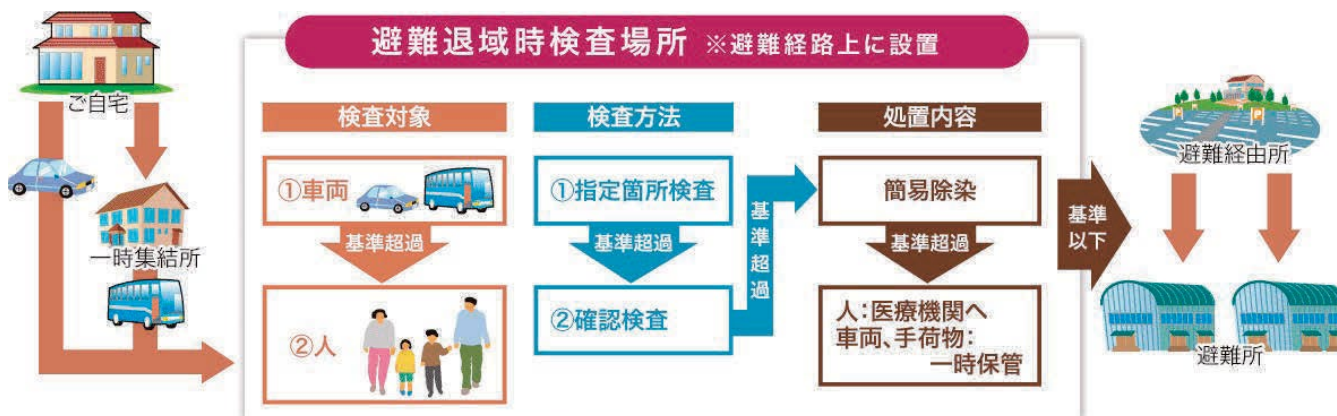


URL : https://wwwc.cao.go.jp/lib_016/kaisetsu_6.html



(参考) 避難退域時検査について

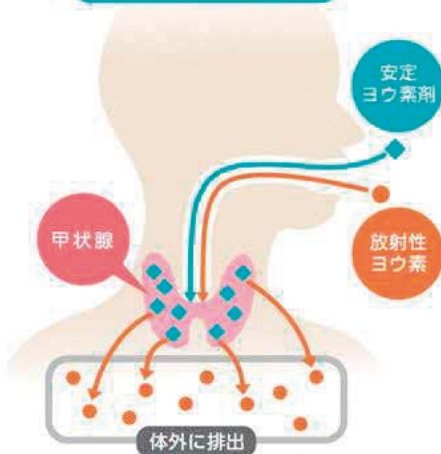
- 避難退域時検査は、避難等される方に基準値以上の放射性物質の付着が無いことを確認するために実施します。
- 検査場所は、お住まいの地区から離れた、避難経路上に設置されます。
- 基準値以上の放射性物質付着の有無を確認し、必要に応じて取り除く（除染する）ことで、被ばくのおそれを少なくします。
- 基準値を超える放射性物質が検出されないことを確認の上、検査済証の交付を受け、避難経路所へ移動します。



2.5 安定ヨウ素剤の服用目的と効果

- 事故が起きた際、原子力発電所から周囲に放出される主要な放射性物質の一つに「放射性ヨウ素」があります。放射性ヨウ素が体内に取り込まれると甲状腺にたまり、内部被ばくを起こすことで、将来的に甲状腺がんなどを発生させる可能性があります。
- 安定ヨウ素剤を適切なタイミングで服用することによって、放射性ヨウ素が甲状腺に蓄積することを抑え、内部被ばくを予防、低減させる効果があります。
- 災害時には、お住まいの地区の一時集結所で緊急配布することになっています。
- 安定ヨウ素剤の効果を十分に得るためには、服用のタイミングが重要です。そのため、国または県や市が広報を通じて服用を指示した場合のみ、服用するようにしてください。
- 安定ヨウ素剤の使用期限は丸剤は5年間、ゼリー剤は3年間です。使用期限が切れる前に、新しい薬剤と交換する必要があります。

安定ヨウ素剤の効果



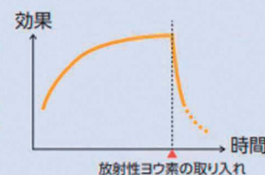
安定ヨウ素剤(ゼリー剤)



安定ヨウ素剤(丸剤)

安定ヨウ素剤はすべての放射線の被ばくを予防する万能薬ではありません。

- 防護効果は放射性ヨウ素に限られます。
- また、安定ヨウ素剤の効果は、服用後24時間とされています。



安定ヨウ素剤を服用する際のポイントは？

Q：安定ヨウ素剤を服用する際のポイントは？

※1～4から、正しいものを**全て**選んでください！

1. 安定ヨウ素剤の適切なタイミングでの服用は、あらゆる放射性物質からの内部被ばく予防・低減といった効果がある。
2. 安定ヨウ素剤は、災害時に避難所で配布される。
3. 安定ヨウ素剤が配布されたら、その場ですぐに服用する必要がある。
4. 安定ヨウ素剤の丸剤は3歳以上、ゼリー剤は3歳未満の乳幼児や丸剤の服用が難しい方を対象としている。

安定ヨウ素剤を服用する際のポイントは？

Q：安定ヨウ素剤を服用する際のポイントは？

※1～4から、正しいものを全て選んでください！

- ✕ 1. 安定ヨウ素剤の適切なタイミングでの服用は、あらゆる放射性物質からの内部被ばく予防・低減といった効果がある。

安定ヨウ素剤は放射性ヨウ素の甲状腺への蓄積抑制にのみ効果があり、あらゆる放射性物質からの内部被ばく抑制に効果があるわけではありません。そのため、基準値を超える放射性物質を含む飲食物の摂取制限等、他の対策も同時に行う必要があります。

- ✕ 2. 安定ヨウ素剤は、災害時に避難所で配布される。

安定ヨウ素剤はお住まいの地区の一時集結所で緊急配布されます。なお、島根県では、安定ヨウ素剤の事前配布を行っております（詳細はP25）

- ✕ 3. 安定ヨウ素剤が配布されたら、その場ですぐに服用する必要がある。

安定ヨウ素剤は国または県や市が広報を通じて服用を指示した場合のみ服用してください。

- 4. 安定ヨウ素剤の丸剤は3歳以上、ゼリー剤は3歳未満の乳幼児や丸剤の服用が難しい方を対象としている。

（参考）安定ヨウ素剤の事前配布について

島根県では、次の方を対象に事前配布を行っています。

- PAZ（島根原子力発電所から概ね5kmまでの地域）にお住まいの方及びPAZ内の事業所に勤務されている方のうち、PAZ外にお住まいで次に該当する方
 - ・40歳未満の方
 - ・妊婦、授乳婦及び妊娠を希望される女性（全年齢）※40歳以上の方は医学的に安定ヨウ素剤を服用する必要性が低いとされていますが、特に希望される場合は、事前配布を行います
- UPZ（島根原子力発電所から概ね5kmから30kmの地域）にお住まいの方のうち、緊急時に速やかに配布を受けることができない理由があり、事前配布を希望される次の方
 - ・40歳未満の方
 - ・妊婦、授乳婦及び妊娠を希望される女性（全年齢）※40歳以上の方は医学的に安定ヨウ素剤を服用する必要性が低いとされていますが、特に希望される場合は、事前配布を行います

	UPZにお住まいの方を対象とした事前配布会※1	事前の申し込み※2
松江市	12月20日（土）、1月12日（月・祝）	受付中 11月1日（土）～11月15日（土）
出雲市	1月24日（土）	
安来市	12月6日（土）	
雲南市	12月13日（土）	

※1 事前配布会にお越しただけない方は、令和8年2月28日（土）まで一部薬局で受け取ることもできます
※2 薬局での受け取りを希望される方も、事前の申し込みが必要です

3. 情報の入手先

- 地震や風水害などの自然災害と同じ入手先のほか、原子力災害特有の入手先もあります。
- 原子力災害特有の入手先として「**島根県避難ルートマップ**」があり、避難に必要な情報を確認できます。

確認できる情報

- ✓ 一時集結所、避難経路、避難退域時検査場所、避難経路所の情報
- ✓ 県からのお知らせや道路の渋滞情報、ガソリンスタンド情報

 <p>テレビ・ラジオ・CATV</p>	 <p>防災行政無線・有線放送</p>	 <p>広報車</p>	 <p>県や市のホームページ 防災メール</p>
 <p>県や市の公式 LINE・X (旧 Twitter) など</p>	 <p>緊急速報メール</p>	 <p>【原子力災害特有の入手先】 島根県避難ルートマップ(詳細はP27)</p>	

(参考) 島根県避難ルートマップ



島根県避難ルートマップURL
<https://shimane-hinan-map.jp/>



二次元コードを読み込むと
直接アクセスいただけます

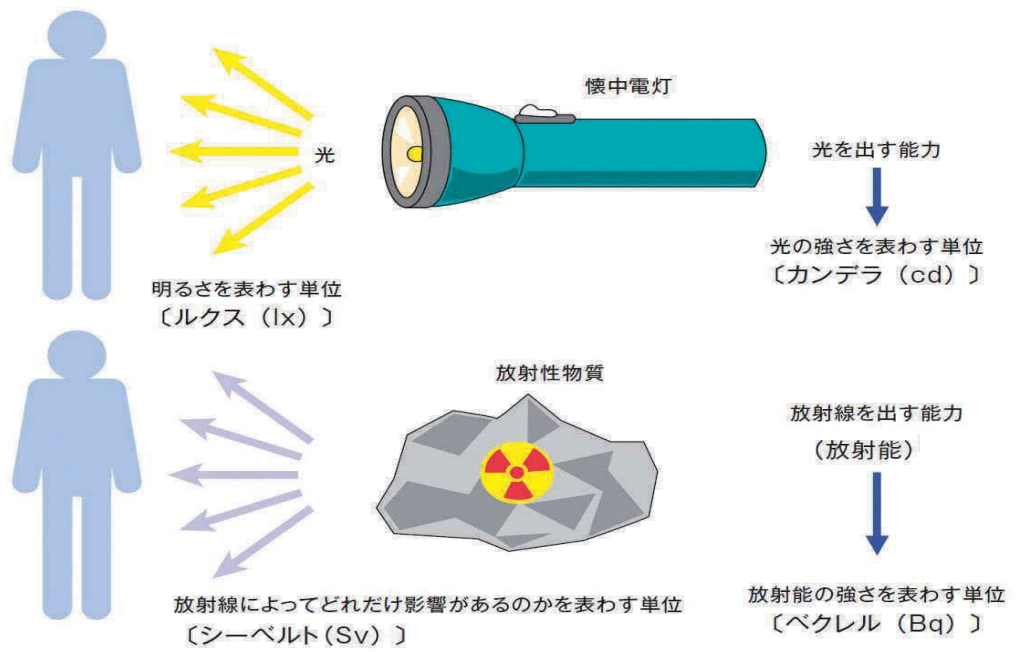
略語	読み方	内 容
PAZ	ピー・エー・ゼット	Precautionary Action Zone（予防的防護措置を準備する区域）の略。 原子力災害対策指針において、原子力発電所から概ね5km圏とすることが定められています。
UPZ	ユー・ピー・ゼット	Urgent Protective action planning Zone（緊急防護措置を準備する区域）の略。 原子力災害対策指針において、原子力発電所から概ね5～30km圏とすることが定められています。
EAL	イー・エー・エル	Emergency Action Level（緊急時活動レベル）の略。 原子力災害対策指針で定められた緊急事態の区分で、初期対応段階における避難等の予防的防護措置を確実かつ迅速に開始するための判断基準。次の3つの区分に設定されます。 <ul style="list-style-type: none"> ・警戒事態（全交流電源喪失のおそれ等） ・施設敷地緊急事態（全交流電源の30分以上喪失等） ・全面緊急事態（原子炉注水機能の喪失等）
OIL	オー・アイ・エル	Operational Intervention Level（運用上の介入レベル）の略。 原子力災害対策指針で定められた緊急事態の区分で、環境への放射性物質の放出後、主に確率的影響の発生を低減するための防護措置を実施する際の判断基準。

参考資料

- 放射線と放射能

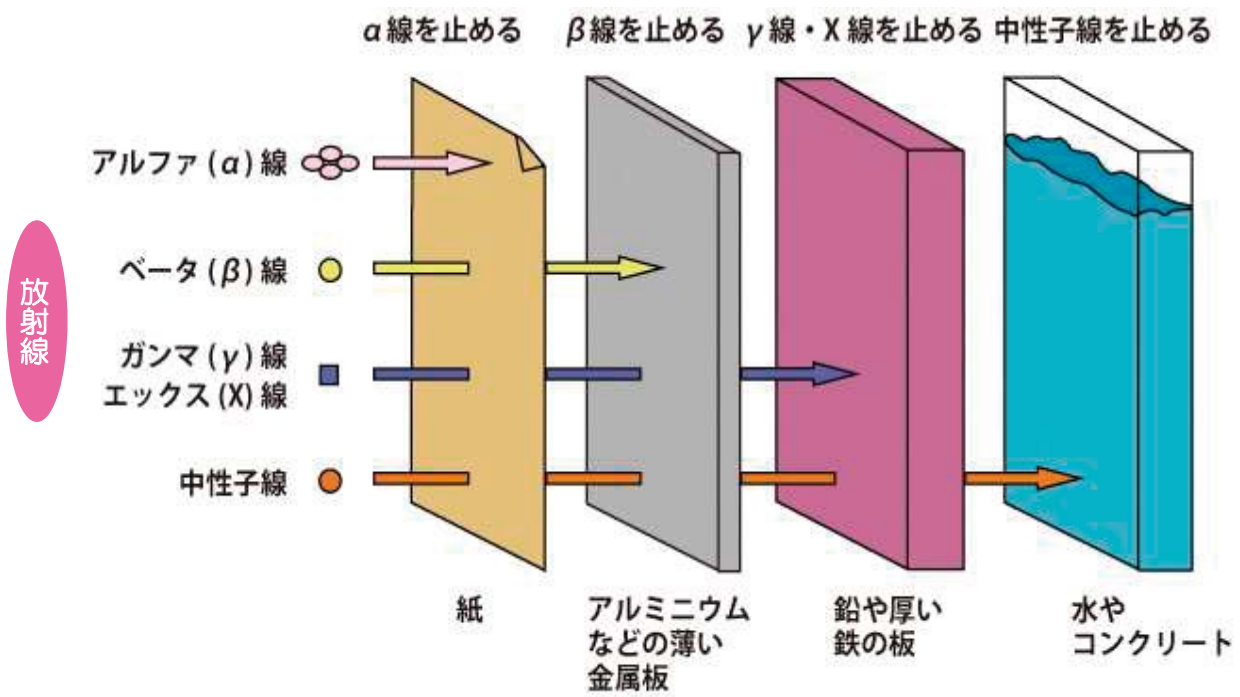
1.1 放射線と放射能

- 「放射線」を放出する能力のことを「放射能」、放射能を持つ物質のことを「放射性物質」といいます。
- 放射線量の単位としては、Sv（シーベルト）、Gy（グレイ）、放射能の単位としては、Bq（ベクレル）などがあります。



1.2 放射線の種類と特徴

- 放射線は、主に5種類（ α 線、 β 線、 γ 線、X線、中性子線）があります。
- 放射線は、物質を通り抜ける性質を持ち、通り抜ける性質は、放射線の種類で変わります。



Bq

ベクレル
放射能の強さを表す単位

すべてのものは小さな原子からできています。原子の中には、その中心にある原子核のバランスが悪く壊れやすい(不安定な)性質のものがあります。これが放射性物質です。1ベクレルは、1秒間に1個の原子核が壊れる(このときに放射線が放出されます)ことを表します。

単独で使われることは少なく、ベクレル/平方センチメートル、ベクレル/キログラムなど、面積や重量あたりの放射能の強さを表すときに、よく使われています。

cpm

シーピーエム
(カウント・パー・ミニッツ)
放射線の数を表す単位

測定器で1分間に計測された放射線の数そのものを表します。衣服や身体表面に放射性物質が付いているかどうかを調べる時の測定器(ガイガー・ミュラーカウンタなど)で単位として使われています。

シーベルトへの正確な換算には放射線の数(シーピーエム)以外に、放射線のエネルギーなどの特定(推定)が必要です。

Gy

グレイ
身体やものが吸収したエネルギー量を表す単位

放射線が当たったときに、身体やものが吸収したエネルギーの量を表します。

放射線にはアルファ線、ベータ線、ガンマ線などいろいろな種類があり、種類によって身体への影響は異なります。このため、グレイの数値が同じでも、身体への影響の大きさ(シーベルト)は変わります。

Sv

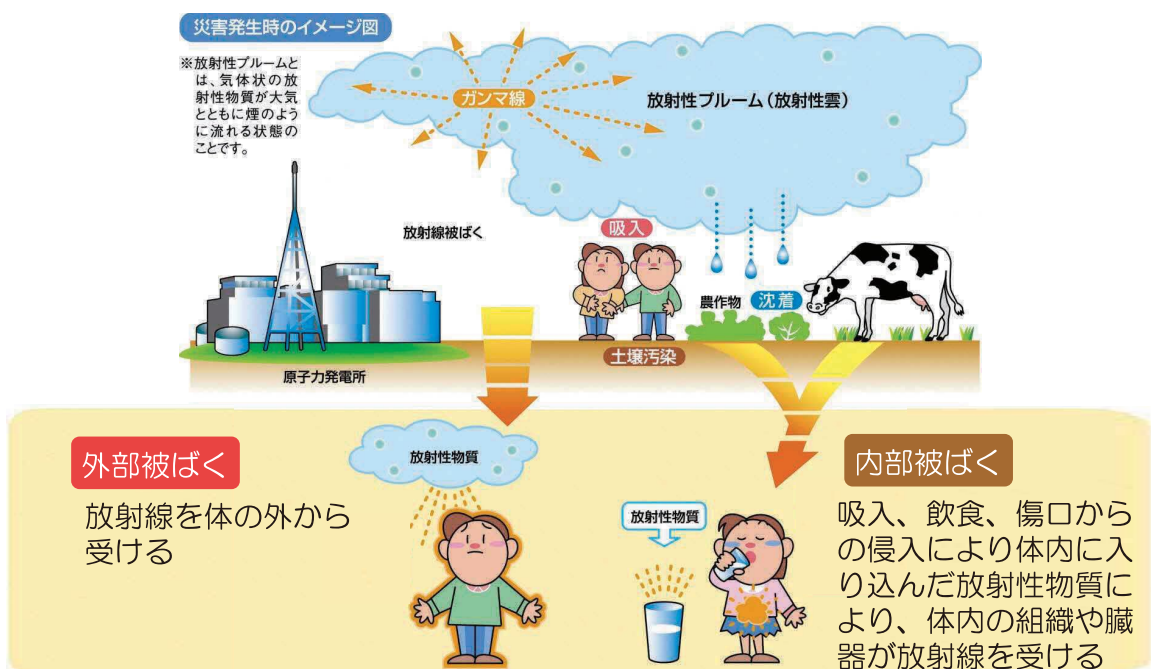
シーベルト
身体への影響の度合いを表す単位

放射線を受けたときの身体への影響の度合いを表します。この単位で計算して同じ数値であれば、自然放射線でも人工放射線でも、また外部被ばくでも内部被ばくでも、身体への影響の度合いは同じです。

シーベルトの1,000分の1がミリシーベルト(mSv)、その1,000分の1がマイクロシーベルト(μ Sv)、さらにその1,000分の1がナノシーベルト(nSv)です。

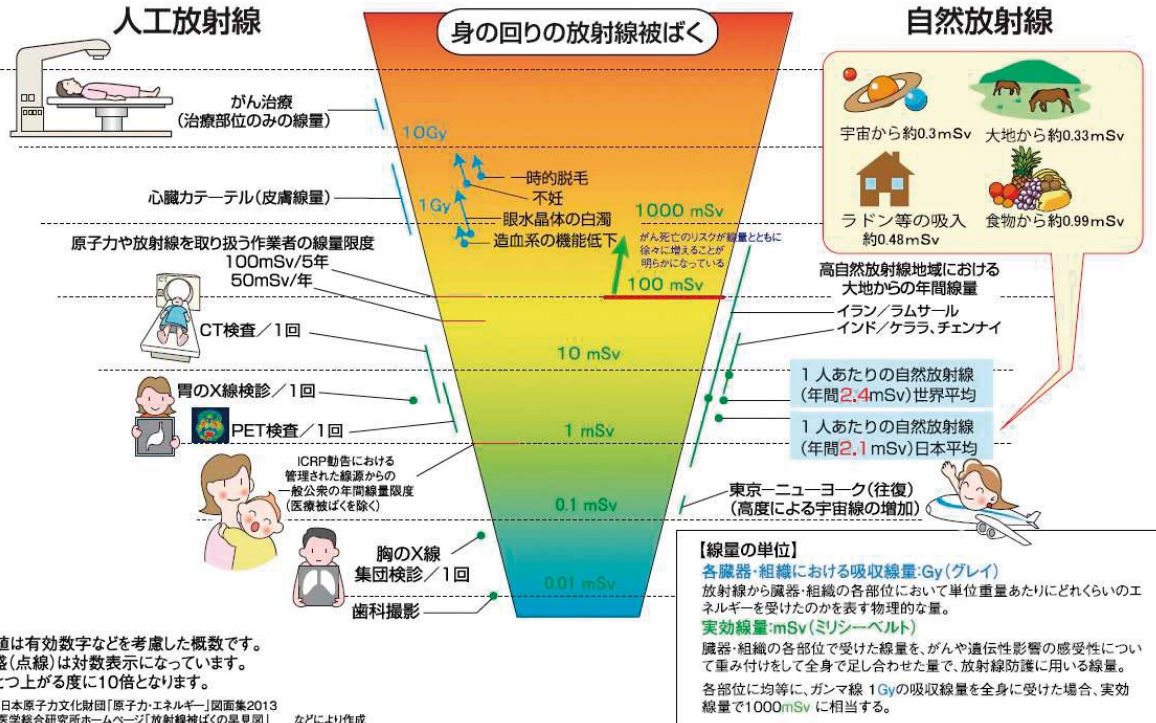
(参考) 被ばくの種類と経路

- 放射線を体に受けることを「被ばく」といいます。
- 被ばくには、「内部被ばく」と「外部被ばく」の2種類があります。



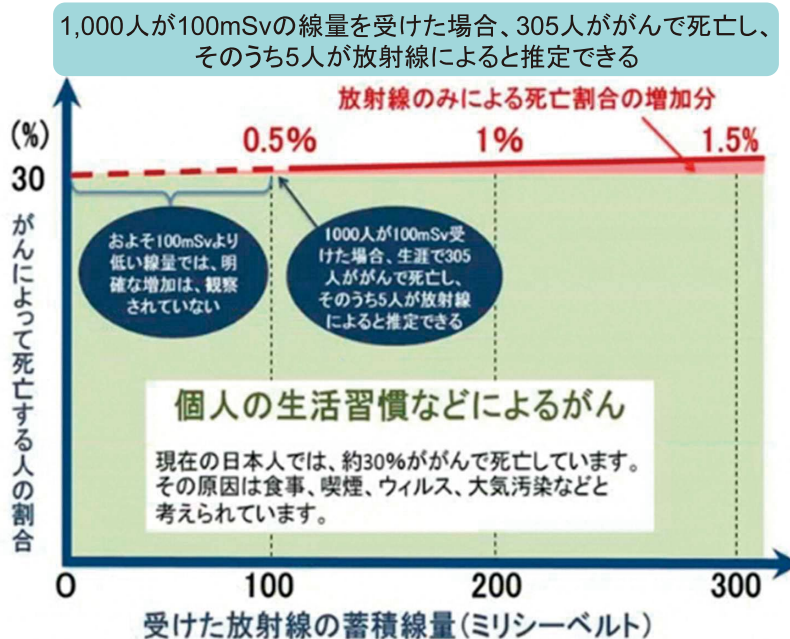
1.3 自然放射線と人工放射線

- 私たちは、自然放射線により、年間約2.4mSv被ばくしています（世界平均）。
- 放射線は自然放射線と人工放射線とに分けられますが、放射線の本質には違いはありません。



(参考) 被ばく線量と健康リスクとの関係

- 平常時の基準値としては年間1mSvが用いられていますが、安全と危険の境界線ではありません。
- 自然界から受ける放射線量を除き、積算で100mSv以上の被ばくでは、がん死亡のリスクが線量とともに徐々に増えることが明らかになっています。



(出典) (国研) 量子科学技術研究開発機構ウェブサイト「放射線被ばくに関する Q&A」より作成

島根県原子力防災訓練の実施状況

	実施日	参加機関／参加者数	訓練項目
第1回	昭和57年 4月27日(火) 8:55～12:20	14機関 443名	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時通信連絡訓練 ・対策会議の設置訓練 ・緊急時環境モニタリング訓練
第2回	昭和61年 11月12日(水) 8:40～12:20	14機関 545名	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時通信連絡訓練 ・災害対策本部の設置運営訓練 ・緊急時環境モニタリング訓練 ・立入制限等措置訓練 ・緊急時医療活動訓練
第3回	平成元年 1月20日(金) 8:30～12:30	15機関 629名	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時通信連絡訓練 ・災害対策本部の設置運営訓練 ・緊急時環境モニタリング訓練 ・広報活動訓練 ・立入制限等措置訓練 ・緊急時医療活動訓練
第4回	平成2年 10月17日(水) 8:30～13:30	22機関 675名	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時通信連絡訓練 ・災害対策本部の設置運営訓練 ・緊急時環境モニタリング訓練 ・広報活動訓練 ・立入制限等措置訓練 ・避難等措置訓練 ・緊急時医療活動訓練 ・飲食物給与措置訓練
第5回	平成4年 11月10日(火) 8:30～13:00	24機関 798名	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時通信連絡訓練 ・災害対策本部の設置運営訓練 ・緊急時環境モニタリング訓練 ・広報活動訓練 ・立入制限等措置訓練 ・避難等措置訓練 ・緊急時医療活動訓練 ・飲食物給与措置訓練 ・災害救助法適用申請訓練
第6回	平成6年 11月8日(火) 8:30～13:00	24機関 843名	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時通信連絡訓練 ・災害対策本部の設置運営訓練 ・緊急時環境モニタリング訓練 ・広報活動訓練 ・立入制限等措置訓練 ・避難等措置訓練 ・緊急時医療活動訓練 ・飲食物給与措置訓練 ・災害救助法適用申請訓練

	実施日	参加機関／参加者数	訓練項目
第7回	平成8年 11月6日(水) 8:30～13:00	24機関 983名	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時通信連絡訓練 ・災害対策本部の設置運営訓練 ・緊急時環境モニタリング訓練 ・広報活動訓練 ・立入制限等措置訓練 ・避難等措置訓練 ・緊急時医療活動訓練 ・飲食物給与措置訓練 ・災害救助法適用申請訓練 ・住民参加避難訓練 ・防災ヘリコプター出動訓練 ・ヨウ素剤搬送訓練
第8回	平成10年 11月5日(木) 8:30～13:00	25機関 2,027名	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時通信連絡訓練 ・災害対策本部の設置運営訓練 ・緊急時環境モニタリング訓練 ・広報活動訓練 ・立入制限等措置訓練 ・避難等措置訓練 ・緊急時医療活動訓練 ・飲食物給与措置、搬送訓練 ・災害救助法適用申請訓練 ・住民・学校参加避難訓練 ・防災ヘリコプター出動訓練 ・ヨウ素剤搬送訓練
第9回 (国との 合同総 合訓練)	平成12年 10月28日(土) 8:00～16:00	83機関 1,900名	<p>(1)国、地方自治体及び原子力事業者共通の訓練</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時通信連絡訓練 ・オフサイトセンター設置運営訓練 ・原子力災害合同対策協議会運営訓練 <p>(2)国が主体となって行った訓練</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力緊急事態宣言発出訓練 ・原子力災害対策本部運営訓練 ・原子力災害現地対策本部要員等派遣訓練 ・原子力災害現地対策本部運営訓練 <p>(3)地方自治体が主体となって行った訓練</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部等設置運営訓練 ・住民の避難 ・屋内退避、避難所開設訓練 ・自衛隊、警察、消防等による避難誘導、緊急輸送訓練 ・緊急時モニタリング訓練 ・緊急時医療活動訓練 ・立入制限、交通規制等措置訓練 ・広報活動訓練

	実施日	参加機関／参加者数	訓練項目
第10回 (個別訓練)	平成13年 11月7日(水) 8:30～17:00	17機関 約400名	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時通信連絡訓練 ・災害対策本部の設置運営訓練 ・緊急時モニタリング訓練 ・避難等措置訓練（学校の避難訓練） ・緊急被ばく医療訓練 ・防災資機材の点検・取扱訓練
第11回 (総合訓練)	平成14年 11月8日(金) 7:50～16:05	50機関 約8,500名	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時通信連絡訓練 ・災害対策本部等設置運営訓練 ・オフサイトセンター設置運営訓練 ・緊急時モニタリング訓練 ・住民の避難・屋内退避・避難所開設訓練 ・学校における避難訓練 ・緊急被ばく医療訓練 ・広報活動訓練 ・立入制限・交通規制等措置訓練 ・自衛隊災害派遣運用訓練 ・災害弱者対応訓練
第12回 (個別訓練)	平成16年 1月23日(金) 8:30～16:30	28機関 約8,300名	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時通信連絡訓練 ・オフサイトセンター設置運営訓練 ・緊急時モニタリング訓練 ・緊急被ばく医療訓練 ・防災ヘリによる救急搬送訓練 ・避難等措置訓練（学校の避難訓練） ・原子力防災資機材取扱訓練
第13回 (総合訓練)	平成16年 10月8日(金) 8:00～14:00	56機関 約6,200名	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時通信連絡訓練 ・オフサイトセンター設置運営訓練 ・災害対策本部設置運営訓練 ・緊急時モニタリング訓練 ・緊急被ばく医療訓練 ・住民の避難等措置訓練 ・学校・幼稚園の避難等措置訓練 ・緊急時要支援者の避難等措置訓練 ・広報活動訓練 ・立入制限・交通規制等措置訓練 ・自衛隊災害派遣運用訓練
第14回 (個別訓練)	平成17年 11月17日(木) 7:00～16:00 ※オフサイトセンター 運営訓練は、平成17年 9月8、9日に実施	41機関 約6,700名	<ul style="list-style-type: none"> ・初動対応訓練 ・緊急時モニタリング訓練 ・緊急被ばく医療活動訓練 ・防災ヘリによる要員搬送訓練 ・住民の避難措置等訓練 ・学校等の避難措置等訓練 ・原子力防災研修 ・原子力防災資機材取扱訓練 ・オフサイトセンター機能班訓練

	実施日	参加機関／参加者数	訓練項目
第15回 (総合訓練)	平成19年 1月30日(火) 7:00～14:00	49機関 約6,500名	<ul style="list-style-type: none"> ・初動対応訓練(緊急時通信連絡訓練) ・オフサイトセンター設置運営訓練 ・災害対策本部設置運営訓練 ・緊急時モニタリング訓練 ・緊急被ばく医療活動訓練 ・住民の避難等措置訓練 ・学校・幼稚園の避難等措置訓練 ・災害時要援護者の避難等措置訓練 ・広報活動訓練 ・防災へりによる救急搬送訓練 ・防災へりによる救急搬送通信訓練 ・立入制限・交通規制等措置訓練 ・自衛隊災害派遣運用訓練
第16回 (総合訓練) 島根県国民 保護共同訓 練の中で実 施	平成19年 11月2日(金) 7:00～14:00	79機関 約1,180名 ※参加者の集計方法が 異なっているため、参 加者数が少なく計上さ れている。	<ul style="list-style-type: none"> ・初動対応訓練(緊急時通信連絡訓練) ・緊急対処事態対策本部設置運営訓練 ・オフサイトセンター設置運営訓練 ・緊急搬送等訓練 ・住民等避難訓練 ・救援等訓練 ・緊急時モニタリング訓練
第17回 (個別訓練)	平成20年 10月28日(火) 8:30～17:00 ※「オフサイトセンター 活動訓練」は、10月9、 10日に、「緊急被ばく医 療関係者研修」は、10月 4日に実施。	75機関 約7,900名 ※参加機関について、学校 を個別に計上しているた め機関数が増加している。	<ul style="list-style-type: none"> ・初動対応訓練(緊急時通信連絡訓練) ・緊急時モニタリング訓練 ・緊急被ばく医療活動訓練(緊急被ばく医療関係 者研修、安定ヨウ素剤内服液調剤訓練、救急搬送 訓練) ・住民の避難措置等訓練 ・学校等の避難措置等訓練 ・災害時要援護者の避難措置等訓練 ・オフサイトセンター活動訓練
第18回 (総合訓練)	平成21年 11月13日(金) 7:00～14:00	73機関 約6,500名	<ul style="list-style-type: none"> ・初動対応訓練(緊急時通信連絡訓練) ・オフサイトセンター設置運営訓練 ・災害対策本部設置運営訓練 ・緊急時モニタリング訓練 ・緊急被ばく医療活動訓練 ・住民の避難等措置訓練 ・学校等の避難等措置訓練 ・災害時要援護者の避難等措置訓練 ・広報活動訓練 ・救急搬送訓練 ・自衛隊へりによる救急搬送・通信訓練 ・立入制限、交通規制等措置訓練 ・自衛隊災害派遣運用訓練

	実施日	参加機関／参加者数	訓練項目
第19回 (個別訓練)	平成23年 1月19日(水) 8:30～16:00 ※「オフサイトセンター 活動訓練」は、12月14,15 日に実施。	75機関 約6,700名	<ul style="list-style-type: none"> ・初動対応訓練(緊急時通信連絡訓練) ・緊急時モニタリング訓練 ・緊急被ばく医療活動訓練(緊急被ばく医療スクリーニング等訓練、救急患者搬送・通信連絡訓練) ・住民の避難措置等訓練 ・学校等の避難措置等訓練 ・災害時要援護者の避難措置等訓練 ・オフサイトセンター活動訓練
第20回 (個別訓練)	平成24年 2月16日(木) 8:00～16:30 ※「初動対応研修」は、 1月25日に実施。	30機関 約2,300名	<ul style="list-style-type: none"> ・初動対応訓練(緊急時通信連絡訓練) ・緊急時モニタリング訓練 ・緊急被ばく医療活動訓練 ・オフサイトセンター設置運営訓練 ・緊急物資輸送訓練
第21回 (個別訓練)	平成25年 1月26日(土) 7:00～15:30 ※「原子力防災実務者研 修・原子力緊急時対応演 習」は、12月17,18日に 実施。	約90機関 約3,100名	<ul style="list-style-type: none"> ・初動対応訓練(緊急時通信連絡訓練) ・緊急時モニタリング訓練 ・緊急被ばく医療活動訓練(汚染等を伴う救急患者搬送・医療処置等訓練、安定ヨウ素剤調製訓練) ・オフサイトセンター設置運営訓練 ・住民の避難措置等訓練 ・学校等の避難措置等訓練 ・社会福祉施設(入所施設)等の避難措置等訓練 ・自衛隊災害派遣運用訓練 ・避難誘導、交通規制等訓練
第22回 (個別訓練)	平成25年 11月5日(火) 8:30～14:30 及び 11月10日(日) 7:00～16:10	約100機関 約3,600名	<ul style="list-style-type: none"> ・初動対応訓練(緊急時通信連絡訓練) ・緊急時モニタリング訓練 ・緊急被ばく医療活動訓練 ・オフサイトセンター設置運営訓練 ・住民の避難措置等訓練 ・学校等の避難措置等訓練 ・要援護者の避難措置等訓練 ・自衛隊災害派遣運用訓練 ・避難誘導、交通規制等措置訓練
第23回 (個別訓練)	平成26年 10月18日(土) 7:00～17:00	約94機関 約3,150名	<ul style="list-style-type: none"> ・初動対応訓練(緊急時通信連絡訓練) ・オフサイトセンター設置運営訓練 ・住民の避難措置等訓練 ・スクリーニング訓練 ・学校等の避難措置等訓練 ・緊急時モニタリング訓練 ・避難行動要支援者の避難措置等訓練 ・避難誘導、交通規制等措置訓練 ・緊急被ばく医療活動訓練 ・自衛隊災害派遣運用訓練

	実施日	参加機関／参加者数	訓練項目
第24回 (個別訓練)	平成27年 10月23日(金) 8:30～15:00 及び 10月25日(日) 8:00～17:00	約108機関 約2,800名	<ul style="list-style-type: none"> ・初動対応訓練（緊急時通信連絡訓練） ・オフサイトセンター設置運営訓練 ・住民の避難措置等訓練 ・在宅避難行動要支援者の避難措置等訓練 ・避難退域時検査(スクリーニング)訓練 ・学校等の避難措置等訓練 ・緊急時モニタリング訓練 ・庁舎放射線防護対策訓練 ・避難誘導、交通規制等措置訓練 ・緊急被ばく医療活動訓練 ・自衛隊災害派遣運用訓練
第25回 (個別訓練)	平成28年 11月14日(月) 8:30～16:45 及び 11月19日(土) 8:00～17:15	約86機関 約3,050名	<ul style="list-style-type: none"> ・初動対応訓練（緊急時通信連絡訓練） ・住民の避難措置等訓練 ・緊急速報（エリア）メール広報訓練 ・島根県災害対策本部移転準備訓練 ・避難行動要支援者の避難措置等訓練 ・避難退域時検査訓練 ・学校等の避難措置等訓練 ・緊急時モニタリング訓練 ・避難誘導、交通規制等措置訓練 ・自衛隊災害派遣運用訓練
第26回 (個別訓練)	平成29年 11月17日(金) 8:30～13:00 及び 11月19日(日) 8:30～15:30	約138機関 約2,980名	<ul style="list-style-type: none"> ・初動対応訓練（緊急時通信連絡訓練） ・住民の避難措置等訓練 ・緊急速報（エリア）メール等広報訓練 ・広域避難通信連絡訓練 ・バスによる緊急輸送等通信連絡・実動訓練 ・避難行動要支援者の避難措置等訓練 ・避難退域時検査訓練 ・学校等の避難措置等訓練 ・緊急時モニタリング訓練 ・避難誘導、交通規制等措置訓練 ・自衛隊災害派遣運用訓練
第27回 (個別訓練)	平成30年 10月26日(金) 8:30～15:40 及び 10月30日(火) 8:30～14:00	約146機関 約3,030名	<ul style="list-style-type: none"> ・初動対応訓練（緊急時通信連絡訓練） ・オフサイトセンター運営訓練 ・住民の避難措置等訓練 ・緊急速報（エリア）メール等広報訓練 ・広域避難通信連絡訓練 ・避難行動要支援者の避難措置等訓練 ・避難退域時検査訓練 ・学校等の避難措置等訓練 ・緊急時モニタリング訓練 ・自衛隊災害派遣運用訓練

	実施日	参加機関／参加者数	訓練項目
第 28 回 (総合訓練)	令和元年 11月8日(金) 14:00～18:50 11月9日(土) 8:30～17:30 及び 11月10日(日) 8:30～15:00	約 208 機関 約 7,780 名	<ul style="list-style-type: none"> ・初動対応訓練（緊急時通信連絡訓練） ・住民の避難措置等訓練 ・緊急速報（エリア）メール等広報訓練 ・学校等の避難措置等訓練 ・避難行動要支援者の避難措置等訓練 ・避難退域時検査訓練 ・原子力災害医療訓練 ・緊急時モニタリング訓練 ・避難誘導・交通規制等訓練
第 29 回 (個別訓練)	令和 2 年 10月15日(木) 9:30～11:30 10月28日(水) 8:30～12:00 及び 10月31日(土) 15:00～16:00	126 機関 約 2,800 名	<ul style="list-style-type: none"> ・初動対応訓練 ・緊急速報（エリア）メール等による広報訓練 ・学校等の避難措置等訓練 ・避難行動要支援者の避難措置等訓練 ・避難退域時検査会場での手順確認と感染症防止対策の検討 ・一時集結所での感染症防止対策の検討
第 30 回 (個別訓練)	令和 4 年 2月2日(水) 8:30～11:30	126 機関 約 2,500 名	<ul style="list-style-type: none"> ・初動対応訓練 ・学校等の避難措置等訓練 ・緊急時モニタリング訓練 ・避難行動要支援者の避難措置等訓練 (通信連絡訓練) ・広報訓練
第 31 回 (個別訓練)	令和 4 年 11月7日(月) 8:40～15:30 11月12日(土) 8:30～16:00 11月15日(火) 13:00～15:00 及び 11月19日(土) 9:00～11:00	150 機関 約 3,470 名	<ul style="list-style-type: none"> ・初動対応訓練 ・緊急速報（エリア）メール等による広報訓練 ・住民の避難措置等訓練、避難退域時検査訓練 ・学校等の避難措置等訓練 ・緊急時モニタリング訓練 ・避難行動要支援者の避難措置等訓練 ・実動組織による住民避難措置等訓練 ・避難誘導・交通規制等措置訓練 ・社会福祉施設の避難措置等訓練 ・病院の避難措置等訓練

	実施日	参加機関／参加者数	訓練項目
第 32 回 (個別訓練)	令和 5 年 9 月 30 日 (土) 13:00～15:00 10 月 19 日 (木) 8:40～16:30 11 月 5 日 (日) 8:30～15:00 11 月 7 日 (火) 10:00～11:30 11 月 8 日 (水) 9:00～12:00 及び 11 月 9 日 (木) 9:30～11:00	1 4 6 機関 約 3, 4 7 0 名	<ul style="list-style-type: none"> ・ 初動対応訓練 ・ 緊急速報 (エリア) メール等による広報訓練 ・ 住民の避難措置等訓練、避難退域時検査訓練 ・ 学校等の避難措置等訓練 ・ 保育所等の避難措置等訓練 ・ 緊急時モニタリング訓練 ・ 避難行動要支援者の避難措置等訓練 ・ 実動組織による住民避難措置等訓練 ・ 避難誘導・交通規制等措置訓練 ・ 社会福祉施設の避難措置等訓練 ・ 病院の避難措置等訓練
第 33 回 (個別訓練)	令和 6 年 10 月 9 日 (水) 9:00～12:30 11 月 7 日 (木) 8:30～12:00 11 月 9 日 (土) 9:00～10:45 11 月 13 日 (水) 9:30～12:45 11 月 16 日 (土) 8:30～16:45 11 月 18 日 (月) 13:30～16:50 11 月 23 日 (土) 8:30～15:00 及び 令和 7 年 2 月 6 日 (木) 8:30～16:30	1 1 1 機関 約 4, 8 4 0 名	<ul style="list-style-type: none"> ・ 初動対応訓練 ・ 緊急速報 (エリア) メール等による広報訓練 ・ 住民の避難措置等訓練、避難退域時検査訓練 ・ 学校等の避難措置等訓練 ・ 保育所等の避難措置等訓練 ・ 緊急時モニタリング訓練 ・ 実動組織による住民避難措置等訓練 ・ 避難誘導・交通規制等措置訓練 ・ 社会福祉施設の避難措置等訓練 ・ 病院の避難措置等訓練 ・ 原子力災害医療訓練

	実施日	参加機関／参加者数	訓練項目
第 34 回 (個別訓練)	令和 7 年 10 月 27 日 (月) 8:40~16:30 11 月 9 日 (日) 8:00~14:30 11 月 20 日 (木) 13:30~16:40 11 月 26 日 (水) 13:30~16:40 11 月 29 日 (土) 8:00~14:20 12 月 17 日 (水) 9:10~11:00 及び 12 月 24 日 (水) 8:40~14:40	1 5 8 機関 約 4, 0 6 0 名	<ul style="list-style-type: none"> ・ 初動対応訓練 ・ 緊急速報 (エリア) メール等による広報訓練 ・ 住民の避難措置等訓練、避難退域時検査訓練 ・ 学校等の避難措置等訓練 ・ 保育所等の避難措置等訓練 ・ 緊急時モニタリング訓練 ・ 避難誘導・交通規制等措置訓練 ・ 社会福祉施設の避難措置等訓練 ・ 病院の避難措置等訓練

令和 7 年度 島根県原子力防災訓練の記録

(令和 8 年3月)

編集・発行 島根県 防災部 原子力安全対策課

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地

電話(0852)22-5668 FAX(0852)22-5600

URL <https://www.pref.shimane.lg.jp/genan/>

E-mail gen-an@pref.shimane.lg.jp